(六)　畜産物の価格安定等に関する法律施行規則第五条第四号に基づく、鶏卵の調整保管措置を行なう場合のその基準価格と実施期間(昭和四二・五・一五日告示)……一八六
(七)の1　食糧管理法第四条ノ二第二項に基づく、昭和四二年産麦の政府買入れ価格(昭和四二・六・三〇日告示)一八七
2　同法第四条ノ三第三項に基づく、麦の標準売渡価格(昭和四二・六・三〇日告示)……一八七
3　食糧管理法第三条第二項に基づく、昭和四二年産の米穀の政府の買入れ価格(昭和四二・七・二六日告示)……一八七
(八)　生産者米価(政府買入れ価格)の推移……一八八
(九)　物価統制令第四条の規定に基づく、食糧管理法第八条ノ二第二項の販売業者が販売する米穀の販売価格の統制額……一八九

※　第五十五回(特別)国会閉会後(昭和四二年七月二三日～同年七月二六日)(摘記事項なし)

◎　**第五十六回(臨時)国会**(昭和四二年七月二七日～同年八月一八日)

①　農林水産委員氏名……一九一
②　法律案等(農林水産関係)審議経過表……一九一
③　農林水産委員会開会一覧……一九三
④　法律案等(農林水産関係)の概要……一九三
A　法律案……一九三
(A)　農林水産委員会に付託されたもの……一九三
一　森林法の一部を改正する法律案……一九三
(B)　農林水産委員会以外の委員会に付託されたもの……一九三
一　「健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案(衆・修正)」並びに「船員保険法の一部を改正する法律案」……一九四
二　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案……一九五
三　国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(社会党案)……一九五
⑤　決議(農林水産関係)……一九五
A　委員会決議……一九五
(A)　参議院農林水産委員会……一九五
一　農林漁業団体等の行なう有線放送電話に関する決議……一九六
(B)　参議院地方行政委員会……一九六
一　市町村の行なう有線放送電話の運営の適正化に関する決議……一九六
(C)　衆議院農林水産委員会……一九七
一　農林漁業団体等の行なう有線放送電話に関する件……一九七
⑥　請願審査一覧……一九七

参議院農林水産委員長歴代名簿

氏名	党派	就任（国会）	退任（国会）	備考
（農林委員会）				
楠見義男	緑	二二・六・三（一回）	二五・七・一二（八回）	
岡田宗司	社	二五・七・一二（八回）	二六・一・二九（一〇回）	
羽生三七	社	二六・一・二九（一〇回）	二七・一〇・二四（一五回）	
山崎恒	民	二七・一〇・二四（一五回）	二八・五・二（一五回閉）	
片柳真吉	緑	二八・五・二一（一六回）	二九・六・一五（一九回）	
森八三一	緑	二九・六・一五（一九回）	三〇・三・二八（二二回）	
（水産委員会）				
木下辰雄	緑	二二・六・三（一回）	二七・一〇・二四（一五回）	
秋山俊一郎	自	二七・一〇・二四（一五回）	二八・五・二一（一六回）	
森崎隆	社	二八・五・二一（一六回）	二九・六・三（一九回）	
小林孝平	社	二九・六・三（一九回）	三〇・三・二八（二二回）	
（農林水産委員会）				
荒木正三郎	社	三〇・三・二八（二二回）	三〇・五・一三（二二回）	
江田三郎	社	三〇・五・一三（二二回）	三〇・一二・二（二三回）	
棚橋小虎	社	三〇・一二・二（二三回）	三一・五・二九（二四回）	
戸叶武	社	三一・五・二九（二四回）	三一・一一・一三（二五回）	
堀末治	自民	三一・一一・一三（二五回）	三二・一一・一（二七回）	

議員の任期満了で自然退任

第五十二回（臨時）国会閉会後

重政庸徳	自民	三一・一一・一（一二七回）	
関根久蔵	自民	三三・七・八（一一九回）	
秋山俊一郎	自民	三四・一・一二八（三一一回）	
堀本宜実	自民	三四・七・三（三二回）	
藤野繁雄	自民	三五・七・一二（三五回）	
仲原善一	自民	三六・一〇・四（三九回）	
梶原茂嘉	自民	三七・一・二四（四〇回）	
桜井志郎	自民	三七・八・一〇（四一回）	
青田源太郎	自民	三八・一〇・一八（四四回）	
温水三郎	自民	三九・六・二六（四六回）	
仲原善一	自民	四〇・一・二九（四八回）	
山崎斉	自民	四一・一・二八（五一回）	
野知浩之	自民	四二・二・一七（五五回）	

重政庸徳	自民	三三・七・八（一一九回）	
関根久蔵	自民	三四・一二・八（三一一回）	
秋山俊一郎	自民	三四・七・三（三二回）	
堀本宜実	自民	三五・七・一二（三五回）	
藤野繁雄	自民	三六・一〇・四（三九回）	
仲原善一	自民	三七・一・二四（四〇回）	
梶原茂嘉	自民	三七・八・四（四一回）	
桜井志郎	自民	三八・一〇・一八（四四回）	
青田源太郎	自民	三九・六・二六（四六回）	
温水三郎	自民	四〇・一・二九（四八回）	
仲原善一	自民	四一・一・二八（五一回）	
山崎斉	自民	四二・二・一七（五五回）	
野知浩之	自民		

① 農林水産委員会開会一覧

年月日	議事	政府等発言者	質問者等氏名	備考	会議録番号
四一、九、一〇	一　農林水産政策調査 (一)　乳価問題に関する件 (二)　北海道における外国漁船の漁業操業並びに寄港問題 (三)　資料要求	温水農林政務次官 岡田畜産局長 竹中公正取引委員会事務局長 亀長水産庁生産部長 北原外務省欧亜局長 小川外務省アジア局長	矢山有作 渡辺勘吉 村田秀三 川村清一	質疑 質疑	一
四一、一〇、二五	一　参考人の出席要求 二　派遣委員報告に関する件 三　農林水産政策調査 (一)　農林水産基本政策に関する件 (二)　宮崎県細島甘味コンビナートに対する融資に関する件	松野農林大臣 松野農林大臣 大和田農林経済局長 荒勝食糧庁業務第二部長 青山大蔵大臣官房財務調査官	矢山有作 森中守義 中村波男 渡辺勘吉	質疑	二
	二　共和製糖への融資の件	所信表明			

		澄田大蔵省銀行局長	
		石原日本開発銀行副総裁	
		大沢農林漁業金融公庫総裁	
		楠見農林中央金庫理事長	
四一、一〇、二六	一　参考人の出席要求に関する件		
	二　農林水産政策調査		
	(一)　農林水産基本政策に関する件	松野農林大臣	
		丸茂大蔵政務次官	
		荒勝食糧庁業務第二部長	
		大和田農林経済局長	
		澄田大蔵省銀行局長	
		石原日本開発銀行副総裁	
		大沢農林漁業金融公庫総裁	
	(二)　宮崎県細島甘味コンビナートに対する融資に関する件	楠見農林中央金庫理事長	
		松野農林大臣	
		丸茂大蔵政務次官	
		荒勝食糧庁業務第二部長	
		大和田農林経済局長	
		澄田大蔵省銀行局長	
		石原日本開発銀行副総裁	
		大沢農林漁業金融公庫総裁	
	(三)　バナナ等輸入果実その他に関する件	楠見農林中央金庫理事長	
		松野農林大臣	
		石田通商産業省通商局次長	
		細見大蔵大臣官房財務調査官	
		八塚園芸局長	
		高野外務大臣官房長	
四一、一一、一		山崎委員長	
	一　参考人の出席要求に関する件		
	二　農林水産政策調査		
	(一)　宮崎県細島甘味コンビナートに対する融資に関する件	渡辺勘吉	共和製糖への融資の件
		宮崎正義	質疑
		黒柳明	
	(二)　バナナ等輸入果実その他に関する件	渡辺勘吉	共和製糖への融資の件
		宮崎正義	質疑
		黒柳明	
四一、一〇、二六の本委員会運営につ			
四		三	

四一、一一、二五	一　農林水産政策調査		
	(一)　バナナ等輸入果実その他に関する件	松野農林大臣	
		三木通産大臣	
		松野農林大臣	
		八塚園芸局長	
		雨林警察庁保官局保安課長	
		石原法務省刑事局刑事課長	
		中嶋国税庁次長	
		原田通商産業省通商局次長	
		高谷通商産業省通商局輸入業務課長	
	(二)　国有林野の払下げ等に関する件	松野農林大臣	
		若林林野庁長官	
	一　参考人の出席要求に関する件		
	二　農林水産政策調査		
	(一)　宮崎県細島甘味コンビナートに対する融資に関する件	松野農林大臣	
		中村波男	共和製糖への融資の件
		矢山有作	質疑
		渡辺勘吉	
		武内五郎	共和製糖に関する政府調査報告についての発言
		〃	
		黒柳明	共和製糖への融資の件
		宮崎正義	質疑
		武内五郎	共和製糖に関する政府調査報告についての発言
		〃	
	(二)　バナナ等輸入果実その他に関する件		
	(三)　共和製糖への融資の件		
	共和グループに関		
		五	

ンビナートに対する融資に関する件

大和田農林経済局長

松野農林大臣
渡辺勘吉
質疑

大和田農林経済局長
矢山有作

若林林野庁長官
大口食糧庁長官
澄田大蔵省銀行局長
小熊会計検査院事務総局第四局長
佐藤会計検査院事務総局第五局長
石原日本開発銀行副総裁
大沢農林漁業金融公庫総裁
大月農林中央金庫副理事長

② 宮崎県細島甘味コンビナートに対する融資に関する件

第五一回国会、参議院決算委員会に於て、問題の発端となつた共和製糖グループに対する日本開発銀行、農林漁業金融公庫、農林中央金庫等の各金融機関からの融資問題は、引き続き農林水産委員会に於ても、第五二回国会閉会中の四一年一〇月二五日、一〇月二六日、一一月一日、一一年二五日の四日間にわたり、野党側と政府、関係金融機関側との間に質疑が展開された。

次に四日間の委員会で論議の対象になつた主な点は、①政策金融のあり方、②各金融機関が繰上げ償還をとつた理由、③各金融機関の資金管理、④共和グループの工場財団の評価、⑤国有林の交換問題、⑥政府調査報告、⑦共和製糖再建問題等であつた。（詳細な点は会議録及び当調査室作成の会議録索引を参照のこと）

なお、野党側から本件の質疑過程に於て、政府による調査の要求があり、四一年一一月二五日の委員会で、調査結果の報告がなされた。次にその報告書の抜萃を掲載する。

共和製糖株式会社および東洋果糖株式会社に対する日本開発銀行、農林漁業金融公庫および農林中央金庫からの貸付についての調査報告書の抜萃

第一章 序論

一 調査の目的

この報告書は、日本開発銀行、農林漁業金融公庫および農林中央金庫（以下単に「三機関」という。）から共和製糖㈱および東洋果糖㈱に対して行なわれた貸付に関し、貸付が行なわれるにいたつた経緯、貸付の内容、貸付けられた資金の使途、貸付後の債権管理等について、その実情を把握し、当該融資が適正妥当と認められるかどうかを明らかにしようとするものである。

共和製糖㈱および東洋果糖㈱に対する三機関の貸付については、本年二月二三日、参議院決算委員会における質疑以来、両院の各委員会でしばしば審議の対象としてとりあげられてきた。政府としても、三機関の当該貸付についてその実態を明らかにすることとし、九月二九日参議院決算委員会において、政府の責任において本問題を調査する旨の答弁を行なつた。

これに基づき、農林省および大蔵省は、直ちに調査に着手した。この報告書は、その調査の結果をとりまとめたものである。

二 調査の方法

この調査の実施にあたつては、まず、三機関に対し、貸付決定時における審査内容、その実行にあたつての具体的手続、資金使途の確認措置等についてあらためて調査を行ない報告すべきことを求めた。さらに、政府は、その報告を審査するとともに、自ら三機関その他の関係金融機関ならびに共和グループの本社および宮崎事業所について実地に検証を行なつた。この場合、政府が検査権限を有しているのは金融機関にとどまり、融資先に対する調査は、相手方の自発的な協力に基づき任意調査として行なつたものである。

このように、本調査を行なうにあつては、その権限等について制約があつたのであるが、三機関、融資先等の積極的協力を得ることができ、与えられた条件のもとにおいては、所期の目的を達したものと考えられる。

三 調査の経過

調査は次のような順序を追つて行なわれた。

㈠ 一〇月四日 三機関に対し、農林省農林経済局長および大蔵省銀行局長の名をもつて、正式に、必要な調査の実施とその調査結果のすみやかな報告を求めるとともに、口頭で必要な指示を与えた。

㈡ 一〇月四日以降、随時、三機関から、それぞれの調査の進捗状況について報告を受けるとともに、他方、政府内部における資料の収集整理、実地調査の事前準備等を行なつた。

㈢　三機関、融資先等に対し、次のように実地調査を行なつた。

開発銀行　一〇月一五日
農林公庫　一〇月一六日
農林中金　一〇月一六日、二二日および二八日
三和銀行八丁堀支店　一〇月二一日および二四日
共和製糖㈱、共和糖化工業㈱および共和産商㈱の本社　一〇月二〇日および二九日
共和製糖㈱、共和糖化工業㈱宮崎事業所　一〇月二一日～二三日
宮崎県　一〇月二二日

㈣　一〇月二六日　三機関の報告書を受領
㈤　一〇月二六日および二七日　三機関ごとに報告書の説明を聴取
㈥　一〇月二八日　三機関に対し補足調査を指示
㈦　一一月一日～八日　三機関の報告書追補を受領
㈧　一〇月三一日から一一月八日までの間、三機関の報告書審査、三機関の報告書追補説明聴取、資料整理、政府報告書作成の準備等を行なつた。
㈨　一一月九日以降　政府報告書の作成および印刷を行なつた。

（この報告書中の数字で合計数字と個々の数字の合計との間に不突合の場合があるのは、四捨五入の関係によるものである。）

第二章　融資の経緯

一、三機関の融資決定が行なわれた前後の糖業界の動きを概観すると、昭和三八年八月に粗糖輸入自由化が実施されて以来、当時比較的高水準にあつた糖価は、三八年一一月に戦後最高値（上白卸売価格一六四・八二円／キログラム、粗糖N・Y・相場一一・五二セント／ポンド）を記録したものの、その後反落に転じ、一年後の三九年秋には一一〇円前後（N・Y・相場四セント前後）に、さらに四〇年八月には九一・九〇円（N・Y・相場一・六八セント）にまで落ち込むという予想外の事態に立ちいたつた。このような糖価の変動と低迷は、主として国際糖価の動向によるものであるが、同時に、自由化後の精製糖業界の競争の激化も一つの原因となつており、精製糖企業の採算は悪化の一途をたどつた。この間、政府あるいは業界が行なつた価格安定対策も、輸入自由化のもとにあつては十分な効果をあげえなかつた。

そもそも、ぶどう糖企業の育成は、三三年当時、約三〇万トンに達していた政府手持の過剰でん粉対策およびいもでん粉価格の安定のために始められたものであるが、その対策は逐年効果を発揮し、三八年当時においては、政府手持の過剰でん粉はほとんどなくなり、いもでん粉の価格安定にも相当の効果を発揮してきた。

しかし、糖価の低迷は、甘味品たるぶどう糖の価格にも大きく影響し、三八年末には、一〇〇円／キログラムを超えていたぶどう糖価格（含水結晶ぶどう糖卸売価格）は、三九年夏頃には八〇円前後に、さらに四〇年夏には七五円程度にと大幅に低下し、加えてぶどう糖の需要も減退したため、ぶどう糖企業の採算には苦しいものがあつた。このようなぶどう糖価格の水準は、その原料たる甘しよでん粉の基準価格に見合うコスト価格を下まわるものであり、糖価の低迷のもとにおいては、相当の合理化の努力がなければぶどう糖企業の自立の見通しもたちがたい状況であつた。とくに、四〇年六月以降、でん粉価格が急騰したため、業界の努力等によつて糖価に比してぶどう糖価格を相対的に上昇せしめたにもかかわらず、ぶどう糖企業の採算は極度に悪化して今日にいたつている。

二、昭和三七年暮頃から、農産物または加工品の輸入自由化に備えて、中小企業を主体とするわが国の食品工業の体質改善、生産性の向上を図るため、農林省（食糧庁）は食品コンビナート構想を打ち出していたが、他方、粗糖輸入自由化後における精製糖工場規模の大型化と甘味資源の一体的合理化を図る必要が感ぜられ、三八年秋頃には、いわゆる甘味総合コンビナートの構想が検討されていた。

共和製糖㈱および東洋果糖㈱両社の社長である菅氏は、この考え方に沿つて、宮崎県日向市に精製糖工場とぶどう糖・果糖工場からなる細島コンビナート建設の具体的構想を固めるにいたつたが、農林省（食糧庁）としても、この構想は、粗糖輸入自由化後の事態に対応するための精製糖企業の合理化、いもでん粉の主産地である南九州の畑作振興、日向延岡地区の新産業都市としての発展等に寄与するところ大であると判断して、これを推進することとした。

三、菅社長は、三八年九月、農林省、宮崎県、開発銀行、農林公庫、農林中金等関係方面との折衝を始めた。その結果、共和製糖㈱および東洋果糖㈱に対し、その細島コンビナート精製糖工場およびぶどう糖・果糖工場建設資金について、次のような順を追つて、融資依頼等、融資の決定および実行が行なわれた。

（注）　昭和四一年六月一六日、東洋果糖㈱は、日本精糖化㈱とともに、共和糖化工業㈱に吸収合併されている。

㈠　融資依頼等

昭和三八年九月三〇日　宮崎県と共和製糖および東洋果糖との覚書調印
昭和三八年暮頃から昭和三九年初め頃の間　宮崎県から三機関に対し融資要請
昭和三八年一二月九日　農林省から開発銀行へ融資依頼
昭和三九年三月三〇日　農林省から農林公庫へ融資依頼

（注）　なお、国会において、農林省（食糧庁）から農林中金に対して、本件融資についての融資依頼ないしあつせんがあつたかどうかが問題とされたが、このことについては、文書による依頼、あつせん等のことはなかつたが、前述のように、食糧庁においては、本件を実現するとの方針のもとに、その具体化を推進することとしていたのであつて、開発銀行および農林公庫に対し融資の依頼およびあつせんがあつた当時の事情などから考えても、農林中金に対し協力の要請等があつたものと考えられる。

㈡　貸付決定

昭和三八年一二月三〇日　農林中金の東洋果糖への貸付（短期（設備つなぎ））　七〇〇百万円

昭和三九年　三月三一日
　農林公庫の東洋果糖への貸付（設備）　五〇〇
同　九月二九日
　開発銀行の共和製糖への貸付（設備）　八〇〇
同　九月三〇日
　農林中金の共和糖化への貸付（短期（設備つなぎ））　三〇〇
　　合　計　二、三〇〇

㈢　資金交付

昭和三八年一二月三〇日　　百万円
　農林中金から東洋果糖へ　第一回　三五〇
昭和三九年　一月一〇日
　〃　第二回　三五〇
同　九月三〇日
　農林中金から共和糖化へ　三〇〇
同　一〇月　五日
　開発銀行から共和製糖へ　第一回　一二〇〇
同　一〇月六日
　農林公庫から東洋果糖へ　四〇〇
同　一一月二六日
　開発銀行から共和製糖へ　第二回　一〇〇
同　一二月二五日
　〃　第三回　一〇〇
昭和四〇年三月二五日
　〃　第四回　一五〇
同　五月一五日
　〃　第五回　一〇〇
同　六月二二日
　〃　第六回　一〇〇
同　八月一〇日
　〃　第七回　三〇
同　九月三〇日
　〃　第八回　二〇
　　合　計　二、二〇〇

（注）イ、農林公庫が貸付決定した五〇〇百万円のうち、一〇〇百万円は、交付されていない。

ロ、上記のほか、共和製糖㈱に対する三和銀行からの三〇〇百万円（貸付決定四〇年二月一二日、実行同年二月二五日、三月一〇日および三月三一日各一〇〇百万円ずつ）および宮崎銀行からの一〇〇百万円（貸付決定三九年一二月一日、実行同年一二月二日）の貸付がある。

ハ、昭和三九年九月三〇日に農林中金から共和糖化工業㈱に貸付けられた三〇〇百万円は、農林中金としては、東洋果糖㈱宮崎事業所に係る設備つなぎ資金として貸付けたものである。

四、上記のような共和製糖㈱および東洋果糖㈱等に対する各機関の貸付決定に際し、その前提となつた当初事業計画および資金計画は、各機関によつて、また、その資料を徴した時期によつてその内容が異なつているが、三九年九月末を基準としてみれば、下記のとおりである。

第一表　細島コンビナート事業計画
　および資金計画

（単位百万円）

	共和製糖（株）（精製糖）	東洋果糖㈱（ぶどう糖・果糖）	合計
設備能力	公称二〇〇トン／日（設計三〇〇トン／日）	ぶどう糖七〇トン／日　果糖五〇トン／日	
事業費 土地	三、六八〇	一、八四〇	二五二
事業費 建物	八〇四	六六三	九六七
事業費 機械	二、一〇〇	七七五	二、九五五
事業費 その他	三一二	三一三	六二三
事業費 計	五、〇〇二	二、九三五	四、四三七
資金調達 開発銀行	八〇〇	一、八〇〇	二、六〇〇
資金調達 農林中金	四〇〇	八〇〇	一、二〇〇
資金調達 公庫	三〇〇	一、二三五	一、五三五
資金調達 市中銀行	四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇
資金調達 自己資金	三〇二	一、〇〇〇	一、三〇二
資金調達 計	一、五〇二	二、九三五	四、四三七

五、細島コンビナートの構想は、上述のように、精製糖部門とぶどう糖・果糖部門とからなるものであるが、精製糖部門については、共和製糖㈱が三八年暮頃から精製糖工場（公称能力二〇〇トン／日、設計能力三〇〇トン／日）の建設に着手し、三九年一一月二〇日に完成してその操業を開始した。その後、四〇年一〇月から四一年一月にかけて増設工事（公称能力五〇〇トン／日となる。）が行なわれ、現在、不況カルテル実施中のため月間操業度は低いが、日産としては、四〇〇トンないし六〇〇トンの実績をあげている。

六、細島コンビナートぶどう糖・果糖部門については、東洋果糖㈱が、当初、七〇トン／日のぶどう糖工場および五〇トン／日の果糖工場の建設を行なう計画であつた。しかし、その後、前述のような糖価の予想外に激しい低落があり、また、ぶどう糖企業も原料でん粉の需給、価格の動向等から漸次苦しい状態に陥り、これらの事態に対処するためには、ぶどう糖企業の集約合理化再編成を行なう必要があるとの考え方が出はじめ、三九年秋頃には、関係者から一工場一〇〇～三〇〇トン／日、全国五工場の集約合理化構想の試案が呈示され、また、食糧庁もこの構想の具体的検討に乗り出すにいたつた。このような情勢を背景に、共和グループは、逐次、集約合理化工場の構想を固めていつたと見られ、四〇年初め頃には、細島コンビナートぶどう糖部門の七〇トン／日工場から三〇〇トン／日工場への計画変更が具体化してきている。

しかし、この計画変更に対しては、四〇年四月～六月頃基礎工事の終つた段階で、水飴業界およびぶどう糖業界各社から共和グループの独走に対する強い反対の意見が表明された。かたがた、引き続く糖価の異常な低落、でん粉価格の高騰という市況の変化もあつて、集約合

理化構想をもつてしても、当面このような情勢の変化に対処し得ないという見方もあり、共和グループとしては、四〇年七月、三〇〇トン／日工場建設の一カ年延期を決定し、工事は基礎工事が終つたままで中止されることとなつた。そして、四一年に入り、基礎工事まで終つているぶどう糖三〇〇トン／日工場建設予定地に、新規に、公称能力六五〇トン／日の精製糖工場を建設するための基礎工事が同年八月末から始まつていることが、今回の調査により明らかとなつた。（これが第二期精製糖工場増設工事といわれているものである。）

第四章　むすび

今回の細島コンビナート建設をめぐる諸般の事情は、概ね、次のように要約することができる。

一　農林省（食糧庁）としては、粗糖輸入自由化後の事態に対応するための精製糖企業の合理化、いもでん粉の主産地である南九州の畑作振興、日向延岡地区の新産業都市としての発展等の観点から細島コンビナート工場建設を推進する方針を定めた。開発銀行、農林公庫および農林中金は、この方針に沿つた共和精糖㈱および東洋果糖㈱が行なう工場建設について、農林省（食糧庁）の方針に即し、所要の融資を行なつた。

二　粗糖輸入自由化以後今日までの糖業事情には、糖価の予想外の著しい低落による精製糖企業の採算の悪化、ぶどう糖価格の著しい低落とでん粉価格の高騰によるぶどう糖企業の採算の悪化等粗糖輸入自由化当時には想定し得なかつた激しい変化がみられ、このような事態に対処しての甘味資源特別措置法の制定、砂糖の価格安定等に関する法律の制定等の政府の諸施策も、結果において、十分効果を発揮したとはいい難く、また、ぶどう糖企業大型合理化構想も種々検討が加えられたが、結論を得られないまま現在にいたつている。

三　共和グループの細島コンビナート工場建設の計画は、このような情勢のもとにおいて、二転三転せざるを得なかつたのであるが、共和グループも、このような大規模の建設計画を一貫して遂行する企業としては、安易にすぎる面があつたといわざるをえない。

四　三機関、とくに農林公庫および農林中金の貸付にあたつての審査のあり方、債権保全措置等については、結果的には種々の問題が指摘されるところではあるが、①甘味コンビナート工場建設という新しい事業に対する政策的融資であつたこと、②建設過程における糖業事情の急激な変転等の諸点は、十分考慮に入れてこれを判定する必要があるものと考えられる。

五　農林公庫および農林中金の貸付金は、結果的には、精製糖部門等に流用され、また、農林中金が企業採算の悪化に伴い、逐次運転資金の融通を増大してきたことについては、融資機関として今後において慎重な配慮を払うとともに、債権の確保に十全を期し、その業務の改善についても、今後、よく検討する必要がある。

六　本件に関する行政庁の指導には、情勢の変転が急激であつたとはいえ適確さを欠く点があつた。したがつて、今後、情勢の推移に即応し、金融機関に対し適時適切な指導を行なうことに努めるとともに、糖価問題およびぶどう糖対策についてさらに検討を深め、適確な方針を確立する必要があると考えられる。

（資料）

共和製糖㈱および東洋果糖㈱に対する融資問題の経緯

年	月	日	事　項
三八、	八、	三一	粗糖輸入自由化
	九、	三〇	宮崎県、共和製糖㈱および東洋果糖㈱と覚書調印
	一〇、	二	高槻山林交換契約成立
	一二、	九	開発銀行に対し農林省より融資依頼
	一二、	一〇	共和製糖㈱および東洋果糖㈱、宮崎県と土地売買契約調印
	一二、		共和製糖㈱宮崎事業所精製糖工場着工
	一二、	二六	東洋果糖㈱、農林中金に対し借入申込（七〇〇百万円）
	一二、	三〇	農林中金、東洋果糖㈱に対する貸付決定（七〇〇百万円）
	一二、	三〇	農林中金、東洋果糖㈱に対し資金払出（三五〇百万円）
三九、	一、	一〇	農林中金、東洋果糖㈱に対し資金払出（三五〇百万円）
	三、	二六	農林公庫、ぶどう糖貸付枠八〇〇百万円追加
	三、	三〇	食糧庁長官、農林公庫に対し融資あつせん
	三、	三一	農林公庫、東洋果糖㈱の借入申込受付（八〇〇百万円）
	三、	三一	農林公庫、東洋果糖㈱に対する貸付決定（五〇〇百万円）
	三、	三一	甘味資源特別措置法施行
	四、	二〇	共和製糖㈱、開発銀行に対し借入申込（一、二〇〇百万円）
	四、	二一	増資　共和製糖㈱一三〇百万円→三〇〇百万円、東洋果糖㈱七五・七百万円→二〇〇百万円
	八、	七	開発銀行、融資あつせんについて農林省へ照会
	八、	二一	融資あつせんに関し食糧庁長官、農林経済局長より開発銀行へ回答
	八、	二四	農林中金、一五条の二申請（五〇〇百万円）
	九、	二九	開発銀行、共和製糖㈱に対する貸付決定（八〇〇百万円）
	九、	二九	共和糖化工業㈱、農林中金に対し借入申込（三〇〇百万円）
	九、	三〇	農林中金、共和糖化工業㈱に対する貸付決定（三〇〇百万円）
	九、	三〇	農林中金、共和糖化工業㈱に対し資金払出（三〇〇百万円）

九、三〇　農林公庫、東洋果糖㈱と貸付契約締結（五〇〇百万円）
一〇、二　開発銀行、共和製糖㈱と貸付契約締結（八〇〇百万円）
一〇、五　開発銀行、共和製糖㈱へ第一回資金交付（二〇〇百万円）
一〇、六　農林公庫、東洋果糖㈱へ資金交付（四〇〇百万円）
一一、二〇　共和製糖㈱宮崎事業所精製糖工場落成式
一一、二六　開発銀行、第二回資金交付（一〇〇百万円）
一二、二　宮崎銀行、共和製糖㈱に対し貸付実行（一〇〇百万円）
一二、二五　開発銀行、第三回資金交付（一〇〇百万円）
四〇、一、一一　増資　共和製糖㈱三〇〇百万円→六〇〇百万円、東洋果糖㈱二〇〇百万円→四〇〇百万円
二、一九　農林中金、高槻山林根抵当権設定（第一順位）
二、二五　三和銀行、共和製糖㈱に対し第一回貸付実行（一〇〇百万円）
三、一〇　三和銀行、第二回貸付実行（一〇〇百万円）
三、二五　開発銀行、第四回資金交付（一五〇百万円）
三、三一　三和銀行、第三回貸付実行（一〇〇百万円）
三、二三～四、二〇　東洋果糖㈱宮崎事業所ぶどう糖工場三〇〇トン／日基礎工事施工
四、一五　農林中金、高槻山林根抵当権設定（第二順位）
四、　ぶどう糖業界、水飴業界に合理化集約構想の独走に対する批判反対の声強まる。
五、六　農林中金へ一五条の二の申請書を返戻
五、一五　開発銀行、第五回資金交付（一〇〇百万円）
六、二　砂糖の価格安定等に関する法律施行
六、二一　開発銀行、共和製糖㈱宮崎事業所精製糖工場財団抵当権設定
六、二二　農林公庫、農林中金および宮崎銀行、共和製糖㈱宮崎事業所財団抵当権設定
六、二三　開発銀行、第六回資金交付（一〇〇百万円）
八、一〇　開発銀行、第七回資金交付（三〇百万円）
八、二一　増資　共和製糖㈱六〇〇百万円→八〇〇百万円
八、三一　共和グループ、日本ぶどう糖工業会を脱退
九、二〇　農林公庫、農林中金、東洋果糖㈱宮崎事業所工場敷地抵当権設定
九、三〇　開発銀行、第八回資金交付（二〇百万円）
一〇、　共和製糖㈱宮崎精製糖工場増設工事着手（二〇〇トン→五〇〇トン）
一一、二五　増資　共和製糖㈱八〇〇百万円→八五〇百万円
四一、一、　共和製糖㈱宮崎精製糖工場増設工事完了（二〇〇トン→五〇〇トン）

二、二八　農林公庫、共和糖化工業㈱延滞分および東洋果糖㈱、共和糖化工業㈱、日本糖化㈱の今後の約定分を四二、三、三一まで支払猶予を承認
三、二　農林公庫、宮崎事業所の汚水処理施設、受電変電施設を譲渡担保として徴求
三、三〇　農林公庫、共和糖化工業㈱所有の土地（千葉市）に抵当権を設定
六、一六　共和糖化工業㈱が東洋果糖㈱と日本糖化㈱を吸収合併、登記（総会決議は四一、四、一付）、合併後資本金三〇〇百万円
七、二六　農林中金、共和製糖㈱宮崎事業所工場財団根抵当権設定（第四順位）
一〇、一七　農林公庫、共和糖化工業㈱に対し繰上げ償還を請求（五〇〇百万円）
一〇、二六　開発銀行、共和製糖㈱との間に追加工事施設を譲渡担保として成約
一〇、三一　農林公庫、共和糖化工業㈱水戸工場抵当権設定（第二順位）

第五十三回（臨時）国会

① 農林水産委員氏名

昭和四十一年十一月三十日現在

委員長	山崎斉	自民	全国
理事	園田清充	〃	委員
〃	野知浩之	〃	熊本
〃	武内五郎	社会	新潟
〃	渡辺勘吉	〃	岩手
〃	宮崎正義	公明	全国
委員	青田源太郎	自民	兵庫
〃	梶原茂嘉	〃	全国
〃	小林篤一	〃	北海道
〃	櫻井志郎	〃	富山
〃	高橋雄之助	〃	北海道
〃	田村賢作	〃	栃木
〃	任田新治	〃	石川
〃	仲原善一	自民	鳥取
〃	堀本宜実	〃	愛媛
〃	森部隆輔	〃	福岡
〃	八木一郎	〃	知山
〃	和田鶴一	〃	和歌山
〃	川村清一	〃	北海道
〃	中村波男	〃	岐阜
〃	前川旦	〃	香川
〃	村田秀三	〃	福島
〃	森中守義	〃	熊本
〃	矢山有作	〃	岡山
〃	北條雋八	公明	全国

※ 十二月十五日に梶原茂嘉君が辞任され、岡村文四郎君が補欠選任された。

② 法律案等(農林水産関係)審議経過表

A 法律案

(A) 農林水産委員会に付託されたもの

番号	件名	提出	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考	公布年月日及び法律番号
1	農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案	四一、三、六	四一、三、九大蔵	四一、三、三〇	四一、三、三〇	四一、三、八大蔵	四一、三、一九	四一、三、一九		四一、三、三一第一四五号
2	昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	四一、三、一七衆議院大蔵委員長	四一、三、二九大蔵	四一、三、三〇	四一、三、三〇	委員会成案決定 四一、三、一九大蔵	四一、三、一九			四一、三、三一第一四八号
3	公害対策基本法案(民社党案)	四一、三、四吉川兼光君外一名				四一、三、六社会労働	継続	第五一回国会継続		
4	公害対策基本法案(社会党案)	四一、三、一七中井徳次郎君外二十二名				四一、三、六社会労働	継続	第五一回国会継続		
5	勧業基金法案(自民党案)	四一、三、三綱島正興君外三十六名				四一、二、三〇大蔵	継続	第五一回国会継続		

B 条約

番号	件名	提出	参議院 委員会付託	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 本会議議決	公布年月日及び条約番号
1	千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件	四一、三、九	外務 四一、三、三〇承認	四一、三、三〇承認	外務 四一、三、九承認	四一、三、九承認	四三、一、一六第一一号

③ 農林水産委員会開会一覧

年月日	議事	政府等発言者	質問者等氏名	備考	会議録番号
四一、一二、二〇	一 請願審査				

④ 法律案等(農林水産関係)の概要

A 法律案

(A) 農林水産委員会に付託されたもの

一　農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案（大蔵委員会）

昭和四一年度の低温等による水陸稲及び麦の被害の発生に伴う再保険金の支払増加等で、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、歳出が増加する見込みである。このためその処理対策として、この歳入不足をうめるため一般会計から農業勘定に資金を繰り入れることとするものである。

法案の要旨は、①農業共済再保険特別会計の農業勘定における歳入不足をうめるため、四一年度において一般会計から六五億五六〇〇万円を限り、この農業勘定に繰り入れることができることとする。②繰入金は、農業勘定において決算上の剰余を生じた場合に、再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除してなお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れることとするものである。

※　委員会においては、審査の結果、本法律案は全会一致で原案通り可決すべきものと決定された。

参考資料

1　昭和四一年度農業勘定支払所要額

（単位千円）

区分	当初見込額	増減見込額	実行見込額
支払再保険金	10,333,265	8,858,718	19,191,983
水稲	8,806,365	7,449,048	16,255,413
陸稲	332,123	391,004	723,127
麦	792,832	1,388,694	2,181,526
春蚕繭	222,459	△ 204,711	17,748
夏秋蚕繭	179,486	△ 165,317	14,169
連合会等交付金	5,721,308	331,055	6,052,363
水稲	4,470,857	319,364	4,790,221
陸稲	60,800	△ 2,251	58,549
麦	564,860	63,952	628,812
春蚕繭	198,593	△ 5,515	193,078
夏秋蚕繭	426,198	△ 44,495	381,703
その他	243,540	0	243,540
賠償金及払戻金	1	0	1
水稲病害虫防止費補助金	243,539	0	243,539
合計	16,298,113	9,189,773	25,487,886

※　一般会計からの繰入所要額の説明

四一年度における農業勘定の支払増加見込額九一億八九七七万三千円（別表参照）に同勘定の予備費三九億四四〇二万円を充当し、その残額五二億四五七五万三千円に当初予定された歳入の減少分一三億一〇二四万七千円（未経過再保険料受入）を加えた額六五億五六〇〇万円が一般会計から農業勘定へ繰り入れることを必要とする額となる。

二　昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員会）

本案は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が、同年産の米穀を、政府に対し、事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、その売り渡した米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり千七百円ないし千百円を非課税としようとするもので、これに伴う昭和四十一年度の減税額は、国税七億円、地方税約十七億円と見込まれている。

委員会においては、「本特例法案は、例年通常国会の冒頭に提出されるのが例であるが、急遽、今国会に提案した理由は何か」、「税制調査会の意向に反して、本特例措置を続ける必要性は何か、また、本特例措置のような方法によらずして、他に米作生産者に対する負担の軽減をはかる方法は考えられないか。」その他「本特例措置による減収額と適用農家戸数、それが米作農家全体に占める割合はどのくらいか、消費者米価の引上げ問題に対する政府の基本的考え方はどうか」等の諸点について質疑が行なわれた。

採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定した。

三　公害対策基本法案（民社党案、衆・社会労働委員会）

今日の公害は、特定の都市のみに見られるというような特別の現象でなく、いまやその程度に差こそあれ、全国普遍のものとなつていると思う。この公害による生活環境の悪化は、単に地域住民の生命並びに財産をそこなうだけでなく、それが産業自体に与える経済上の損失、さらに社会全般にわたる被害という点で、はかり知れないものがある。したがつて、公害の防止は、国民のよき生活環境を維持する上で、何をさておいても早急に解決されなければならない国政上の最重要課題の一つであると確信している。

現実は、その施策の裏づけたるべき法の整備が不十分なため、公害を全国的に野放しにする結果を招いている。

すなわち、現行法制においては、第一に、公害と認定する統一された定まつた基準がなく、どれが公害で、どの程度以上が規制の対象になるのか全く明らかにされていない。

第二に、公害の防止に関する最終責任は、国か、地方公共団体か、あるいは企業等の発生源にあるのか、その責任所在が明らかでなく、そのため公害防止対策や被害に関する苦情処理等が円滑に処理されない事情にある。

第三に、公害に関する基本的事項が定まつていないため、現在の公害関連法律はすべて事後法であり、事前にこれを防止すると

いう十分な法的措置をとれない状態にある。

以上の観点から、今日の事態は、公害を抜本的に防止するための基本法案の制定を切実な問題として要請しており、本案を提出する理由もまさにここにある。

次に、法案の内容につきその概略を説明する。

第一条では、いま述べたことも含めて、国及び地方自治体が中心的責任をにないつつ、公害を防止し公共の福祉確保にあたることをこの法律の目的としている。

第二条は、今日、公害の概念がきわめて不明確である現状にかんがみ、これを、㈠大気汚染、㈡水質汚濁、㈢悪臭、㈣騒音、㈤振動、㈥地盤沈下の六種類とし、それぞれが多数の住民の健康並びに動植物の生育を害し、もしくは日常生活の障害、経済上の損失等を招き、またはそのおそれのあるものと定義づけている。

第三条では、公害の防止措置の実施を国の責務とし、そのための施策を国の責任において総合的に講ずべきこととしている。

さらに第四条においても、国の施策に準じて地方公共団体もこれに協力する責務があることを明らかにしている。

第五条は、事業者がその事業活動について、公害の発生を防止するための装置、施設の設置等、その必要な措置をとるべきことを責務とし、そのため国及び地方公共団体の施策に協力すべきこととしている。

なお、これらの装置、施設の普及については相当の費用を必要とするものがあるので、事業者の責務の円滑な遂行を期するため、第七条、第十七条において、法制上、税・財政上、金融上等、政府の行なうべき助成の基本をここに明らかにした。これら政府の行なうべき施策の具体案とその結果については、第八条において毎年国会に報告すべきこととしている。

第二章は、国の行なうべき行政の基本を明らかにしたものであつて、第九条では、現在公害対策上最も遅れている公害の実態調査、公害防止の科学技術の研究開発等を政府が率先して積極的に行なうべきこととしている。

第十一条より第十六条までは、さきの定義で述べた六種類の公害について、それぞれの公害の許容限度を定め、それに伴つて、個々の排出及び放散等についての必要な規制基準を設けるべきこととしている。

第十八条では、都市計画の策定に際しての公害防止配慮、第十九条では公害にかかわる救済制度の整備と、その必要規定を明らかにしている。

第三章では、公害防止行政の総合的な一元化のため、総理府の外局として公害防止庁を設置することとしている。防止庁の組織並びに権限等の具体的内容については、別途法律で定めることとし、本法でその詳細を規定することを避けたが、その基本的性格については、防止行政の総合企画と立案、公害の実態調査並びに通産、厚生両省を始めとする各省間の権限、事務の連絡調査を行なうことによつて、行政の総合性と積極的推進の原動力とすることが、本法にいう防止庁の趣旨である。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で継続審査となつた。

四　公害対策基本法案（社会党案、衆・社会労働委員会）

戦後日本経済は目ざましい発展を遂げ、とりわけ昭和三十年以降の高度成長政策は急速な企業の繁栄をもたらした。しかし、この目ざましい企業の発展は、同時にかつては山紫水明の地であつた日本の国土を荒廃させ、重大な公害問題を引き起こすという事態を発生せしめた。公害問題がわが国においてやかましく論ぜられ、重大な社会問題となりつつあることは、天下周知の事実である。

大都市の住民は、ばいじんによごれた空気を吸い、亜硫酸ガスのために気管支炎、ぜんそく、肺ガンなどで苦しんでいる。かつては魚を釣り、遊泳ができるほど澄んでいた川の水は、工場の廃液や家庭の汚水が流れ込んでどぶ川と化し、ガスが発生して悪臭を放つている状態である。また基地のジェット機や交通騒音のため、人々は絶えず神経を過敏にさせていなければならない。そして地域の住民は、地盤沈下のために浸水やガス爆発の危険にさらされている。かような公害が全国至るところで発生し、健康を害したり、生活権まで奪われているという重大な事態にまで問題が深刻化している。公害の大部分は、企業が利潤追求だけに追われて、適切な公害発生予防措置を講じないため、ばいじんや亜硫酸ガスを含んだ煙を出したり、有毒な廃液をまき散らしたりする等のために起こつている。したがつて、公害とは、不可抗力の自然災害とは違つて、適切かつ有効な法的措置を講ずれば絶滅できる災害である。しかるに、この対策については、ばい煙の排出の規制等に関する法律、公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律等、二、三の法律があるのみであつて、問題の重要性に反して、その法的措置がはなはだ不備である。したがつて、それに基づく行政もばらばらで、効果に見るべきものがない。政府は、さきの国会において、わずかに公害防止事業

団法案を提出してその成立を見たが、これも公害が生じてから、わずかの予算でそのあとしまつをしようとするのであつて、事実は微々たる対策にすぎない。公害については、もつと大局的見地より、抜本的、基本的立場に立つて基本法を制定し、それを出発点として、各種の具体的な法案をそれに付属せしめて、その体系を整え、もつて公害対策の完ぺきを期さねばならない。日本社会党はかような考えに基づいて、ここに公害対策基本法案を提出した。公害対策の基本についてその立場を明確にして、国民生活を公害から守り、これを排除し、風光明媚、白砂青松のみごとなこの日本の国土を温存していきたいと考えている。

以下おもな内容を説明する。

第一は、公害に対する企業の責任を明確にしろとうたつていることである。公害に関するこれまでの各種の調査報告等によると、その原因が明らかであるにもかかわらず、その対策を企業がのがれ、またはのがれんとする傾向がはなはだ強い。逆に原因を不明確にするようにつとめたり、明確であつても責任をのがれて時かせぎをしたりする傾向さえ強い。そこで公害に関する企業の責任を明確にしたいと考えた次第である。

第二は、このうらはらの措置として、場合によつては企業の営

業停止、操業停止等々まで考えたことであつて、それを法文化している。

第三は、公害によつて生じた損害の賠償その他については、その対策として、司法的処置にゆだねる前に第一次的に処置しうるごとき前進的法文をうたつた。

第四には、公害に対する国の施策はもとよりであるが、地方住民の代表である地方自治体すなわち市町村及び府県にも公害排除に対する行政的責任を負荷して、これに対する財政的措置は、国が責任を負うこととした。すなわち、地方自治体の国と異なる面、たとえば都市計画、汚物処理、上下水道等の本来の諸計画を通じて、その行政的施策と責任を明らかにしている。

第五には、国はこれらの施策を進める上に、もちろん総合的かつ財政的施策を行なつて、それに対する基本的事項を掲げているけれども、さらに、その実施機関として、若干名の委員よりなる行政委員会を設置することとした。そのもとに各地方に分局あるいは研究所を置き、さらに専門のコンサルタントを常置して、国の公害排除の万全を期したいと考えている。そうしてこの機関の構成その他については、別に法律にゆだねることにしている。

第六に、国は公害に対する十カ年計画を作成して、これを広く公表し、毎年その経過、実績等を国会に報告する義務を政府に課している。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で継続審査となつた。

五　勧業基金法案（自民党案　衆・大蔵委員会）

さる第四十八回国会において、農地被買収者等に給付金を十年以内償還の無利子の記名国債をもつて交付することをその内容とする農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律が制定されたが、ここに提案する勧業基金法案は、この農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律による国債の償還金を統合してこれを農業の振興その他国民経済の発展に寄与するような使途に運用するため、農地被買収者等からの国債の出資によつて特殊法人である勧業基金を設立しようとするものである。

すなわち、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律によつて農地被買収者等に交付される国債の総額は約一、三二〇億円、その一件当たりの金額は平均約十一万円程度と見込まれているが、この交付国債については、その償還金の支払期日が昨年六月十五日と本年六月十五日の二回にわたつて到来しているので、支払期日の到来した償還金の全部が既に支払われているものとすると、交付国債の残存額は、約一、〇五〇億円ということになると考えられる。ただ、現実の問題としては、支払期日が到来していても償還金の支払を受けていないものも多少はあるものと見込まれるので、交付国債の実際の残存額は、右の額をやや上廻る額であると思われる。

このように、交付国債の残存額は相当巨額なものであるが、各農地被買収者等についてみると、毎年支払われる償還金の金額は、多くの場合、比較的少額なものとなるため、とかく消費的な支出に向けられることによつて散逸するおそれがきわめて大きいと考えられる。

給付金の財源が国民の税金によつて賄われるものであることを考えると、折角の交付国債の償還金が徒らに社会的にも個人的にもあまり意義がない使途に空しく費消されるということは、国家的見地より決して賢明ではないと考えられるのであり、交付国債の償還金が散逸するのを防ぎ、これを統合して社会的に有意義な使途に活用することはきわめて望ましいことであるといわなければならない。

ここに、この法律案によつて、特殊法人である勧業基金を設立し、各農地被買収者等は交付国債をその自発的な意思によりこの

基金に出資し、代りに基金より国債の額面金額から既に支払われた償還金の金額を控除した金額に相当する額の出資証券の交付を受けることとし、基金はその出資を受けた国債の償還金を、農林中央金庫の発行する債券をはじめ国債証券、地方債証券ないし主務大臣の指定する金融機関の発行する債券の取得や主務大臣の指定する金融機関への預金に運用することにより収益を挙げることとし、国債を基金に出資して代りに出資証券の交付を受けた各農地被買収者等には、出資証券の券面額、すなわち、基金に出資した国債の額面金額から既に支払われた償還金の金額を控除した金額に対して一定の率の利息の配当を行なうこととし、このような仕組みをとることにより各農地被買収者等に交付された国債の基金への出資が確保されることを期待し、各農地被買収者等から基金に出資された国債を統合してその償還金を農業の振興その他国民経済の発展に寄与するように、有意義に、かつ、効果的に運用することとしようとするものである。

右のように、基金に国債を出資した各農地被買収者等に出資証券の券面額に対して一定の率の利息の配当を行なうこととすると、当初の数年間は運用することができる償還金の額が少額であるため支出の額が収入の額を超過して不足額が出るという問題

が生ずるのであるが、その不足額については、毎年の国債の償還金の中から支弁されるということになるわけである。したがつて、基金は、当初数年間は資本金の一部の払戻しによつて配当財源を賄うという形になるのであるが、漸次国債の償還を受けることにより資金が増加するに伴い、収入の額が支出の額を上廻りやがては剰余金が生ずることとなるので、これにより資本金は後日確実に塡補されるということになるわけである。

勧業基金の右のような仕組みは、任意団体ないしは任意組合のような組織によつて行なうということも必ずしもできないことはないかもしれないが、農地被買収者等に対する国債の交付は巨額の財政負担によつて行なわれるものであり、一方、各農地被買収者等は国債の償還金の支払を受ける権利を自発的に棚上げにし、それを農業の振興を中心として国民経済上有意義な使途に活用しようとするものであるから、基金はいわば巨額の国債の償還金の運用を信託された組織であることを考えると、国債の償還金の効率的な運用を図るためにも、出資者である各農地被買収者等の保護のためにも、また、これらのことと関連するが、基金の業務の公共性を担保するためにも、政府の監督を受ける特殊法人の形態をとることによつて、法律に基づく公正な運営を確保することが必要であると考えられる。この法律案は、このために必要な勧業基金の資本金、組織、業務、監督等について、所要の事項を定めようとするものである。

以上がこの法律案を提案する理由であるが、次にこの法律案のおもな内容については、

第一に、基金の資本金については、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律に規定する国債の交付を受けた者から出資される国債の価格の合計額に相当する金額とするとともに、資本金の最低限度として、基金は、最初の事業年度終了の日に、資本金が五百億円に達することを要することとし、基金への出資については、基金は、国債の出資者に対し、その国債の額面金額から既に支払われた償還金の金額を控除した金額に相当する額の出資証券を交付することとするとともに、出資証券にはある程度の流通性を賦与することとしている。

第二に、基金の組織については、基金の役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は、出資者総代会が推薦した者のうちから、主務大臣が任命し、理事は出資者総代会において選任することとし、その任期は、理事長及び理事は三年、監事は二年としているほか、基金に、出資者の代表である出資者総代によつて構成される出資者総代会を設けることとし、定款の変更、資金計画の作成及び変更、基金の決算、役員の報酬その他基金の業務に関する重要事項は出資者総代会の議決を経ることを要することとし、また、このほか、顧問の制度を設けることとしている。

第三に、基金の業務についてであるが、まず業務の範囲については、基金が農業の振興を第一義の目的とするという趣旨からして、基金は農林中央金庫の発行する債券を取得することができるということにしているが、さらに、このほか、主務大臣の認可を受けて、国債証券、地方債証券ないし主務大臣の指定する金融機関の発行する債券を取得し、又は主務大臣の指定する金融機関への預金をすることができることとし、また、農業の振興に寄与するための事業を行なうことができることとしている。

なお、基金の理事長及び理事は、業務の運営に当たつては、国債の出資者に対する所定の率の利息の配当が確保されるように努めなければならないこととしているが、この利息の配当については、基金は、最初の事業年度から剰余金の分配が最初に行なわれる事業年度の前事業年度までの各事業年度において、出資者の持分につき出資証券の券面額の合計額の千分の五十以内において定

款で定める割合の利息を各出資者に配当することとしている。

第四に、基金に対する監督であるが、基金は主務大臣が監督することとし、基金の業務に関し必要な命令をするほか、基金に対してその業務に関し報告をさせ、また、その職員に基金の事務所への立入検査をさせることができることとしている。

第五に、基金の主務大臣であるが、農林大臣及び大蔵大臣とすることとしている。

以上のほか、所要の罰則規定を設けるとともに、附則において、基金の設立に関し必要な手続規定、この法律の施行に伴う経過規定等を設けている。

B 条 約

一 千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（外務委員会）

この議定書は、昨年一カ年延長された千九百六十二年の国際小麦協定の期限満了に伴い、その内容に変更を加えることなく、更に有効期間を明年七月三十一日まで一ケ年再延長するために作成されたものである。

以上がこの法律案のおもな内容であるが、この際附言すると、穀業基金の右のような構想は、夙に農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律の審議の際から存在していたものであるが、当時における諸般の情勢から当該法律の通過後の課題として今日に持ち越されたものであり、農地被買収者等が、その交付を受けた国債の散逸を防ぎ、これを農業の振興その他国民経済の発展に寄与するように有効に活用することとしようというこの構想は、国の財政政策上も十分考慮する価値のある考え方であるとしている。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で継続審査となつた。

わが国は千九百四十九年以来継続してこの協定に参加してきておりこの協定の骨子は、加盟輸出国に対し、小麦相場が高騰した場合でも、一定数量までは所定の最高価格で売渡す義務を課し、他方、加盟輸入国に対しては、その輸入総量の所定の割合までは、最高価格及び最低価格の間で買入れる義務を課することにより、小麦価格の安定と需給の調節を図ろうとするものであつて、わが国が、この議定書の当事国となることによつて、安定した価格で小麦の輸入必要量を確保することができるとともに、小麦の国際貿易の安定した拡大にも寄与するものである。

参議院外務委員会においては、第一産品の価格安定のための国際商品協定締結の動きと政府の態度、わが国の最近の小麦の需給動向と今後の見通し等について質疑が行なわれ、四一年十二月二〇日、全会一致をもつて承認され、同日の本会議でも全会一致をもつて承認された。

⑤ 請願審査一覧（農林水産委員会に付託、採択されたもの）

請願番号	件名
六八九	山村振興のための国の行政組織等強化に関する請願
一一二	薪炭製造業対策に関する請願
一一六	山村振興事業の補助率引上げ等に関する請願　外三七件
三三九	漁業災害補償制度の改善強化に関する請願
一一七	土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願
六一八	生乳取引価格の適正化に関する請願
六二〇	てん菜の生産対策強化に関する請願
六四一	消費者米価の値上げ反対に関する請願
	国有林野活用における幼令樹補償に関する請願
	消費者米価値上げ反対に関する請願
	計　四七件

備考　今国会中農林水産委員会に付託された請願の総件数は、四八件である。

第五十四回（通常）国会

① 法律案等（農林水産関係）審議経過表

A 法律案

（A） 農林水産委員会以外の委員会に付託されたもの

番号	件名	提出	参議院 委員会 付託	参議院 委員会 議決	参議院 本会議 議決	衆議院 委員会 付託	衆議院 委員会 議決	衆議院 本会議 議決	備考	公布年月日及び法律番号
1	公害対策基本法案（民社党案）	四、二、四 吉川兼光君外一名				四、三、一七 社会労働	未了			
2	公害対策基本法案（社会党案）	四、二、一七 中井徳次郎君外二十二名				四、三、一七 社会労働	未了			
3	勧業基金法案（自民党案）	四、五、三 綱島正興君外三十六名				四、三、一七 大蔵	未了			

② 法律案等（農林水産関係）の概要

A 法律案

第五十五回（特別）国会

（A）　農林水産委員会以外の委員会に付託されたもの

一　**公害対策基本法案**（民社党案、衆・社会労働委員会）

第五十三回国会の本法案の項を参照されたい。なお、本法案は審査未了となつた。

二　**公害対策基本法案**（社会党案、衆・社会労働委員会）

第五十三回国会の本法案の項を参照されたい。なお、本法案は審査未了となつた。

三　**勧業基金法案**（自民党案、衆・大蔵委員会）

第五十三回国会の本法案の項を参照されたい。なお、本法案は審査未了となつた。

① 農林水産委員氏名

一、昭和四十二年二月二十一日現在

委員	長	野	知	浩	之	自	民	全	国
理事		任	田	新	治	〃	〃	石	川
〃		山	崎		斉	〃	〃	全	国
〃		川	村	清	一	社	会	北	海道
〃		森	中	守	義	〃	〃	熊	本
委員		宮	崎	正	義	公	明	全	国
〃		青	田	源	太郎	自	民	兵	庫
〃		岡	村	文	四郎	〃	〃	全	国
〃		小	林	篤	一	〃	〃	北	海道
〃		櫻	井	志	郎	〃	〃	富	山
〃		園	田	清	充	〃	〃	熊	本
〃		高	橋	雄	之助	〃	〃	北	海道
〃		田	村	賢	作	〃	〃	栃	木
〃		北	條	雋	八	公	明	全	国
〃		渡	辺	勘	吉	〃	〃	岩	手
〃		矢	山	有	作	〃	〃	岡	山
〃		村	田	秀	三	〃	〃	福	島
〃		達	田	龍	彦	〃	〃	長	崎
〃		武	内	五	郎	〃	〃	新	潟
〃		中	村	波	男	社	会	岐	阜
〃		和	田	鶴	一	〃	〃	和歌	山
〃		八	木	一	郎	〃	〃	愛	知
〃		森	部	隆	輔	〃	〃	福	岡
〃		堀	本	宜	実	自	民	愛	媛
〃		温	水	三	郎	自	民	宮	崎

※ (1) 二月十七日　山崎斉委員長辞任につき、野知浩之委員長が選任された。

(2) 二月二十一日　任田、山崎、川村、森中君の各委員が理事に補欠選任された。

委員長	野知浩之	自民	全国
理事	任田新治	〃	石川
〃	山崎斉	〃	全国
〃	川村清一	社会	北海道
〃	中村波男	〃	岐阜
〃	宮崎正義	公明	全国
委員	青田源太郎	自民	兵庫
〃	岡村文四郎	〃	全国
〃	小林篤一	〃	北海道
〃	櫻井志郎	〃	富山
〃	園田清充	〃	熊本
〃	高橋雄之助	〃	北海道
〃	田村賢作	〃	栃木
〃	温水三郎	自民	宮崎
〃	本宜実	〃	愛媛
〃	堀隆輔	〃	福岡
〃	森部一郎	〃	愛知
〃	八木鶴一郎	〃	和歌山
〃	和田一義	社会	新潟
〃	武内五郎	〃	長崎
〃	達田龍彦	〃	全国
〃	鶴園哲夫	〃	福島
〃	村田秀三	〃	岡山
〃	矢山有作	公明	岩手
〃	渡辺勘吉	〃	北海道
〃	北條傳八	〃	全国

※五月二十七日森中守義君委員辞任、五月三十日中村波男君理事選任

② 法律案等（農林水産関係）審議経過表

A 法律案

（A） 農林水産委員会に付託されたもの

号番	件名	提出	参議院 委員会 付託	参議院 委員会 議決	参議院 本会議 議決	衆議院 委員会 付託	衆議院 委員会 議決	衆議院 本会議 議決	備考	公布年月日及び法律番号
1	農業共済基金法の一部を改正する法律案	昭四二、三、三	昭四二、三、三（予）	昭四二、六、一〇	昭四二、六、三	昭四二、三、三	昭四二、五、一六	昭四二、五、一六		昭四二、六、一四第四二号
2	森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案	四二、四、二五	四二、四、二五	四二、六、一〇附帯決議	四二、六、一三	四二、四、二五（予）	四二、五、二四	四二、六、一三		四二、七、三第一〇一号
3	日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案	四二、四、三	四二、四、三（予）	四二、六、一〇附帯決議	四二、七、五	四二、四、三	四二、五、一六附帯決議	四二、六、一三		四二、七、一〇第五四号
4	中小漁業振興特別措置法案	四二、四、四	四二、四、四（予）	四二、七、六附帯決議	四二、七、一〇	四二、四、一八	四二、六、一三修正附帯決議	四二、六、一三修正		四二、七、一四第五九号
5	外国人漁業の規制に関する法律案	四二、四、二五	四二、五、一六（予）	四二、七、六	四二、七、一〇	四二、四、二五	四二、六、一三	四二、六、一三		四二、七、一四第六〇号
6	漁業協同組合合併助成法案	四二、三、三	四二、五、一六（予）	四二、七、八	四二、七、一九	四二、四、一八	四二、六、一七	四二、六、一七		四二、七、二四第七八号

（B）農林水産委員会以外の委員会に付託されたもの

番号	件名	提出	参議院 委員会	参議院 本会議	衆議院 委員会	衆議院 本会議	備考	公布年月日及び法律番号
1	関税定率法等の一部を改正する法律案	四二、三、二五	四二、五、一六 大蔵	四二、五、二六 附帯決議	四二、五、一六 大蔵	四二、五、二六 附帯決議		第九七号 四二、七、一九
2	船舶積量測度法の一部を改正する法律案	四二、四、二六	四二、五、七	四二、五、七	四二、四、八 大蔵	四二、四、八 附帯決議		第一一一号 四二、五、二七
3	商品取引所法の一部を改正する法律案	四二、五、一八	四二、五、三 工	四二、六、二〇 附帯決議	四二、五、一八 商工	四二、六、二〇 附帯決議		第一二四号 四二、八、一
4	船員災害防止協会等に関する法律案	四二、四、二六	四二、四、二六 運輸	四二、七、五	四二、四、二六 運輸	四二、七、五		第六一号 四二、七、一五
5	船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案	四二、四、三	四二、六、一 産業公害及び交通特委	四二、七、一九 附帯決議	四二、四、二七 産業公害特委	四二、七、一〇 附帯決議		第一二七号 四二、八、一
6	農林省設置法の一部を改正する法律案	四二、三、一八	四二、六、八 内閣	四二、六、一〇 修正	四二、三、一六 内閣	四二、六、一〇 修正		第一一九号 四二、八、一
7	昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案	四二、四、五	四二、四、五 内閣	四二、七、三 附帯決議	四二、四、五 大蔵	四二、七、三 修正		第一〇四号 四二、七、三
8	公害対策基本法案	四二、五、一七	四二、六、一六 産業公害及び交通特委	四二、七、三 附帯決議	四二、六、二 産業公害特委	四二、七、三 修正		第一三二号 四二、八、三
9	許可、認可等の整理に関する法律案	四二、五、三四	四二、五、三四 内閣	四二、七、三	四二、五、三四 内閣	四二、六、二九		第一二〇号 四二、八、一
10	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案	四二、四、二八	四二、六、二 社会労働	四二、六、二 継続	四二、五、三 社会労働	四二、六、二九 継続	本会議 趣旨説明 衆・五三 参・六・三	
11	都市計画法案	四二、七、三	四二、七、一四 建設	四二、七、一四 継続	四二、七、一四 建設		本会議 趣旨説明 衆・七・一四	
12	健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案	四二、四、二六	四二、五、三 社会労働	四二、七、一 未了			本会議 趣旨説明 衆・五三	

番号	件名	提出	参議院 委員会	参議院 本会議	衆議院 委員会	衆議院 本会議	備考	公布年月日及び法律番号
13	自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案（自民党案）	四二、七、三〇 田中正巳君外二名	四二、七、三〇 （予）					
12	学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案（社会党案）	四二、六、三 芳賀貢君外二名	四二、六、二四 （予）					
11	国有林野の活用に関する法律案	四二、六、三						
10	森林法の一部を改正する法律案	四二、五、三	四二、六、二 （予）					
9	果樹保険臨時措置法案	四二、五、一六	四二、五、三〇 （予）	四二、七、三 附帯決議	四二、五、一六 （予）	四二、七、三 附帯決議		第一二四号 四二、八、一
8	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案	四二、五、一六	四二、五、一六 （予）	四二、七、三〇 附帯決議	四二、五、一六 （予）	四二、七、三〇 附帯決議		第一一七号 四二、八、一
7	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	四二、四、四	四二、四、四 （予）	四二、七、一八 附帯決議	四二、四、四 （予）	四二、七、一八 附帯決議		第一二四号 四二、八、一

B 条 約

番号	件名	提出	参議院 本会議	参議院 委員会	衆議院 本会議	衆議院 委員会	備考	公布年月日及び条約番号
13	船員保険法の一部を改正する法律案	四二、四、二六						
14	国有林労働者の雇用の安定に関する法律案（社会党案）	四二、六、六 河野正君外一一名		四二、六、七 社会労働	四二、五、三 社会労働	四二、六、七 社会労働	本会議 趣旨説明 衆・五、三	
15	公害対策基本法案（社会党案）	四二、五、三〇 角屋堅次郎君外六名		四二、六、一六 産業公害及び交通特委	四二、六、一六 産業公害及び交通特委	四二、六、二 産業公害特委	本会議 趣旨説明 衆・六、二 参・六、一六	了
16	公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案（社会労党案）	四二、五、三〇 角屋堅次郎君外七名		四二、六、一六 産業公害及び交通特委		四二、六、二 産業公害特委		未了
17	公害対策基本法案（民社党案）	四二、六、七 折小野良一君外一名		四二、六、一六 産業公害及び交通特委		四二、六、七 産業公害特委		未了
18	公害対策基本法案（公明党案）	四二、六、三 岡本富夫君外一名		四二、六、一六 産業公害及び交通特委		四二、六、一三 産業公害特委		未了
19	勧業基金法案（自民党案）	四二、六、三 綱島正興君外四五名		四二、六、一七 大蔵		四二、六、七 大蔵		未了

C 年次報告

番号	件名	提出	参・本会議	衆・本会議
1	昭和四一年度農業の動向年次報告および昭和四二年度農業施策	四一・三・二二	四二・五・一七 渡辺勘吉君（社）質問 北條雋八君（公）質問	四二・五・一六 永井勝次郎君（社） 玉置一徳君（民）質問 近江巳記夫君（公）
2	昭和四一年度林業の動向年次報告および昭和四二年度林業施策	四一・四・七	四二・六・九 作君（社）質問 矢山有正義君（公）	
3	昭和四一年度漁業の動向年次報告および昭和四二年度沿岸漁業等施策	四一・四・四	四二・六・一四 逢田龍彦君（社）質問	四二・七・四 兒玉末男君（社）質問
4	昭和四一年度中小企業の動向等年次報告および昭和四二年度中小企業施策	四二・四・二八	四二・五・二四 近藤信一君（社）質問	

番号	件名	提出	委員会付託	本会議議決	委員会付託	本会議議決	備考	公布年月日及び条約番号
1	千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件	四二、四、四	四二、四、四 外務	四二、七、四 承認	四二、六、一六 外務	四二、六、一六 承認		
2	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件	四二、四、二	四二、四、二 外務	四二、七、四 承認	四二、六、一六 外務	四二、六、一六 承認		
				四二、七、五 承認		四二、六、一六 承認		

③ 農林水産委員会開会一覧

年月日	議事	政府等発言者	質問者等氏名	備考	会議録番号
四二、二、二	一 理事の辞任及び補欠互選の件 二 調査承認要求の件				
四二、三、三〇	一 参考人出席要求の件 二 農林水産政策に関する調査 (一) 乳価問題等の件 (二) 病菌家畜の件	倉石農林大臣 倉石農林大臣 竹中公正取引委員会事務局長 稲木行政管理庁行政監察局長 金子経済企画政務次官 田川厚生政務次官 久保農林政務次官 岡田畜産局長 竹中経済企画庁国民生活局参事官 武藤厚生大臣官房審議官 恩田厚生省環境衛生局乳肉衛生課長	渡辺勘吉 矢山有作 中村波男		一
四二、四、一八	一 農林水産政策に関する調査 (一) 昭和四十二年度農林省関係の施策及び予算の件 (二) 甘味資源の件 (三) 長崎干拓事業の件	倉石農林大臣 久保農林政務次官 松本畜産局牛乳乳製品課長 田中畜産局牛乳乳製品課長補佐 高村畜産局衛生課長 倉石農林大臣 八塚園芸局長 大口食糧庁長官 酒井北海道東北開発公庫総裁 榊原フジ製糖株式会社社長 倉石農林大臣 和田農地局長 久宗水産庁長官	渡辺勘吉 中村守彦 達田龍彦 森義彦	甘味資源の件 質疑 予算説明 質疑	二 三
四二、五、一二	一 農林水産政策に関する調査				四

四二、五、一七

一　農林水産政策に関する調査
㈠　昭和四十二年度農林省関係の施策及び予算の件㈢

倉石農林大臣
松本経済企画庁水資源局長
舘林厚生省環境衛生局長
久保農林政務次官
大和田農林経済局長
岡田畜産局長
久宗水産庁長官
河毛運輸省船員局長
高島外務省条約局外務参事官
馬場通商産業省企業局産業立地部長
森中守義
川村清一
質疑

四二、五、一八

一　農林水産政策に関する調査
㈠　昭和四十二年度農林省関係の施策及び予算の件㈣

倉石農林大臣
久保農林政務次官
若林林野庁長官
吉原林野庁職員部長
倉石農林大臣
久保農林政務次官
檜垣農林大臣官房長
北川村長
中村清一
森中村長
北川村長
中村清一
質疑

六

五

四二、五、二五

一　理事の補欠互選の件
二　農林水産政策に関する調査
㈠　昭和四十二年度農林省関係の施策及び予算の件㈤

森本農政局長
若林林野庁長官
加賀山農政局参事官
中野農地局管理部長
高村畜産局衛生課長
小笠原園芸局経済課長
若林林野庁長官
小笠原園芸局経済課長
久保農林政務次官
和田農地局長
若林林野庁長官
久宗水産庁長官
池田水産庁漁政部長
森中守義
資料要求
達田龍彦
北村清一
川村暢
森守義
質疑

七

八

四二、五、三〇

一　理事の補欠互選の件
二　農林水産政策に関する調査
㈠　昭和四十二年度農林省関係の施策及び予算の件㈥

倉石農林大臣
久保農林政務次官
檜垣農林大臣官房長
森本農政局長
村田秀三
中村波男
堀本宜実
質疑

八

一　理事の補欠互選の件

二　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

岡田畜産局長
八塚園芸局長
太田農林大臣官房参事官
渡辺農林大臣官房調査官

一　農林水産政策に関する調査
(一)　米価問題の件
(二)　ニューカッスル病対策等の件

二　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

倉石農林大臣
若林林野庁長官
若林林野庁長官
山崎林野庁長官

一　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

倉石農林大臣
若林林野庁長官
安尾農政局植物防疫課長

一　参考人出席要求の件

二　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

倉石農林大臣
若林林野庁長官
大塚林野庁指導部造林保険課長

一　農林水産政策に関する調査
(一)　寒波及び干ばつによるかんきつ類の被害の件
(二)　農薬によるブドウの被害の件
(三)　干ばつ対策の件

八塚園芸局長
倉石農林大臣
久保農林政務次官
森本農政局長
鈴本農薬検査所長
岸山梨県果樹試験場長
西村武田薬品工場株式会社常務取締役
倉石農林大臣
檜垣農林大臣官房長
和田農地局長
柴田気象庁長官
望月建設省河川局河川計画課長

	提案理由説明	補足説明	資料説明	資料要求	質疑
農林大臣					
林野庁長官					
林野庁長官					
林野庁長官					
農林大臣					
政務次官					
経済局長					
畜産局長					
経済局長					
畜産局長					
農林大臣					
林野庁長官					
政局植物防疫課長					
農林大臣					
林野庁長官					
林野庁長官					
林野庁指導部造林保険課長					
農林大臣					
政務次官					
政局長					
薬検査所長					
果樹試験場長					
薬品工場株式会社常務取締役					
農林大臣					
農林大臣官房長					
農地局長					
気象庁長官					
建設省河川局河川計画課長					

	農薬によるブドウの被害の件
農林大臣	
林野庁長官	
林野庁長官	
林野庁長官	
農林大臣	
政務次官	
経済局長	
畜産局長	
経済局長	
畜産局長	
農林大臣	
林野庁長官	
政局植物防疫課長	
農林大臣	
林野庁長官	
林野庁長官	
林野庁指導部造林保険課長	
農林大臣	
政務次官	
政局長	
薬検査所長	
果樹試験場長	
薬品工場株式会社常務取締役	
農林大臣	
農林大臣官房長	
農地局長	
気象庁長官	
建設省河川局河川計画課長	

四二、六、一三	一　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	村田秀三	質疑
		若林林野庁長官	渡辺勘吉	
		大塚林野庁指導部造林保護課長	川村清一	
	二　連合審査会の件			
四二、六、一五	三　農業共済基金法の一部を改正する法律案 四　日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣		一四
		久保農林政務次官		
		大和田農林経済局長		
		石田蚕糸局長		
		大和田農林経済局長		
		青田源太郎質疑		
		大和田農林経済局長		
		渡辺勘吉		
		大塚日本専売公社生産部長		
四二、六、一五	一　商品取引所法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	川村清一	一
		菅野通商産業大臣	北條傳八	質疑
		久保農林政務次官		
		栗原通産政務次官		

「商品取引所法の一部を改正する法律案」について商工委員会に申入れ決定（連合審査会は六月一五日開会された）

提案理由説明
補足説明
資料説明
資料説明
質疑
資料要求

商工、農林水産委員会連合審査

		大和田農林経済局長		
四二、六、一五	一　農業共済基金法の一部を改正する法律案	八塚園芸局長		
		熊谷通商産業省企業局長		
		倉石農林大臣	渡辺勘吉	一五
		久保農林政務次官		質疑
		大和田農林経済局長		
四二、六、一六	一　農林水産政策に関する調査 (一)　ひよう害対策等の件	久保農林政務次官		
		岡田畜産局長		
		太田農林大臣官房参事官	森部隆輔	一六
				質疑
四二、六、二〇	一　農業共済基金法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	北條傳八	一七
		久保農林政務次官		質疑終局
		大和田農林経済局長		全会一致可決
	二　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案	若林林野庁長官		資料説明
		倉石農林大臣	村田秀三	質疑終局
		若林林野庁長官		全会一致可決附帯決議（中村委員提案）
四二、六、二二	一　日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	八木一郎	一八
		久保農林政務次官		質疑
		石田蚕糸局長	鶴園哲夫	

	二　参考人出席要求の件	石田蚕糸局長	
四二、六、二七	一　日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	武内五郎
		久保農林政務次官	中村波男
		石田蚕糸局長	鶴園哲夫
		山添中央蚕糸協会会長	北條雋八
		小口日本繊維産業労働組合連合会中央執行委員長	八木一郎
		坪田坪田織物株式会社社長	
	二　農林水産政策に関する調査 ㈠　寒波によるかんきつ類の被害の件	久保農林政務次官	質疑
		八塚園芸局長	温水三郎
			質疑
四二、六、二九	一　農林水産政策に関する調査 ㈠　麦価問題の件	倉石農林大臣	中村波男
		久保農林政務次官	渡辺勘吉
		大口食糧庁長官	質疑
		加賀山農政局参事官	
		小暮食糧庁総務部参事官	
		森本農政局長	
	㈡　農業協同組合の運営等の件		

四二、六、三〇	一　農林水産政策に関する調査 ㈠　米価問題の件	倉石農林大臣	渡辺勘吉
	二　日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	北條雋八
		久保農林政務次官	質疑
		石田蚕糸局長	達田龍彦
	三　中小漁業振興特別措置法案	加賀山農政局参事官	可決附帯決議（武内委員提案）
	四　外国人漁業の規制に関する法律案	倉石農林大臣	提案理由説明
		本名衆議院農林水産委員長	中小漁業振興特別措置法案に対する修正点説明
		久宗水産庁長官	補足説明
		久宗水産庁長官	資料説明要求
		川村清一	

四二、七、四	一　中小漁業振興特別措置法案 二　外国人漁業の規制に関する法律案	倉石農林大臣	達田龍彦
		北原外務省欧亜局長	櫻井志郎
		久保農林政務次官	和田鶴一
		久宗水産庁長官	川村清一
		高島外務省条約局外務参事官	
		池田水産庁漁政部長	質疑
		下浦水産庁漁政部企画課長	
		亀長水産庁生産部長	

一　中小漁業振興特別措置法案 二　外国人漁業の規制に関する法律案	倉石農林大臣 久保農林政務次官 久宗水産庁長官 池田水産庁漁政部長 亀長水産庁生産部長	質疑終局 両案全会一致可決 中小漁業振興特別措置法案に対する附帯決議（川村委員提案）
三　漁業協同組合合併助成法案 四　漁業災害補償法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣 久宗水産庁長官	提案理由説明 補足説明

一　漁業協同組合合併助成法案 二　漁業災害補償法の一部を改正する法律案	久宗水産庁長官 池田水産庁漁政部長 関根水産庁漁政部協同組合課長 小関水産庁漁政部調査官	質疑
	鶴園哲夫 北條雋八 和田鶴一	質疑終局

一　漁業協同組合合併助成法案 二　漁業災害補償法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣 久保農林政務次官 久宗水産庁長官 池田水産庁漁政部長 関根水産庁漁政部協同組合課長 久保農林政務次官	質疑
	川村清一	質疑終局

一　農林水産政策に関する調査 ㈠　米価問題の件	水田大蔵大臣 倉石農林大臣 久保農林政務次官 大口食糧庁長官	質疑
二　漁業協同組合合併助成法案 三　漁業災害補償法の一部を改正する法律案	倉石農林大臣	質疑終局 両案全会一致可決 漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（川村委員提案）

一　参考人出席要求の件	水田大蔵大臣 倉石農林大臣 久保農林政務次官 岡田畜産局長	質疑
二　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案	矢山有作 渡辺勘吉 北條雋八 鶴園哲夫	質疑終局 全会一致可決 附帯決議（矢山委員提案）

	岡田畜産局長 高橋雄之助	補足説明 質疑

		須賀畜産振興事業団理事長		
	三　果樹保険臨時措置法案	倉石農林大臣		
四二、七、二一	一　果樹保険臨時措置法案	倉石農林大臣	提案理由説明	
		村田秀三	質疑終局	
		川村清一	全会一致可決	二八
		北條雋八	附帯決議（村田委員提案）	
	二　請願審査			
	三　継続調査要求の件			
	四　委員派遣承認要求の件			

久保農林政務次官	
大和田農林経済局長	
八塚園芸局長	
大塚日本専売公社生産部長	

④　法律案等（農林水産関係）の概要

A　法律案

（A）　農林水産委員会に付託されたもの

一　農業共済基金法の一部を改正する法律案

㈠　立法の趣旨と経緯

農業共済基金は、昭和二七年に農業共済基金法に基づき、各都道府県の農業共済組合連合会を会員とし、農業災害補償体系の一環として設立された。

農業災害補償制度は農作物共済、蚕繭共済、家畜共済等の事業について、政府、農業共済組合連合会、農業共済組合等（共済事業を行なう市町村を含む）の三段階の組織によつて運営されており、それぞれ再保険金、保険金、共済金を手持責任に応じて支払う仕組みとなつている。ところで、年によつては大災害発生の場合、各段階で支払準備金の不足することがおこりうるが、政府においては一般会計からの繰入金等で対処し、組合等では支払共済金の削減が認められているのに対し、連合会は制度上保険金を削減することができないことになつている。そこで基金はこの連合会の事業不足金の発生の事態に対処し、保険金の支払いに必要な資金の供給を円滑ならしめるための業務を行なうことを目的としている。

基金の発足当時の資本金については、連合会の二六年度末累積事業不足金が二八億円に達していた事情、および将来の基金融資の需要見通しから、その資金量不足が憂慮された経緯もあるが、その後の臨時措置等をも含みとして、資本金三〇億円で設立されることになつた。

資本金三〇億円の出資に当つては、政府出資一五億円については基金の設立当初全額が払い込まれた。また、会員出資分一五億円については七カ年の分割払いの方法がとられ、第一回は八三〇〇万円、第二回以降は年々二億三六〇〇万円づつの払い込みによつて行なわれた。（最終回の三三年度分は立法措置により基金の特別積立金を取り崩してこれに充てられた。）

なお、会員特別出資金額は、各連合会に対する平等割に加え、連合会別の事業量を通じた基金利用度を勘案して配分され、その金額を各連合会は農業共済組合から、組合は農家から、それぞれきよ出金として徴収する方式がとられた。

基金の業務としては農作物、蚕繭、家畜共済の保険金の支払いに必要な資金の貸付けと債務保証等があるが、その内容は、①連合会の年度末累積事業不足金に対する融資、②連合会の手持資金で保険金の支払い（仮渡資金、再保険金つなぎ資金を含む）に一時的不足を生ずる場合の不足金の融資、③基金の貸付金が一時不

足した場合の、会員の他の金融機関からの借入の債務保証、④その他の附帯業務となつている。

基金設立後の業務執行状況をみると、特例として行なわれた二八年度の福岡県のなたね共済、および三四年度における群馬県等五連合会の建物共済についての不足金貸付があり、また二八、二九年度の広島県の債務保証があるが、業務の主体は、これを除いた保険金支払資金の貸付であつて、四〇年度までの基金の貸付資金の実績は延一、六六六億円に達している。こうして、この融資の実績は、農災事業の円滑な運営に資してきたとみられる。

一方、基金発足後の融資業務は、基金の運用可能な自己資金を上回る連合会の資金需要が生ずる事態が続き、このため資金繰り確保の手段として農林中央金庫資金の借入が行なわれ、また会員の基金利用の変化等運営上の問題が提起されてきた実態があつた。そして、三八年に行なわれた共済事業整備のための農業災害補償制度の改正では、連合会の責任保有の割合が減少したことに伴い、手持保険料も減少し、従前からの連合会の累積不足金の解消がますます困難になつてきた。しかし、このことが爾後の制度運営に悪影響を及ぼさないように、政府の方針に従い、基金は三八年度末の連合会累積事業不足金四七億五千万円のうち、手持保険料の一カ年分を控除した残額を対象額として、二四億六千万円の無利足、長期(期間未定)の棚上げ措置をとることにして、四〇年四月一日から実施した。

右の特別措置の結果、基金には棚上げ貸付金相当の収入利息がただちに減少することとなり、基金の収支(四〇年度等)は弾力性を失つてくることになつた。そこで、基金の融資能力を拡充するため、資本金を増加することとし、四二年度において政府から三億円、会員から三億円合計六億円の出資を行なうため、必要な予算措置と、この農業共済基金法改正案が提出され、制度の充実が期せられることになつたのである。

(二) 法律案の要旨

① 農業共済基金の資本金については、現行法では三〇億円(政府出資一五億円、会員出資一五億円)と定められているが、基金は必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとしている。

② 次に基金が①の規定により、資本金を増加するときは、政府および会員は、それぞれ追加出資できることとしている。

③ 追加出資の規定の新設に伴い、基金に対する会員の持分の譲渡禁止を緩和することとしている。

④ このほか基金の解散の場合においての残余財産の分配について、所要の整備を行なつている。

(三) 審査概要

委員会の審査においては、農業共済基金の増資と将来の収支見通し、基金の融資業務の内容と実績、農業共済組合連合会の事業不足金の発生理由と実情、共済金額の選択及び共済金等の支払状況、農業情勢の変化に対処するための農災制度改善整備上の基本方針、新種共済をも含めた共済事業運営の実情等、諸般の事項に亘る質疑が行なわれた。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、この法律案は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定された。

参考資料

1. 基金の収支状況 (年度別収支決算状況)

(単位 百万円)

区分 \ 年度	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年
収入 貸付利息	41	274	220	210	143	156	184	186	217	224	248	268	265	120
預金利息等	14	1	1	4	13	7	6	4	3	2	1	2	2	2
合計	55	275	221	214	156	163	190	190	220	226	249	270	267	122
支出 借入利息	0	198	136	121	7	7	20	11	47	45	70	91	78	48
運営経費	9	22	24	25	26	27	33	37	38	38	46	52	61	74
合計	9	220	160	146	33	34	53	48	85	83	116	143	139	122
当期剰余金	46	55	61	68	123	129	137	142	135	143	133	127	128	0

2. 基金収支の見通し

（収支不足に損失てん補準備金を充てない場合）

（単位　百万円）

年次	自己資金 (A)	前年度末不足金 (B)	貸付金 合計 (D×1.02=C)	貸付金 無利息	貸付金 有利息 合計 (D)	貸付金 有利息 旧貸付	貸付金 有利息 新規貸付	差引不足 (C−A=E)	借入金 (E×1.18=F)	収入 (F×0.055)	支出 経費	支出 支払利息 (F×0.080)	支出 計	収支差引
昭和42年	4,190	4,410	4,498	2,467	2,031	1,826	205	308	363	112	84	29	113	△ 1
43	4,190	4,492	4,582	2,467	2,115	1,731	384	392	463	116	92	37	129	△ 13
44	4,190	4,574	4,665	2,467	2,198	1,636	562	475	561	121	100	45	145	△ 24
45	4,190	4,656	4,749	2,435	2,314	1,573	741	559	660	127	108	53	161	△ 34
46	4,190	4,738	4,833	2,403	2,430	1,510	920	643	759	134	116	61	177	△ 43
47	4,190	4,820	4,916	2,371	2,545	1,447	1,098	726	857	140	124	69	193	△ 53
48	4,190	4,902	5,000	2,339	2,661	1,384	1,277	810	956	146	132	76	208	△ 62
49	4,190	4,984	5,084	2,307	2,777	1,321	1,456	894	1,055	153	140	84	224	△ 71
50	4,190	5,066	5,167	2,275	2,892	1,258	1,634	977	1,153	159	148	92	240	△ 81
51	4,190	5,148	5,251	2,243	3,008	1,195	1,813	1,061	1,252	165	156	100	256	△ 91

3. 基金の六億円増資についての経緯

昭和四十一年九月九日　農業共済基金役員会において六億円増資（うち政府出資三億円）について決定

〃　基金運営委員会においても六億円増資について妥当であると答申された。

〃　九月一三日　全国農業共済協会の理事会においても会員出資の三億円について原則的に賛成決議がなされた。

〃　一〇月四日　全国農業共済協会の第四回役員会において、主として会員の配分額について協議を行なったため、「農業共済基金対策協議会」を設置することが提案され、決議された。その構成はブロック代表委員八名および中央委員四名計十二名をもって検討を行なうこととなった。

〃　十二月八日　第一回農業共済基金対策協議会が開催され、出資の配分について協議が行なわれ、全員が三億円出資について賛成したが、その方法については種々の方法が考えられるので出し易い方法をとることとし、基金、協会は都道府県に対しても十分なる協力を要請することを決定した。

〃　十二月二十三日　全国農業共済組合連合会会長会議が開催され、第一回農業共済基金対策協議会の結論が議題として提案され、全員異議なく決議された。

4. 農業共済組合連合会不足金問題に関する経緯

年月日	農業共済団体
39. 1. 23	全国農業共済協会に連合会不足金処理対策委員会設置
5. 20	連合会不足金処理対策委員会「連合会事業不足金処理対策」を決定
8. 20	連合会不足金処理対策委員会：農林省より「不足金処理対策の前提となる問題点」を聴取
10. 1	連合会不足金処理対策委員会「不足金処理対策実施案」を農林省に説明
40. 2. 22	全国連合会長会議において「連合会事業不足金処理対策について」を決定（別掲参照）
3. 11) 12)	東日本、西日本、不足金連合会長会議において農林省の「連合会不足金棚上措置方針」を了承
3. 31	農林省、「農業共済基金業務方法書の特例」を認可
4. 1	農業共済基金、棚上額2,467百万円の貸付完了

5. 農業共済組合連合会事業過不足金の状況(全国)

(ア) 年度別事業過不足金の推移

(各年度末累計)　　(単位：億円)

区分 / 年度	不足金 金額	不足金 連合会数	剰余金 金額	剰余金 連合会数
昭和22年	1.2	29	0.4	15
23	3.3	37	0.3	9
24	12.0	42	0.3	4
25	21.8	44	0.2	2
26	28.6	43	0.4	3
27	33.3	42	1.4	4
28	43.8	44	0.6	2
29	47.6	42	1.3	4
30	34.9	35	7.4	11
31	33.9	34	8.7	12
32	37.3	30	14.1	16
33	37.6	32	11.9	14
34	40.0	29	18.5	17
35	40.9	28	27.3	18
36	46.1	29	27.7	17
37	46.4	25	36.4	21
38	47.5	26	39.9	20
39	45.2	26	42.3	20
40	43.3	26	45.9	20

(イ) 不足金連合会の棚上措置後の推移

(単位：百万円)

区分	38年度末事業不足金	棚上額	非棚上額	左に対応する40年度事業不足金
北海道				
青森	305	148	157	66
岩手				
宮城				
秋田				
山形				
福島				
茨城				
栃木				
群馬				
埼玉				
千葉				
東京	95	77	18	22
神奈川	8	0	8	14
新潟				
富山	486	302	184	85
石川				
福井	153	80	73	47
山梨	133	41	92	61
長野				
岐阜	294	146	148	137
静岡				
愛知	259	125	134	119
三重	408	237	171	159
滋賀	205	111	94	80
京都	150	91	59	74
大阪	244	155	89	117
兵庫	124	37	87	94
奈良	275	170	105	136
和歌山	218	128	90	123
鳥取				
島根				6
岡山	25	0	25	45
広島				
山口	82	25	57	43
徳島	117	36	81	88
香川	223	91	132	161
愛媛	192	58	134	94
高知	9	0	9	14
福岡	342	203	139	6
佐賀	68	47	21	0
長崎	67	20	47	25
熊本	29	0	29	0
大分				
宮崎	245	139	106	72
鹿児島				
合計	4,754	2,467	2,287	1,890
	(26連合会)	(22連合会)		(25連合会)

二　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案（参・附帯決議）

(一)　提案の理由

現行の森林病害虫等防除法は、昭和二十五年「松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律」として制定され、二年後の二十七年に大改正が行なわれて今日に至つた。

昭和二十五年の法律は、大平洋戦争終結前後に大発生して猛威を振るつた松くい虫の防除を主体とし、その他の森林病害虫等については一年以内有効の政令で対処する建前がとられていた。二十七年の大改正においては、法律の題名を現行のように改め、政令で指定する森林病害虫等に同法を適用することとして、松くい虫以外の森林病害虫等に対する防除体制の強化をはかつた。その後昭和三十七年、行政不服審査法の制定に伴ない、条文整理のための改正が行なわれた。

かように、現行法は施行後十数年を経過したわけであるが、その間に、森林病害虫等の発生状況、防除の状況その他社会的経済的諸条件が著しく変化してきた。すなわち、最近の拡大造林の進

展により造林地が増加し、林道その他の道路網の開発、観光諸施設の開発その他各種の開発事業が進められ、さらに夏の高温乾燥、冬の異常降雪、台風等の異常気象等により、森林病害虫等の被害が多発する傾向がある。とくに本法制定後減少傾向にあつた松くい虫の被害が漸増傾向に転じ、その範囲も従来あまりみられなかつた小径木にも及ぶようになつている。また、農山村における労働力が減少して本法が原則的に期待している個人防除が困難の度を増し、さらに新しい薬剤がしだいに開発され、薬剤の空中散布も増加するなど、防除事業をめぐる諸条件は現行法制定当時と著しく異なつてきた。本改正法律案は、かかる状勢の変化に対応して、防除体制を改善するため、提案されたものである。

(二) 要　旨

現行制度は、農林大臣の駆除命令とその命令が履行されなかつた場合の代執行、都道府県知事の駆除命令と代執行、農林大臣または都道府県知事が行なわせる森林害虫防除員等による立入検査と文書による指示、損失補償等が規定されている。運用上は、このほか法律によらない奨励防除も行なわれている。今回の改正は、右のような現行制度の建前はそのまま維持しつつその内容を改善しようとするものである。

(1) 駆除命令の内容の拡充

大臣または知事の命令事項の範囲の拡大と、これら駆除命令の対象物の範囲の拡大との二つがある。

まず命令事項については、その範囲が現行法第三条第一項第一号ないし第六号に列記されているが、第一号の被害立木駆除に関しては伐倒して薬剤を散布する駆除、第二号の伐採跡地駆除及び第六号の被害伐採木駆除に関しては薬剤を散布する駆除がそれぞれ想定されていなかつたので、これらによる駆除を命ずることができることとする。

駆除命令の対象物については、従来はく皮した丸太は病虫害が少なかつたので除外されていたが、最近松くい虫の一種であるカミキリムシがかなり附着するにいたつたので、はく皮した丸太や、丸太及び指定種苗の包装及び容器を駆除対象対象物に加えることとし、法第二条第二項の伐採木等の定義及び法第三条第一項第三号括弧書の指定種苗の定義を改める。

(2) 緊急な場合の駆除の命令手続きの簡素化

駆除命令は、受命者に準備期間と不服申出の機会を与えるため、二十日前までに公表する、いわゆる公表前置主義がとられていたが、防除適期を逸する場合があるので、緊急の場合は公表しないで駆除命令を出すことができる旨の規定を新設する(法第三条第三項及び第六項)。

(3) 駆除措置の実施の徹底

駆除命令の実行を確保するため、損失補償の範囲の拡大、代執行権の強化、集団防除の促進の三つの制度改正を加えることとしている。

まず損失補償の範囲については、従来は、はく皮焼却または薬剤による駆除費だけを補償し、伐木造材費は被害木を売り払うことによりカバーできるとして補償しないことになつていたが、伐採しても無価値の不採算木、幼令木に被害がふえたので、伐倒により通常生ずべき損失額をも、補償の対象とする(法第八条第二項)。なお、これに関連して、国または県が代執行する場合において伐倒木に残存価値がある等のときは、その分を徴収できることとする(法第四条第二項及び第三項)。

代執行権の強化については、従来は、受命者が指定期間内に命ぜられた措置を行なわないときだけ代執行を発動できたが、受命者が行なつても十分でないときまたは行なう見込がないときでも行使できることとする(法第四条第一項)。

集団防除については、現行第四条第二項を第四条の二として一条起こすとともに、市町村だけでなく、森林組合・同連合会にも協力を要請できることとし、さらにこれらの要請は文書を交付して行なうこととする。

(4) 立入検査・指示権制度の整備

農林大臣または都道府県知事は、当該官吏または森林害虫防除員に立入検査を行なわせることができ(法第六条)、当該官吏または森林害虫防除員は、検査の結果により一定の事項を文書で指示する権限を与えられている(法第七条)が、法施行の経験にかんがみ、森林以外の樹木が生育している土地及び船、車にも立入検査をすることができ、さらに薬剤防除をも指示することができることとする。

(三) 審査概要

参議院農林水産委員会においては、前後五回にわたつて審査が行なわれた。まず山崎斉委員(自民)は、松くい虫の被害が森林病害虫の中で最大の問題であり、今回の制度改正がこれに充分即応しているかという角度から、制度運営の状況、予防、国営防除実施の基準、奨励防除の場合の地元の協力、松くい虫まん延の状況

等を質した。次に中村波男委員(社会)は、発生予察事業に対する方針、法定外病害虫に対する対策と政令指定の基準、松くい虫に関する研究体制、アメリカシロヒトリの被害等を質問した。次に宮崎正義委員(公明)は、既往の防除事業が必ずしも充分でないとして、被害量、防除担当人員、地元の協力、試験研究等について質問した。最後に村田秀三委員(社会)は、松くい虫まん延の状況の防除体制、予防等について質問し、とくに防除面積の統計に疑問があるとして政府の説明が求められた。

六月二十日質疑を終局して討論に入つたところ別に発言なく、続いて採決に附したところ、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

続いて、中村波男委員から自民・社会・公明三党共同による附帯決議案が提案され、これまた全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定した。これに対し、倉石農林大臣は「附帯決議の趣旨を充分尊重して善処する。」と発言した。

(四)　附帯決議

1　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院農林水産委員会、昭和四二・六・二〇日)

政府は、本法の施行に当り、特に左記事項の実現に努力すべきである。

記

一、森林病害虫等の駆除予防に関する試験研究を充実強化して、効率的な駆除予防技術をすみやかに確立すること。

二、すでに広範にまん延している森林病害虫等特に松くい虫については、できるだけ早期にその被害を終息せしめるよう総合対策を樹立して、その措置に万全を期すること。

三、森林病害虫等の被害の早期発見、早期駆除により、被害の拡大を未然に防止できる防除体制を整備すること。

四、薬剤にかわる天敵の利用及び薬剤散布等に起因する公害の調査研究を促進して、公害の発生を未然に防止する措置を講じ、被害を生じた場合は、その対策及び措置に遺憾なきを期すること。

五、森林害虫防除員の人員の増加をはかるとともに、これら職員による総合的組織的な防除活動が行なえるよう充分な措置を講ずること。

六、各種開発事業の実施にあたつては、森林病害虫等の異常発生を来たさないよう調整指導に努めること。

七、最近における労働力の流出と防除技術の進歩に対応して効果的な集団防除を行なうため、労務組織の確立、技術普及の強化及び技術研修の実施について、必要な措置を講ずること。

右決議する。

参考資料

1. 国有林、民有林別被害の推移

区分		単位	25年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
国有林	法定	松くい虫	千m³	163	168	148	111	207	53	670	635	801	128	240	130	216	318	211	119
		その他	万本	65	39	44	29	12	23	105	437	125	49	144	61	80	97	108	112
	法定外		千ha	4	9	11	214	29	28	21	22	42	56	42	36	25	30	38	27
			…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	77	85	56	47	18	19	15	60	78
民有林	法定	松くい虫	千m³	888	754	579	472	369	313	258	281	190	173	224	207	262	297	279	331
		その他	万本	519	327	307	183	267	185	141	104	104	206	111	166	189	401	419	399
	法定外		千ha	15	32	86	264	134	192	194	159	321	267	218	263	222	211	280	260
			…	…	…	…	…	…	…	…	113	113	96	80	75	41	65	82	48
計	法定	松くい虫	千m³	1,051	922	727	583	576	366	928	916	991	301	464	337	478	615	490	450
		その他	万本	584	366	351	211	279	208	246	541	229	255	255	227	269	498	527	511
	法定外		千ha	19	41	97	478	163	220	215	181	363	323	260	299	247	241	318	287
			…	…	…	…	…	…	…	…	…	190	198	152	127	93	60	80	142	126

注：「…」は数量不明のもの。

2. 駆除量(林地)

区分			単位	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
国有林	法定	松くい虫	$千m^3$	103	197	337	209	115
		その他	千ha	165	182	177	230	291
	法定外		千ha	140	169	344	231	431
民有林	法定	松くい虫	$千m^3$	145	152	245	212	262
		その他	千ha	140	139	197	208	309
	法定外		千ha	18	16	33	52	37
計	法定	松くい虫	$千m^3$	248	349	582	421	377
		その他	千ha	305	321	374	438	600
	法定外		千ha	158	185	377	283	468

3. 森林病害虫等防除に必要な国費の推移

区分＼年度	昭和25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
民有林																		
当初予算額(千円)	243,591	272,630	296,113	278,829	241,104	261,323	231,470	192,369	161,531	155,135	170,137	170,137	177,328	226,000	269,800	297,689	341,667	412,644
指数	100	112	121	114	99	107	95	79	66	64	70	70	73	93	111	122	141	169
内訳																		
駆除委託費	18,119	30,989	31,583	24,195	21,832	24,670	20,201	17,458	13,876	12,218	12,218	12,218	11,851	13,554	13,302	14,562	21,174	27,923
損失補償金	18,393	36,771	40,097	31,152	26,226	30,732	25,170	21,861	17,419	15,328	15,328	15,328	15,328	17,514	17,421	19,312	27,058	22,691
防除費補助金	207,079	204,870	224,433	223,482	193,046	205,921	186,099	153,050	130,236	127,589	142,591	142,591	150,149	194,932	239,077	263,815	293,435	362,030
予備費決定額	—	—	86,520	—	—	22,399	—	—	10,056	39,623	30,305	—	27,977	19,220	—	43,665	16,826	
合計	243,591	272,630	382,633	278,829	241,104	283,722	231,470	192,369	171,587	194,758	200,442	170,137	205,305	245,220	269,800	341,354	358,493	
国有林(千円)	34,915	43,893	57,057	77,660	93,004	215,612	250,375	198,573	151,401	233,488	248,376	155,217	201,871	281,652	318,671	302,511		

注：民有林の予算額は補正後を示す。

4. 防除事業補助率負担区分表 (昭和41年度)

区分	森林所有者に対する補助率	負担区分 国	県	その他	補助率決定の考え方
松くい虫伐採跡地駆除 〃 伐採木等 〃 〃 枯損幼齢木 〃 からまつ先枯病立木 〃	$\frac{10}{10}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	—	駆除者の直接受益が皆無である。よつて、駆除費相当額を全額補助とする。
松くい虫薬剤駆除 松毛虫 〃 〃 天敵移殖 くりたまばち 〃 まいまいが薬剤駆除 たまばえ 〃 すぎはだに 〃 からまつ先枯病 〃 突発森林病害虫等駆除	$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	薬剤防除によつて枯損を免れ、回復できるものについては、薬剤費相当額を補助する。
松くい虫立木駆除 くりたまばち立木 〃 野ねずみ(本州) 〃 有害獣(猪・兎・熊) 〃	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{3}{6}$	補助率は$\frac{1}{2}$であるが、残りの半分は伐倒、玉切などの造材部分にあたる。
野ねずみ(北海道)駆除	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{4}{8}$	薬剤(毒えさ)費相当額を補助する。
駆除事務費、検査実行費 防除組織整備促進費、発生消長調査費	—	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	—	

5. 駆除命令の発動状況

区分＼年度	適用害虫	25	26	27	28	29	30	31
法第3条による農林大臣の駆除命令	松くい虫	5(60)	9(102)	9(164)	9(150)	9(117)	9(109)	9(135)
法第5条による都道府県知事の駆除命令	松くい虫	13	15	15	13	10	12	13
	松毛虫		1	1	2	1	1	1
	まえばたすぎたくりたまつばからまつ先枯病菌					1	1	1
	計	13	16	16	15	12	14	15
法第3条による農林大臣の移動制限(禁止)命令	松くい虫	—	—	—	—	—	—	—
法第5条による都道府県知事の移動制限(禁止)命令	松くい虫	10	11	9	10	9	9	11

注 数字は実施した道府県数を示す。( )内は市町村数を示す。

6. 森林害虫防除員

(1) 任命状況

総数	身分 専任	兼任	勤務先 本庁	出先	その他	計	任用後の経験年数 1年未満	1～3年	3～5年	5年以上
人 1,252	人 47	1,205	人 164	1,088	件 91	件 9,853	人 168	人 317	人 597	人 170
%	4	96	13	87	—	100	13	25	48	14

(2) 活動状況

区分	県数	立入検査 森林	苗畑	貯木場	その他	計	指示権 伐採木	種苗	計	自から処分 伐採木	種苗	計
39年度	21	件 8,550	件 737	件 495	件 91	件 9,853	件 432	件 84	件 516	件 21	件 38	件 59
%	46	87	8	5	—	100	84	16	100	36	64	100
40年度	22	9,827	850	477	76	11,230	514	88	602	31	37	68
%	48	88	8	4	—	100	85	15	100	46	54	100

三 日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案（参・衆・附帯決議）

1 立法理由と要旨

最近、生糸の輸出が減退し、輸入を急増している。これは、生糸の国内需要が和服ブームなどの原因で急激に増大しているにもかかわらず生産が停滞していること、価格の不安定、中共、韓国糸の国際市場への進出などのためである。

これに対処するには、繭生産の増強により供給を確保する必要があるが、これによつて需給の拡大均衡が実現するまでの間、海外市場の確保のための特別措置を講ずる必要がある。

この法律案は、この目的にそつて日本蚕糸事業団に、生糸の輸出を確保するための生糸の買入れ、売渡し等の業務を行なわせるため、日本蚕糸事業団法の一部を改正しようとするものである。

2 審査概要

(1) 委員会においては、繭の増産対策、蚕糸業の輸出産業としての位置づけ、生糸の実勢価格と安定帯価格との関係、海外市場の現況、日本蚕糸事業団の機能、蚕糸関係予算の内容、製糸業の実態、繭増産と山村振興との関係、輸出振興のための諸対策などについて質疑が行なわれた。

また、参考人の意見をも聴取した。

採決の結果、本法律等は全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、武内委員から、自由民主党、日本社会党、公明党の三党共同による後記の附帯決議案が提出され、全会一致で委員会の決議とすることに決定した。

(三) 附帯決議

1 日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院農林水産委員会、昭和四二・六・三〇日)

政府は、本法の施行に当り、特に左記事項の実現に努力すべきである。

記

一、生糸類の輸出を振興するには、急速かつ計画的に繭の増産を図り、輸出余力を確保することが基本的な条件である。したがつて、繭生産停滞の原因を除去し、繭の増産体制の強化と生産費の引き下げならびに繭取引の合理化を図るため、抜本的対策を樹立するとともに、その実行に必要な予算措置を講ずること。

二、山村地帯に対しては、繭の増産対策をその農業構造改善の一環として特に強力に推進することとし、必要な予算措置について特段の配慮を加えること。

三、日本蚕糸事業団が本法に基づく事業を実施するに当つては、一定期間、一定価格で輸出するいわゆる輸出新体制として、その適切な運用を図り、もつて海外市場の維持拡大に遺憾なきを期すること。

四、輸入生糸がわが国蚕糸業の安定成長に好ましからざる影響を与えないようその調整措置についてすみやかに検討すること。

五、生糸及び乾繭の取引所については、その過当投機により繭糸価格安定制度の運用に支障を来たさないよう臨機適切な規制措置を講ずること。

六、基準糸価の設定に当つては、特にその基礎となる生産費算定の適正化について検討すること。

右決議する。

2 日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院農林水産委員会、昭和四二・五・二四日)

政府は、本法の施行にあたつて左記に留意しその実現に努めるべきである。

記

一、従来の蚕糸政策が一貫性を欠き養蚕農家の生産意欲を阻害した経緯にかんがみ、この際内外生糸の長期にわたる確実な需給見通しを立て、これに即した確固たる繭の増産対策を策定し、必要な予算措置を講じて強力に推進すること。特に山村地帯における養蚕業の普及に努めること。

二、外国産生糸の輸入がわが国蚕糸業の振興に及ぼす影響にかんがみ、事業団の活用等により輸入生糸の調整措置を講ずるとともに、あわせて繭糸価格安定に資する方途をすみやかに検討すること。

なお、生糸及び乾繭の取引所に対する指導を一そう強化してその投機的要因の除去に努めること。

三、基準糸価設定に当たつては、繭糸価格安定法及び日本蚕糸事業団法の規定の趣旨に沿うよう、特に生産費算定の適正化について検討すること。

右決議する。

参考資料

1 蚕糸業の概況

項目 / 年次	繭生産量(トン)	生糸 生産数量	生糸 輸入数量	需給(俵) 繭 生糸	需給(俵) 絹織物等	需給(俵) 計	需給(俵) 純内需	需給(俵) 在庫	生糸価格(円/キロ)
昭和30年	114,373	289,476	—	86,514	35,077	122,591	162,940	17,093	3,432
31	108,169	312,787	—	75,366	42,622	117,988	189,782	22,110	3,203
32	119,454	314,775	—	73,886	52,376	126,262	185,452	25,171	3,317
33	116,724	333,573	—	73,886	54,139	128,025	149,490	46,759	3,317
34	110,854	318,677	—	89,577	71,577	161,154	204,382	61,547	2,980
35	111,208	300,796	—	88,323	73,827	162,150	183,086	17,107	3,411
36	115,287	311,311	—	70,101	51,528	121,629	193,729	13,030	3,892

37	109,066	331,601	—	77,448	55,530	132,978	199,390	4,631
38	110,916	301,318	130	57,806	30,299	88,105	208,999	5,611
39	111,648	324,306	298	37,259	36,741	74,000	247,096	4,327
40	105,513	318,438	5,119	17,285	26,204	43,489	289,600	5,185
41	105,392	311,572	18,970	8,790	24,282	33,072	297,676	6,261

(注) 1. 繭生産数量は、蚕糸調査部、生糸需給、生糸価格は蚕糸局調査による。
2. 絹織物等には絹紡糸、二次製品を含み、生糸量に換算したものである。
3. 生糸価格は、横浜市場における21中2A格現物価格の年平均である。

2 養蚕業の概況

(その1)

項目 / 年度	養蚕農家戸数(千戸)	桑園面積(千ヘクタール)	掃立卵量(1,000箱)	繭生産数量(トン) 春蚕	夏秋蚕	計
昭和30年	809	187	3,937	53,209	61,165	114,373
31	790	191	3,926	47,020	61,149	108,169
32	764	192	4,161	53,739	65,715	119,454
33	729	189	4,115	54,457	62,267	116,724
34	675	169	3,812	51,596	59,259	110,854
35	646	166	3,896	50,536	60,672	111,208
36	629	163	4,069	51,836	63,452	115,287
37	597	162	3,802	50,964	58,102	109,066
38	584	161	3,911	48,065	62,851	110,916
39	551	164	3,822	43,329	63,319	111,648
40	514	164	3,560	48,689	56,825	105,513
41	478	162	3,535	47,384	58,009	105,392

(注) (1) 農林省統計調査部調査による。
(2) 繭生産数量の計は、四捨五入の関係で春蚕と夏秋蚕の計に一致しない場合がある。

(その2)

項目 / 年度	1戸当たり 桑園面積(アール)	1戸当たり 掃立箱数(箱)	1戸当たり 収繭量(キロ)	10アール当たり収繭量(キロ)	上繭1キロ当たり労働時間(時間)
昭和30年	23.2	4.87	141.5	61.07	7.5
31	24.2	4.97	137.0	56.57	7.5
32	25.1	5.45	156.4	62.37	7.1
33	25.9	5.64	160.1	61.71	6.7
34	25.1	5.64	164.1	65.51	6.4
35	25.6	6.03	172.2	67.15	6.3
36	23.8	6.47	183.4	70.57	5.7
37	27.1	6.37	182.8	67.46	5.4
38	27.6	6.70	189.8	68.80	5.2
39	29.7	6.93	202.6	68.20	4.8
40	31.9	6.93	205.4	64.42	4.5
41	33.8	7.40	220.6	65.18	4.3

(注) 農林省統計調査部調査による。

四 中小漁業振興特別措置法案(衆・修正、参・衆・附帯決議)

(1) 立法理由

わが国の漁業の中で中小漁業がしめる地位は、総漁獲量の半数強をかぞえるほど高い。しかし、近年、諸外国による漁業規制の強化、漁業資源条件の悪化などの原因によつて経営内容に悪化が見られるもの、あるいは今後悪化が予想されるものが出てきている。このような傾向に対処してその生産性の向上と経営の近代化をはかり、計画的にその振興を推進するため本法案が提出された。

(2) 要旨

1 定義

(1) 中小漁業者

ア 漁業を営む個人または会社であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下で、かつ使用漁船の合計総トン数が二千トンをこえない範囲内において政令で定めるトン数以下であるもの。

イ 漁業を営む漁業協同組合

ウ 漁業生産組合

(2) 指定業種

沿岸漁業等振興法で定める沿岸漁業以外の業種で、生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれ、その中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつているか又は不安定となる恐れがあるため、その振興を図ることが特に必要であると認められるもの。なお、四十二年度は、かつお、まぐろ漁業、以西底曳網漁業の二業種が指定された。

2 中小漁業振興計画の樹立

農林大臣は、指定業種ごとに、経営の近代化等を内容とした中小漁業振興計画を定めなければならない。

3 農林漁業金融公庫からの資金の貸付け

農林漁業金融公庫は、指定業種を営む中小漁業者に対して、漁船の改造、建造等を行なうのに必要な資金(利率年六分五厘、償還期限一八年、据置期間三年)を貸付けることとする。

4 合併等の場合の課税の特例

農林大臣は、指定業種を営む中小漁業者が合併、現物出資等を行なう場合に、それにより生産性が向上し、経営の近代化の目標に達することとなる旨の認定をすることができる。この認定を受けた中小漁業者は、法人税または登録免許税を軽減される。また指定業種を営む中小漁業者は、その有する固定資産について特別償却することができる。

なお、衆議院において、中小漁業振興計画を定め、又はこれを変更しようとするときは事前に、沿岸漁業等振興審議会の意見をきかなければならないこととする等の修正が行なわれた。

(三) 審査概要

委員会においては、許可の一斉更新と中小漁業振興との関連、以西底びき網とかつお・まぐろ漁業の資源及び経営問題、漁船装備と海難問題国際漁業規制の強化とその対策、漁港整備の進捗状況、本法案と沿岸漁業等振興法との関係などについて質疑が行なわれた。

採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定した。

次に、川村委員から、自由民主党、日本社会党、公明党の三党共同の後記の附帯決議案が提出され、全会一致で委員会の決議とすることに決定した。

なお、本法案は、外国人漁業の規制に関する法律案と一括して審議された。

(四) 附帯決議

1 中小漁業振興特別措置法案に対する附帯決議

(参議院農林水産委員会、昭和四一・七・六日)

政府は、本法の施行にあたり、わが国漁業において主要な地位にある中小漁業の振興のため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、中小漁業の業種の指定にあたり、沿岸漁業等振興審議会及び関係漁業者の意見を十分にきくとともに、中小漁業の生産性の向上その他経営の近代化を促進するため、本年度以降指定業種を拡大すること。

二、農林漁業金融公庫資金の融資枠を拡大するとともに、利率の引下げを図ること。

三、労働条件の改善及び労働環境の整備等労働関係の近代化に努め、優秀な労働力の確保に遺憾なきを期すること。

右決議する。

ともに、指定業種の実情に即し、その融資が効果的かつ弾力的に運用できるよう措置すること。

三、漁業従事者の労働条件等の改善に努め、その近代化を促進し、労働力の確保に万全を期すること。

2 中小漁業振興特別措置法案に対する附帯決議

(衆議院農林水産委員会、昭和四二・六・一三日)

政府は、本法施行にあたり、特に左記事項の実現に留意し中小漁業の振興に努めるべきである。

記

一、かつお・まぐろ漁業及び以西底びき網漁業の指定に引き続き、中小漁業の指定業種を拡大すること。

二、指定業種の指定にあたつては、関係漁業者の意見を十分きくこと。

三、経営の近代化の目標の設定については、指定業種の実情に即して、農林漁業金融公庫からの融資が効果的かつ弾力的に運用できるよう措置すること。

四、農林漁業金融公庫資金の融資枠を拡大するとともに、利率の引下げを図ること。

五、労働条件の改善及び労働環境の整備等労働関係の近代化に努め、優秀な労働力の確保に遺憾なきを期すること。

右決議する。

参考資料

1 中小漁業の生産量および生産金額

生産量・生産金額 / 漁業区分 / 年	生産量(千トン) 35年	40年	構成比(%) 35年	40年	生産金額(億円) 35年	40年	構成比(%) 35年	40年
海面漁業	6,102 (100.0)	6,751 (110.8)	100.0	100.0	3,320 (100.0)	5,335 (160.7)	100.0	100.0

内訳	沿岸漁業	2,178 (100.0)	2,240 (102.8)	35.7	33.1	1,328 (100.0)	2,223 (167.4)	40.0	41.7
	中小漁業	3,063 (100.0)	3,536 (115.4)	50.2	52.3	1,607 (100.0)	2,436 (151.6)	48.4	45.7
	その他の漁業	861 (100.0)	985 (114.4)	14.1	14.6	385 (100.0)	677 (175.8)	11.6	12.6

資料；農林省「漁業養殖業生産統計年報」

注；(1) 沿岸漁業とは、浅海養殖業、定置網漁業、漁船非使用漁業ならびに無動力船および10トン未満の動力船を使用して行なう漁業をいう。

(2) 中小漁業とは、使用漁船の合計総トン数が10トン以上1,000トン未満の漁業者の行なう漁業をいう。

(3) その他の漁業とは、以西底びき網漁業、母船式かに漁業、北洋母船式底びき網漁業および遠洋底びき網漁業をいう。

(4) 生産量および生産金額の欄中の(　)内は、35年を100とした場合の指数である。

2　主要漁業の生産量および生産額（昭和36～40年）

区分	生産量（千トン）					生産額（億円）				
	昭36年	37	38	39	40	昭36年	37	38	39	40
沖合底びき網漁業	640	607	666	677	589	190	201	226	233	264
以西底びき網漁業	375	331	345	302	325	271	279	309	298	315
遠洋底びき網漁業	58	94	163	228	333	32	70	99	151	183
大中型まき網漁業	784	823	763	877	1,133	281	285	313	373	431
かつお・まぐろ漁業	623	687	656	668	670	633	777	819	808	877
さけ・ます漁業	136	94	115	91	110	326	252	285	260	344

資料；農林省「漁業養殖業生産統計年報」。一部は水産庁調べによつた。

注；(1) 遠洋底びき網漁業については、生産量は北転船によるものを含むが、生産額はそれを含まない。

(2) 大中型まき網漁業については、知事許可漁業の生産量、生産額を含む。

(3) かつお・まぐろ漁業およびさけ・ます漁業については、指定漁業以外の漁業の生産量、生産額を含まない。

3　主要漁業の自己資本比率の推移（昭和36～40年）

区分	沖合底びき網漁業	以西底びき網漁業				大中型まき網漁業	まぐろはえなわ漁業					かつお一本釣漁業
		100～200トン	200～500トン	500～トン	平均		～100トン	100～200トン	200～500トン	500～トン	平均	
昭和36	55.4%				39.5	48.5	5.6		23.9		21.6	30.1
37	47.4	25.4	41.5	50.8	46.8	35.8	13.7	50.1	16.8	16.2	19.4	40.1
38	36.2	25.7	40.9	54.8	54.2	28.2	40.7	27.0	25.1	9.2	18.9	33.8
39	37.2	36.6	36.5	53.6	50.9	26.3	38.7	23.8	20.2	5.2	14.1	25.5
40	28.3	32.9	35.8	48.9	46.6	34.4	35.4	42.5	10.8	5.5	14.0	26.6

資料；農林省「漁業経済調査」から算出した。

五　外国人漁業の規制に関する法律案

(一)　立法理由

最近、外国漁船がわが国の近海で操業を強化し、わが国の港を利用する事例も増大してきている。このためわが国漁業秩序の維持に支障を生ずる恐れも出てきた。このような事態に対処するため、政府は昨年九月に外国漁船による漁業活動の制限について閣議決定をしたのを始め省令の制定等種々の規制措置を講じてきた。しかし不充分な面も多いのでわが国の水域において外国人の行なう漁業の禁止、外国漁船についての寄港の許可等必要な対策を講ずるためこの法律案が提出された。

(二)　要旨

1　漁業の禁止

外国人及び外国法人の農林大臣が指定するもの以外の、本邦水域においての漁業を禁止することとしている。

2　寄港の許可

外国漁船の本邦の港に寄港する場合は、次の1、2、3に掲げる行為をすることのみを目的とする場合を除き、農林大臣の許可を必要とすることとし、この許可申請があつた場合には、外国漁船による漁業活動が助長され、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除き、農林大臣は許可をしなければならないこととしている。

(1)　海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為のみをしようとする場合。

(2)　外国から積み出された漁獲物等（例、通商活動による外国の証明書のあるもの）の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載をする場合。

(3)　外国積出漁獲物等の本邦への陸揚げ（例えば、輸入貿易管理令による事前の許可を受けている漁獲物の陸揚げ等わが国の漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることにならないもの。これについては、政令で定めることとしている。）

3　退去命令

以上の規定に違反して外国漁船の船長が、本邦の港にその漁船を寄港させていると認められる場合には、農林大臣は、その漁船の船長に対してその漁船の退去を命ずることができることとしている。

4　漁獲物等の転載等の禁止

(1)　外国漁船の船長は、本邦の水域（本邦の港の水域を除く）において、漁獲物等（外国積出漁獲物を除く）を他の船舶に転載し、又は他の外国漁船から積み込んではならない。

(2)　日本船舶等の船長は、本邦の水域において外国漁船から漁獲物を積み込んではならない。

(3)　日本船舶等の船長は、本邦の水域以外の水域で外国漁船から積み込んだ漁獲物等を、本邦の港に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。

(4)　但し、この規定は、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障が生ずることがない場合（例、輸入手続きをしたもの）として、政令で定める場合には、適用しない。

5　その他

(1)　農林大臣の権限の一部を政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができることとしている。

(2)　本法律案に規定する事項に関して条約に別段の定めがあるときは、その規定によることとしている。

(3)　漁業の禁止、寄港の許可、退去命令、漁獲物等の転載の禁止規定に違反したものについては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処す等の罰則を定めている。

(三)　審査概要

委員会においては、ソ連、韓国等の漁船によるわが国近海での操業の実態とわが国の漁業に与える影響、諸外国による漁業専管水域設定の増大とその対策、この法律案が施行された場合に予想される諸外国の反応とわが国の漁業活動に及ぼす影響、外国と競合する漁業資源の諸問題などについて質疑が行なわれた。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、本法律案は、中小漁業振興特別措置法案と一括して審議された。

参考資料

日本近海における外国漁船操業の経年推移

漁業種類	年	事項
1　ソ連さんま棒受網漁業（道東、三陸、常盤沖合）	昭和30～32年	試験操業
	昭和33～35年	漁船による操業開始、35年の操業船推定70隻、漁獲推定13千トン
	昭和36～41年	母船式操業を併用し、推定150～200隻の操業船により各年推定25～50千トンの漁獲を挙げた。

2	ソ連さけ・ます流網漁業(道東沖)	昭和40年 昭和41年	3,000トン級調査船により試験操業 網船(120~130トン級)6~7隻により操業、漁獲量は僅少の模様
3	ソ連いかつり漁業(北海道沖)	昭和40、41年	北海道沖合および青森県沖合で300トン級漁船数隻が試験的に操業した模様(漁獲量は不明)
4	韓国さけ・ます流網および底びき網漁業(北海道沖)	昭和41年8月	100トン級船9隻で試験操業(漁獲量は推定数トンで僅少)
5	韓国さけ・ます流網および底びきトロール漁業(北洋)	昭和41年8~9月	実習船1隻により試験操業(漁獲量不明)

(注) 本資料の操業船、漁獲量等の数値は、ソ連新聞報道、漁業者情報等を総合して推定したものである。

六 漁業協同組合合併助成法案

(一) 立法理由

漁業協同組合は、漁業権の管理主体として地先漁業権と密接に結びついている関係から、その地区は狭く、旧市町村以下のものが大部分をしめている。このため経済活動が十分とはいえないものも多い。このような事態に対処して、最近の経済情勢に対応できるような規模の組合を育成するため、合併を促進することとし、合併についての援助、合併後の事業経営に必要な助成等の措置を講ずる目的で本法案が提出された。

(二) 要旨

1 合併及び事業経営計画の樹立

(1) 漁業協同組合は、共同して、合併及び合併後の事業経営計画をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画の適否につき認定を求めることができる。

(2) 合併及び事業経営計画の内容は、合併の基本方針、合併後の組合の事業経営等に関する事項とする。

(3) 前記計画の認定の請求は、昭和四十五年十二月三十一日までにするものとする。

2 助成措置

政府は次の諸経費につき助成することができる。

(1) 前記計画の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和四十六年三月三十一日までに合併をした場合に、合併後の組合が施設の統合整備を図るため施設を改良し、造成し、又は取得するのに要する経費

(2) 都道府県が組合に対し合併及び事業経営計画の樹立及び実施につき指導を行なうのに要する経費

3 漁業権行使規則の変更又は廃止について特例

漁業権を有している漁業協同組合の合併を円滑にするため、合併後の組合の漁業権行使規則の変更等の特例その他所要の規定を設ける。

(三) 審査概要

委員会においては、漁業協同組合の合併に関する世論、漁業権が漁協合併に及ぼす影響、漁業協同組合整備促進法と本法案との関係、漁業協同組合の適正規模と経済活動との関係、合併が漁港整備に与える影響などについて質疑が行なわれた。

採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定した。

なお本法案は、漁業災害補償法の一部を改正する法律案と一括して審議された。

参考資料

1. 水産業協同組合の現況

昭和41年3月31日現在

			大臣認可	知事認可	計
単位組合	地区別	沿海漁業協同組合 出資	5	2,517	2,522
		沿海漁業協同組合 非出資	0	12	12
		内水面漁業協同組合 出資	13	658	671
		内水面漁業協同組合 非出資	0	269	269
	業種別	出資漁業協同組合	31	263	294
		非出資漁業協同組合	0	9	9
組合	漁業協同組合計		49	3,728	3,777
	漁業生産組合		0	805	805
	水産加工業協同組合		6	167	173
	単位組合計		55	4,700	4,755
連合会	出資漁業協同組合連合会		42	96	138
	非出資漁業協同組合連合会		5	22	27
	信用漁業協同組合連合会		33	2	35
	水産加工業協同組合連合会		4	8	12
	信用水産加工業協同組合連合会		1	0	1
	全国段階漁業協同組合連合会		9	0	9

連合会計	94	128	222
水産業協同組合共済会	1	0	1

資料：水産庁「水産業協同組合現況」

2. 沿海地区出資漁業協同組合の現況

(1) 組織状況

(ア) 地区別組合数の推移

年度	調査組合数		旧市町村未満		旧市町村一円		旧市町村以上	
		%		%		%		%
35	2,767	100	1,454	52.5	1,090	39.4	223	8.1
36	2,717	100	1,400	51.6	1,091	40.2	226	8.2
37	2,747	100	1,395	50.6	1,089	39.8	263	9.6
38	2,665	100	1,326	49.8	1,066	40.0	273	10.2
39	2,543	100	1,278	50.3	971	38.2	294	11.5

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

(イ) 組合員数の推移

年度	調査組合数	正組合員		准組合員		都数	
		員数	1組合平均	員数	1組合平均	員数	1組合平均
		人	人	人	人	人	人
35	2,767	573,213	207.2	80,222	28.9	653,435	236.1
36	2,717	557,257	205.1	80,686	29.7	637,943	234.8
37	2,747	545,806	198.7	87,705	31.9	633,511	230.6
38	2,665	512,027	192.1	109,851	41.2	621,878	233.3
39	2,543	493,290	194.0	125,043	49.2	618,333	243.2

資料：「水産業協同組合統計表」

(ウ) 職員数の推移

年度	調査組合数	職員のいない組合数		職員のいる組合			1組合平均職員数
				組合数		職員数	
		%	%	%		人	人
35	2,767	100	383	13.8	2,384	86.2	14,602	5.3
36	2,717	100	352	13.0	2,365	87.0	15,021	5.5
37	2,747	100	355	12.9	2,392	87.1	15,282	5.6
38	2,665	100	293	10.9	2,372	89.1	5,788	5.9
39	2,543	100	274	10.6	2,269	89.4	16,455	6.5

資料：「水産業協同組合統計表」

(2) 主要事業の状況

単位：百万円

年度	販売事業		購買事業		貯金事業		貸付事業	
	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額
35	2,026	132,231	1,857	13,261	1,824	20,634	2,029	27,074
36	1,986	152,637	1,840	14,279	1,769	26,366	1,998	33,440
37	2,001	185,685	1,834	15,539	1,788	33,666	1,982	36,628
38	1,978	198,538	1,857	18,671	1,773	46,380	1,969	43,455
39	1,971	225,740	1,870	22,359	1,779	60,673	1,901	55,280

資料：「水産業協同組合統計表」

七　漁業災害補償法の一部を改正する法律案

（参・衆・附帯決議）

(一)　立法理由

漁業災害補償法は、中小漁業者の営む漁業が不慮の災害によって損失を受けた場合に、それを補てんすることによって再生産を確保し、経営の安定を図ることを目的として昭和三十九年に制定された。

しかし、本制度には政府の保険事業が欠けているなど多くの改善すべき事項が残されていたため、中小漁業者の幅広い加入を得られず、制度が十分に利用されていない憾みがあった。

このような事態に対処して、政府の保険事業の実施をはじめ大幅な改正を本制度に加えるため本法律案が提出された。

(二)　要旨

1　政府の漁業共済保険事業の新設

(1)　漁業共済組合連合会の負う漁獲共済及び養殖共済の再共済責任について、政府が保険事業を行なう。

(2)　連合会とその会員との間に漁獲共済又は養殖共済の再共済契約が成立したときは、政令で定める保険区分ごとに、その共済契約に係る再共済責任を一体として、政府と連合会の間に保険契約が当然に成立する。

(3)　保険金は、保険区分ごとに、連合会が支払うべき再共済金の合計額が一定額をこえる場合に、そのこえる金額に相当する金額を支払う。

2　漁獲共済及び養殖共済についての改正

(1)　漁獲共済のうち、採貝、採そう業等の被共済資格者は、一定の水域内でこれらの漁業を営む中小漁業者の全員を構成

員とする団体となつているのを、所定の区域内に住所を有する者ごとに団体を構成しうるようにする。

(2) 十トン未満の漁船漁業についての加入要件を緩和する。

(3) 漁場が団体的に管理されている養殖業のうち特定のものについては、これまでの個別加入方式を団体加入方式に改める。

(4) 養殖共済の共済金は、同一の原因による事故ごとに支払つているのを、特定の養殖業については、共済責任期間における損害額を通算して一定額をこえる場合に、そのこえる金額について支払うことに改める。

3 連合会の漁業再共済事業についての改正

連合会と組合との間の責任負担関係は、共済金額の全額につき両者が一定割合で分担することになつているのを、漁獲共済および養殖共済については、共済契約ごとに、共済金額のうち一定金額までは両者が一定割合により分担し、これをこえる部分は連合会が負担する方式に改める。

4 その他

(1) 政府の漁業共済保険事業に関する経理は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計において行なう。また、これに伴い所要の規定の整備を行なう。

(2) 政府の保険事業の実施をはじめ漁獲共済および養殖共済に関する改正規定は、漁獲共済についてはその共済責任期間の開始日が昭和四十三年一月一日以後の日である共済契約につき適用し、養殖共済については同年四月一日以後の日である共済契約につき適用する。

(三) 審査概要

委員会においては、共済加入の実態、損害査定のあり方、累積赤字と今後の保険運用との関係、限度額率、掛金率等と保険設計との関係、漁具共済を保険事業の対象としなかつた理由、義務加入制度採択の是非、無事故継続加入者に対する掛け金割引の実施等について質疑が行なわれた。

採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

次に、川村委員から、自由民主党、日本社会党、公明党の三党共同による後記の附帯決議案が提出され、全会一致で委員会の決議とすることに決定した。

なお、本法律案は、漁業協同組合合併助成法案と一括して審議された。

(四) 附帯決議

1 漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院農林水産委員会、昭四二・七・一八日)

政府は、すべての中小漁業者の幅広い加入を得て漁業再生産の阻害の防止ならびに漁業経営の安定に寄与するよう左記事項の実現に努力すべきである。

記

一、未採用の養殖、漁具の種類を本制度に取り入れるよう検討するとともに、現行の漁具共済事業については、すみやかに政府の漁業共済保険事業を実施すること。

二、制度発足以後保険事業が実施されるまでの漁業共済団体の事業不足金(金利相当額を含む)については、本制度の健全かつ円滑な運営を確保するため、適切な財政措置等を講ずること。

三、制度への加入を促進するため、国の助成にかかる共済掛金の補助限度率の引上げ及び単独契約加入者に対する奨励補助等の措置を講じ、また共済掛金の引上げは最少限に止め、無事故継続加入者に掛金割引等の優遇措置をすること。

四、漁業共済団体の事務の近代化を進めるとともに、その人件費及び宣伝活動等に対する補助を増額すること。

右決議する。

2 漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院農林水産委員会、昭四二・六・二七日)

政府は、本制度が真に中小漁業者の漁業経営の安定を図り、漁業生産力の発展に資するためさらに左記事項について、すみやかに検討を加え、これが実現を図るよう努めるべきである。

記

一 政府の漁業共済保険事業については、今回の改正による方式のほか異常災害、通常災害の区分による保険制度についても検討を行ない、その検討の結果にもとづき適切な措置を講ずるとともに、漁具共済事業についてもすみやかに保険事業を実施すること。

二 本制度発足以来今日までの間に生じた漁業共済団体の赤字分(金利負担分を含む。)については、事業の円滑な運営に支障を

生じないよう財政措置を講ずること。

三　政府の保険責任部分に係る漁業共済組合連合会の再共済金の支払いに必要な資金については、保険金の概算払制度を実施する等国において適切な措置を講ずること。

四　共済掛金率の改定にあたつては、漁民の経済負担力の弱少の実情にかんがみ、その引上率は最少限度にとどめるよう措置すること。

五　中小漁業者の加入を促進するため、補助限度率の引上および単独契約についても国の助成を行なう等適切な措置を講ずること。

六　政府の保険責任を連合会の手持掛金の一定率以上とする場合の一定率（一三〇%、一一〇%等）については、連合会の経営の安定を図る立場で慎重に措置すること。

七　共済組合と連合会の共済責任分担率は、今後の実施状況に応じ検討を加えること。

八　義務加入制度をすみやかに実施すること。

九　無事故継続加入者に対しては無事故戻制度又は掛金割引制度を採用する等優遇措置を講ずること。

十　漁業共済団体の事務、人件費及び宣伝啓蒙費等を増額するとともに、事務の近代化のため機動力の充実を図ること。

十一　可及的すみやかに、任意共済をこの法律に基づく事業とすること。

右決議する。

参考資料

1. 昭和40年度加入率(実績)

区分		加入件数	加入率	参考 母数	参考 摘要
			%		
漁獲共済	採貝・採そう業等	293	36	811	都道府県の設定した加入区数
	20トン未満漁船漁業	2,489	2	111,258	動力10トン未満経営体数＋動力10～19トン着業統数（38年センサス）
	20トン以上漁船漁業	513	7	7,430	動力20トン～99トン着業統数（39年生産統計）
	定置漁業	360	2	15,234	小型定置着業統数＋大型定置着業統数（39年生産統計）
	合計	3,655	3	134,733	
養殖共済	のり養殖業	34,922	56	62,406	経営体数（39年生産統計）
	かき養殖業	654	9	7,244	同上
	真珠養殖業	300	7	4,257	同上
	真珠母貝養殖業	2,099	29	7,165	同上
	はまち養殖業	209	23	928	海面魚類養殖業経営体総数（39年生産統計）
	合計	38,184	47	82,000	
漁具共済	定置網	241	4	5,713	まき網着業統数＋大型定置着業統数（39年生産統計）
	まき網	5	1	407	20～99トンまき網着業統数（39年生産統計）
	流し網	369	100	369	40年度母船式さけ・ます漁業独航船数
	合計	615	10	6,489	

2. 昭和40年度都道府県別加入実績

	漁獲		養殖		漁具		合計		役数(3日在勤員年31日現常職41月現)
	件数	百万円 共済金額	件数	百万円 共済金額	件数	百万円 共済金額	件数	百万円 共済金額	
1. 北海道	1,704	3,176	0	0	251	681	1,955	3,857	19
2. 青森	7	35	153	5	21	67	181	107	4
3. 岩手	93	522	1,976	78	26	76	2,095	676	8
4. 宮城	22	124	6,655	279	74	221	6,751	624	6
5. 秋田	102	60	0	0	5	21	107	81	3
6. 山形	26	15	0	0	5	14	31	29	3
7. 福島	119	30	282	32	61	201	462	263	4
8. 茨城	82	242	0	0	13	38	95	280	5
12. 千葉	87	67	1,452	56	12	38	1,551	161	6
13. 東京	8	23	0	0	0	0	8	23	4
14. 神奈川	26	123	426	59	0	0	452	182	4
15. 新潟	15	58	195	14	7	21	217	93	4
16. 富山	37	76	0	0	8	29	45	105	4
17. 石川	37	266	17	6	6	25	60	297	7
18. 福井	10	69	29	22	8	17	47	108	5
22. 静岡	24	83	698	127	0	0	722	210	6
23. 愛知	3	3	2,569	105	30	1	2,602	109	4
24. 三重	139	69	4,394	514	2	4	4,535	587	8
26. 京都	6	37	1	1	0	0	7	38	3
27. 大阪	3	4	0	0	0	0	3	4	3
28. 兵庫	87	3	256	30	1	3	344	36	5
30. 和歌山	1	5	121	47	0	0	122	52	5
31. 鳥取	13	10	0	0	0	0	13	10	4
32. 島根	30	50	0	0	0	0	30	50	6
33. 岡山	0	0	707	39	0	0	707	39	4
34. 広島	68	10	452	63	0	0	520	73	4
35. 山口	373	209	1,581	234	72	10	2,026	453	7
36. 徳島	7	41	1	1	0	0	8	42	3
37. 香川	0	0	192	50	5	19	197	69	4
38. 愛媛	2	3	1,696	225	0	0	1,698	228	5
39. 高知	25	112	611	207	0	0	636	319	7
40. 福岡	4	4	2,575	61	0	0	2,579	65	4
41. 佐賀	5	42	3,349	343	0	0	3,354	385	4
42. 長崎	479	465	121	66	0	0	600	531	14
43. 熊本	1	51	7,176	554	0	0	7,177	605	5
44. 大分	0	0	401	104	8	1	409	105	5
45. 宮崎	6	58	2	10	0	0	8	68	3
46. 鹿児島	4	21	96	41	0	0	100	62	4
計	3,655	6,162	38,184	3,369	615	1,484	42,454	11,016	203

3. 漁業共済事業の収支

(1) 総計

年度	引受 件数	引受 共済金額 百万円	引受 純共済掛金 百万円	支払 件数	支払 共済金額 百万円	支払 損害率(支払共済金/純共済掛金) %
39	20,322	3,647	183	17,995	253	138
40	42,454	11,016	495	(27,696)	(783)	(158)
41(41年12月末現在)	53,535	10,723	541	—	—	—

注：1 40年度分の支払のうち、漁獲共済に係るものは、41年12月末までに、共済責任期間が終了したものについての実績（損害査定中のものについての支払見込額を含む。）である。

2 41年度の支払いについては、大部分が共済責任期間の途中にあるので支払関係は省略した。

(2) 漁獲共済

年度	引受 件数	引受 共済金額 百万円	引受 純共済掛金 百万円	支払 件数	支払 支払共済金 百万円	支払 損害率(支払共済金/純共済掛金) %	備考
39	1,215	2,163	97	97	89	119	
40	3,655	6,162	222	(444)	(183)	(82)	支払は、41年12月末までに共済責任期間が終了したものについての実績（損害査定中のものについての支払見込額を含む。）である。
うち41年12月末現在既経過分	3,017	5,521	197	444	183	92	
41（41年12月末現在）	3,760	4,866	195	—	—	—	支払は、大部分が共済責任期間の途中にあるので省略した。

(3) 養殖共済

年度	引受			支払		備考
	件数	共済金額	純共済掛金	件数	支払共済金	
		百万円	百万円		百万円	
39	19,069	1,454	104	17,888	158	
40	38,184	3,369	204	26,992	483	
41 (41年12月末現在)	49,180	4,508	286	—	—	支払は、大部分が共済責任期間の途中にあるので省略した。

(4) 漁具共済

年度	引受			支払		備考
	件数	共済金額	純共済掛金	件数	支払共済金	
		百万円	百万円		百万円	
39	18	30	4	10	7	
40	615	1,484	68	260	117	
41 (41年12月末現在)	645	1,350	60	—	—	支払は、大部分が共済責任期間の途中にあるので省略した。

八　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

（参・衆・附帯決議）

(1) 立法理由

わが国酪農は、近年、めざましい発展を遂げてきたが、昭和三十九年頃を境に、生乳生産量の伸び率は漸次低下傾向をみせはじめ、とくに昭和四十一年下期からは、その伸び率が急速に鈍化するにいたつた。

一方、牛乳乳製品の需要は、極めて旺盛で、今後ともその需要は、国民食生活の高度化等に伴つて着実に増大するものと見込まれている。

このような需給の動向に対処して、昭和四十一年度から施行された加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づいて、加工原料乳の生産者に対する補給金の交付、畜産振興事業団の主要乳製品についての価格安定操作をはじめ、各種の酪農振興施策が講じられてきたが、施策の効果がいまだ十分現われず、四十一年度は、牛乳乳製品の需給のひつ迫傾向が持続し、畜産振興事業団の乳製品の輸入はこれまでにない量にのぼり、その輸入売渡しにより生じた売買差益も、本制度創立当時には予想しなかつた程の額に達した。

こうした酪農の停滞的な現状を打開し、牛乳乳製品の安定的供給を確保してゆくため、さらに家畜導入事業の飛躍的拡大、草地改良事業の拡充、加工原料乳の生産者補給制度の推進等、各般にわたる積極的な酪農振興策を展開してゆく必要がある。

本法律案は、このような施策を軌道にのせるため、畜産振興事業団による輸入乳製品の売買操作等によつて生ずる差益を酪農振興対策に積極的に活用することが出来るよう所要の改正を行なうこととした。

(2) 要旨

畜産振興事業団の行なう業務は現行制度では、その性格に応じて経理が区分されており、輸入乳製品の売買操作等の業務において利益を生じても助成業務等、他の業務に活用することができないこととなつている。この点を改めて、

1　輸入乳製品の売買操作等の業務を経理している補給金勘定に利益金を生じた場合、その一部を畜産振興のための助成業務を

経理している助成勘定に繰入れることができるよう区分経理の特例を設けることとし、

2　補給金勘定から繰入れた資金は、酪農振興に必要な助成のための財源として活用することとしている。

㈢　審査概要

委員会の審査で質疑された主な点は、酪農政策に対する政府の基本姿勢、生乳の生産拡大と保証価格の決め方、酪農近代化計画とその目標達成の見通し、子牛の生産対策、飼料対策、畜産振興事業団の業務運営のあり方、乳製品輸入差益の使途等であつた。

採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定した。

ついで、矢山委員から、自由民主党、日本社会党、公明党の三党共同の別掲の附帯決議が提出され、全会一致で委員会の決議とすることに決定した。

㈣　附帯決議

1　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（参議院農林水産委員会、昭和四二・七・二〇）

政府は、牛乳乳製品の需要の増大及び最近の生乳生産の動向にかんがみ、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、生乳の拡大再生産の施策を一層整備推進するとともに、価格対策の早急な検討を行ない、乳製品の輸入は極力抑制して国内自給体制の確立を図ること。

二、加工原料乳生産者補給金の財源については、一般会計からの支出が基本原則である。したがつて、乳製品の輸入差益はこれを酪農振興に充当すべきものであるが、輸入差益発生の状況にかんがみ、さしあたりその大部分を酪農振興に使用するものとすること。

三、補給金等勘定から助成勘定に繰入れた金額の使用にあたつては、当該地域の実情に即応して酪農振興が効果的に図られるよう農家の意向を尊重し、弾力的に運用すること。

右決議する。

2　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院農林水産委員会、昭和四二・七・五日）

政府は酪農の現状にかんがみ、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一　牛乳乳製品の長期の需要見通しのもとに、これが国内自給体制の確立を図るため、生乳生産拡大の施策を一そう整備推進するとともに乳製品の輸入は極力抑制すること。

二　加工原料乳生産者補給金の財源については一般会計による支出を基本とし、乳製品の輸入差益は酪農振興に優先的に使用するものとすること。

三　乳製品の輸入差益による酪農振興助成への支出は、当該地域の酪農振興が効果的にはかられるよう支出手続を簡素なものとし、農家に十分利用できるよう配慮すること。

四　全生乳に対する価格対策の確立につき早急に検討すること。

右決議する。

参考資料

1　昭和四一年度における指定乳製品の輸入及び売渡実績。

品目	輸入数量（トン）	売渡数量（トン）	差益金（千円）
バター	九、一四〇	九、〇二〇	一、二七四、八九九
脱脂粉乳	一五、七五〇	一五、一三三	三、二六八、五三三
全粉乳	二、〇〇七	二、〇〇七	一八七、一五〇
ホエーパウダー	二、五二九	二、一三三	一五六、三九二
計			四、八八六、九七四

2　乳製品輸入の推移

（数量トン　単価円/kg　金額千円）

		昭和36年			昭和37年			昭和38年			昭和39年			昭和40年		
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
れん乳類		116	132	15,362	53	180	9,839	58	123	7,153	118	103	12,186	50	116	5,809
粉乳類	脱脂粉乳（学給用）	3,219	106	3,324,046	39,887	92	3,677,441	62,470	75	4,747,677	70,433	66	4,665,675	54,500	75	4,661,699
	脱脂粉乳（飼料用）				2,540	90	229,841	2,565	63	161,918	4,070	66	268,190	6,806	86	587,060
	脱脂粉乳（その他）				2,680	75	201,606	1,713	75	129,317	1,903	81	153,287	2,729	91	249,206
	全粉乳				297	91	27,042	78	125	9,784	38	206	7,814	7	276	1,932
	ホエイ・パウダー				1,681	69	115,600	1,254	62	77,370	2,054	71	146,000	3,061	70	212,820
	その他	1,983	82	162,615	2,395	95	226,462	2,538	88	222,991	2,586	93	241,501	2,874	106	303,735
バター		376	329	123,741	545	361	196,925	70	322	22,536	100	356	35,619	677	423	286,688
チーズ	プロセス	3,227	278	898,433	89	392	34,923	78	413	32,199	87	458	39,804	91	433	39,388
	ナチュラル				4,397	250	1,098,382	6,440	223	1,437,303	8,150	230	1,877,320	9,789	232	2,267,299
乳糖		11,878	93	1,103,116	13,010	93	1,211,821	15,094	106	1,597,128	16,430	111	1,831,340	20,953	117	2,449,697
カゼイン		13,977	155	2,171,377	12,844	151	1,935,947	16,818	141	2,373,194	18,419	149	2,744,754	17,287	175	3,020,577
輸入総額		—	—	7,798,689	—	—	8,965,829	—	—	10,818,570	—	—	12,023,490	—	—	13,485,910

注　大蔵省「日本貿易年表」による。

3　生乳生産量及び用途別処理量の推移

単位　{実数；1,000トン / 対比；パーセント}

	実数				前年対比		
	生産量	処理内訳 飲用牛乳等向け	処理内訳 乳製品等向け	処理内訳 その他	生産量	飲用牛乳等向け	乳製品等向け
37年	2,437.1	1,188.0	1,067.2	181.9	115.3	107.5	126.4
38	2,761.3	1,396.8	1,173.2	191.3	113.3	117.6	109.9
39	3,020.2	1,644.1	1,181.0	195.1	109.4	117.7	100.7
40	3,220.5	1,771.5	1,259.0	190.0	106.6	107.7	106.6
41	3,414.0	1,971.7	1,251.2	191.1	106.0	111.3	99.4
41年3月	291.0	152.7	118.7	19.6	107.5	113.7	98.8
4	297.8	160.6	118.5	18.7	108.7	114.4	100.5
5	317.2	181.5	117.2	18.5	109.3	115.5	101.3
6	310.9	179.2	114.8	16.9	108.7	111.9	105.0
7	305.2	181.9	107.2	16.1	109.1	111.9	106.2
8	289.3	175.7	100.6	13.0	104.3	106.7	105.1
9	277.3	171.2	92.4	13.7	102.8	108.2	96.4
10	275.6	169.5	91.3	14.8	102.3	108.0	94.5
11	258.3	159.3	84.6	14.4	102.4	107.2	95.1
12	266.5	159.0	94.4	13.1	102.3	109.7	94.0
42年1月	274.1	153.5	104.5	16.1	101.7	110.6	92.5
2	259.8	154.5	90.8	14.5	101.6	108.5	92.5
3	300.3	170.3	111.4	18.6	103.2	111.5	93.8

注　農林省統計調査部「生乳、飲用牛乳、乳製品の生産消費量に関する統計」による。

九　果樹保険臨時措置法案（参・衆・附帯決議）

(一)　立法理由

今後の農業における果樹部門の比重は、国民生活の高度により、果実の消費の増加や果樹農業振興特別措置法による生産振興との関連において、さらに増大すると考えられる。そしてこれに対応させるためには、果樹農業の生産性の向上と所得の確保、果実の安定供給が必要なこととなつてくる。したがつて、生産農民の経営する果樹農業の不安定原因となつている不慮の災害に備えて、損失を適切に補てんする制度の確立が必要である。そのために、四十三年度から五年間試験的に、農業共済組合連合会（以下連合会）が果樹保険の事業を行ない、一方政府は、この事業による保険責任の一部を再保険するための制度化を図ることになつた。以上の趣旨に基づいて提案されたのが、本法案である。

(二)　要旨

1　対象果樹

果樹保険の対象果樹は、政令で定めるところにより、

当面ミカン、ナツミカン（雑カンは除く）、リンゴ、ブドウ、ナシ、モモの六種類とする見込みである。

2　果樹保険の実施

連合会は、農業災害補償法の規定による保険事業、共済事業のほか、果樹保険事業計画を作り、農林大臣の認可を受けて、果樹保険の事業ができることとする。

3　果樹保険の内容

(1)　果樹保険の種類

果樹保険の種類は、収穫保険と樹体保険の二種類とし、収穫保険は、①農家単位に五割以上の減収（品質低下によるものを含む。以下同じ。）があつた場合と、②農家単位に三割以上の被害があつた場合に保険金が支払われる仕組みとなつている。

(2)　対象災害

果樹保険の対象とする災害は、風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震、噴火を含む）による災害、火災、鳥獣害、病害であり、病害は特定病害のみがその対象となる。当面、ミカン＝潰よう病、リンゴ＝モニリア病、ブドウ＝晩腐病、ナシ＝黒斑病の見込みである。

(3)　収穫保険の内容

収穫保険では、連合会は対象果樹の種類または品種別、年産別に被保険者が栽培する対象果樹について、対象災害によつて生じた果実の減収または品質の低下による損害額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うもので、その金額は保険金額に損害割合に応じて、政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(4)　樹体保険の内容

樹体保険では、連合会は対象果樹の種類または品種別に、対象災害によつて、被保険者の栽培する対象果樹等について、その枯死、流失、滅失等による損害が発生した場合に支払うもので、その金額は損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

※　収穫保険の保険金の支払いは、三割以上の減収の場合にするか、五割以上の減収の場合にするかは、実施地域ごとに決めるが、支払い割合は、例えば五割被害のときは保険金額の三割、全損被害の場合は保険金額の全額というように被害程度に応じて、支払い割合を逓増するようにきめる。また樹体保険については、当面収穫保険の付帯保険として連合会に実施せしめることとしているが、保険金額は収穫保険の保険金額の二倍を限度としている。したがつて保険金の支払いは一割以上の損害の場合、収穫保険金の二年分が支払われることとなる。

※　果樹の種類ごとに異常災害部分の九割を再保険する見込みである。（連合会の保険責任は、通常災害部分の全部と異常災害部分の一割とする見込み）

4　政府の再保険事業

(1)　政府は、政令で定めるところにより、連合会に対して、同連合会が負う果樹保険の保険責任について、再保険契約を締結することができる。（超過損害歩合再保険方式）

(2)　政府は、政令で定める再保険区分及び連合会ごとに、その支払うべき保険金の合計額がその保険金額の合計額に果樹保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して、農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものである。そしてその金額は、当該保険金の合計額のうち、そのこえる部分の金額に政令で定める割合を乗じて得た金額である。

5　国の助成等

(1)　国は毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、連合会が果樹保険事業を行なうのに必要な事務費を補助する。（標準事務費について国庫助成の見込み）

(2)　国は毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、保険契約者に対し、交付金を交付することができる。（保険加入者に対し保険料の一割を加入奨励金として交付予定）

(3)　農業共済基金は、連合会に対し果樹保険の保険金支払いに必要な資金の貸付けを行なうことができる。

(4)　連合会は、果樹保険に係る事務の一部を農業共済組合、農業協同組合等に委託することができる。

(5) 連合会は、果樹保険に関して農業協同組合、その他の果樹出荷団体に対し、資料の提供について、協力を求めることができる。

6 施行期日等(附則)

(1) 本法は昭和四十三年四月一日から施行する。

(2) 本法は施行日から起算して五年をこえない範囲内で、別に法律で定める日にその効力を失う。

(三) 審査概要

委員会の審査で質疑された主な点は、保険需要の見通し、保険と価格補償の関係、無事戻し制度の確立、樹体保険の実施方法、保険対象果樹の拡大、試験実施期間の短縮、葉タバコ等新種共済制度の確立等であつた。採決の結果、本法律案は全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定した。

ついで村田委員から、自由民主党、日本社会党、公明党の三党共同による別掲の附帯決議が提出され、全会一致で委員会の決議とすることに決定した。

(四) 附帯決議

1 果樹保険臨時措置法案に対する附帯決議

(参議院農林水産委員会、昭和四二・七・二一日)

政府は、果樹農業の生産振興、経営安定の諸施策の一層の充実を期するとともに、果樹作農家の災害対策の確立に資するため、試験実施の効率的運用を進め、さらに果樹保険制度のすみやかな本格的実施を図るよう左記事項を十分検討し、その実現に努めるべきである。

記

一、試験実施事業の対象として、指定果樹については果樹振興法対象果樹のかき、くり等を含めること及び指定病害の範囲拡大を検討するとともに、果樹農業の実情に即し、可及的すみやかに加入を図り、適切な事業規模、実施地域を確保するよう措置すること。

二、果樹の災害状況を勘案し、再生産の確保、損失補てんの充実を期する観点にたつて保険金額・保険金支払割合等の設定に努め、実態に即するよう基礎被害率の検討を行ない、保険料の農家負担の軽減を図ること。

三、支払保険金の削減が行なわれないよう農業共済組合連合会の事業を運営せしめ、無事故加入者に対しては無事戻し等の実施方針を明確にすること。

四、樹体保険については、すみやかに調査準備を完了し、試験実施期間中に法律の建前にしたがい、再保険を含め、完全実施に移行する措置を講ずること。

五、果樹保険の加入者交付金の交付割合を極力高め、十分な保険事務費など事業運営に必要な助成を行なうこと。

さらに、農業共済団体等の職員給与ならびに共済連絡員手当等の改善を図るため、事務費国庫負担の増額を期すること。

六、果樹の災害防止を徹底させるため、気象通報体制を整備拡充しさらに病害虫防除の指導助成等を強力に進めること。

七、果樹農業振興を図るため、農道、樹園地の基盤整備等の生産体制及び流通加工等の近代化施設の助成策を積極的に拡充し、果実の価格安定対策をすみやかに検討すること。

八、最近における災害発生の実情にかんがみ、肉豚、鶏、特に葉たばこの共済制度については早急に調査を行ない、調査を完了したものから制度の確立を期すること。

右決議する。

2 果樹保険臨時措置法案に対する附帯決議

(衆議院農林水産委員会、昭和四二・七・一三日)

果樹農業に対する適切な災害対策確立の喫緊性にかんがみ、政府は可及的速やかに本格実施への移行を図るとともに、左記各項の実現について十分考慮すべきである。

記

一 試験実施対象果樹として、かきその他果樹農業振興特別措置法適用対象果樹を追加することを検討すること。

二 保険金支払の充実を期するため、農業共済組合連合会による削減が行なわれる事態の生じないよう検討するとともに、果樹農業者の要望に即して無事戻しの実施に関する方針を明確にすること。

三 樹体保険については、早急に調査を完了し、試験期間中においても再保険その他の点において、収穫保険と同様に取扱われるよう措置すること。

四 加入者に対する交付金については、極力その交付割合を拡大し、加入を容易ならしめるよう努めるとともに、事務費については、その必要額を十分助成すること。

五　肉豚、鶏、畑作及び葉たばこに関する共済制度については、可及的速やかにその調査を完了し、制度化についての結論を得るよう努めること。

六　果実についても、その価格の安定策について検討を加え、その対策に遺憾のないようにすること。

七　農業共済団体等の職員給与の現状にかんがみ、その改善をはかるため事務費の国庫負担の増額につとめること。

右決議する。

参考資料

1　果樹収入順位別農家数の割合（昭和38年）

（単位%）

果樹園面積広狭別	果樹農家数	販売農家数	果樹収入順位別農家数割合			
			総数	果樹収入のみ	果樹収入第1位	果樹収入第2位	果樹収入第3位以下
	戸(%)	戸(%)	%				
計	81,091(100)	74,469(100)	(100)	15	41	24	19
3反未満	41,591(51)	36,498(49)	100	12	29	31	30
3～5反	19,610(24)	18,573(25)	100	14	49	24	13
5～1町	15,443(19)	15,056(20)	100	19	63	13	6
1町以上	4,447(6)	4,342(6)	100	28	64	6	3

（注）　資料、農林省統計調査部「果樹栽本統計調査報告書（昭和38年）」による。

2　果樹の種類別生産費および収益性(昭和40年10アール当り)

作物名＼費目別	費用の費目構成割合												
	生産費額	合計	種苗費	肥料費	諸材料費	水利費	防除費	成園費	建物費	農具費	畜力費	労働費	賃料金
	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
みかん	95,022	100.0		22.4	3.7	0.1	8.0	8.2	3.2	10.8	0.0	43.0	0.6
なつみかん	61,245	100.0		28.9	2.4		7.0	11.7	2.9	9.7		36.7	0.7
りんご(紅玉)	66,175	100.0		11.6	1.7	0.1	18.6	7.4	1.7	10.8	0.2	38.3	9.6
(国光)	72,419	100.0		9.0	3.1	0.1	12.8	7.5	2.6	8.7		47.9	8.3
ぶどう(甲州)	74,153	100.0		12.8	1.7		3.4	12.2	13.8	10.0		46.1	
(デラ)	92,776	100.0		8.4	3.4	0.3	2.5	16.3	21.6	7.0		40.3	0.2
なし(20世紀)	122,492	100.0		7.9	2.6	0.2	25.1	8.6	8.2	4.1		43.2	0.1
(長十郎)	110,973	100.0		13.6	2.2	0.2	9.8	9.1	8.5	7.2		49.1	0.3
もも(大久保)	63,062	100.0		10.6	2.3	—	10.2	9.3	1.2	9.5		56.9	0.0
(砂子)	81,035	100.0		14.7	5.3		7.2	8.6	2.3	8.1		53.8	
(参考) 米	28,294	100.0	1.4	13.2	4.1	2.7	2.3		2.8	14.0	1.2	55.2	3.1

(注)資料：農林省統計調査部「重要農産物生産費調査」および「米生産費調査」(40年産)による。

純収益および家族労働報酬					
粗収入計	第2次生産費	純収益	家族労働報酬	家族労働時間	1日当り家族労働報酬
円	円	円	円	時	円
177,556	103,708	72,914	105,237	341.7	3,117
119,880	64,884	50,604	72,398	227.2	2,651
80,809	68,765	10,029	31,910	270.6	943
102,224	76,524	23,700	54,186	356.0	1,218
97,100	76,100	19,977	52,069	264.7	1,574
95,938	97,945	△ 3,113	32,728	291.4	937
157,018	126,863	27,876	72,680	498.3	1,167
116,419	115,200	△ 359	52,220	451.9	936
145,762	64,487	79,513	111,698	321.7	2,778
170,009	86,705	82,822	126,325	319.4	3,164
49,167	29,233	17,778	31,648	120.1	2,008

3. 果樹保険と農作物共済、蚕繭共済のてん補方式の比較

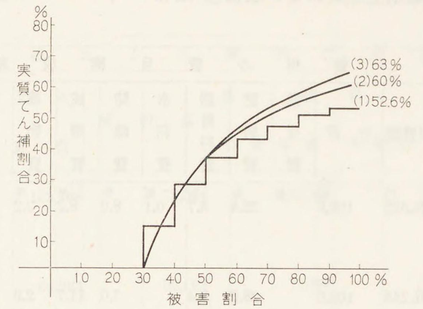

実質てん補割合

$$= \frac{\text{保険金額} \times \text{支払割合} = \text{支払保険金}}{\text{保険金額の最高限設定の基礎となつた単位(キログラム)当たり価格(平均庭先価格)} \times \text{被害量(基準収穫量} \times \text{被害割合)}}$$

(1) 蚕繭共済のてん補方式(最高共済金額の場合)
(2) 果樹保険のてん補方式（５割以上被害の場合の支払方式)
(3) 農作物共済のてん補方式(最高共済金額の場合)

(単位 %)

果樹保険の場合の被害割合と支払割合				水稲共済		蚕繭共済		果樹保険			
								５割以上		３割以上	
	被害割合	支払割合 ５割以上	支払割合 ３割以上	被害割合	実質てん補割合	被害割合	実質てん補割合	被害割合	実質てん補割合	被害割合	実質てん補割合
	0.3	—	0.10	0.3	—	0.3～0.4	14.2	—	—	0.3	20.0
	0.4	—	0.23	0.4	22.5	0.4～0.5	27.8	—	—	0.4	34.5
	0.5	0.3	0.36	0.5	36.0	0.5～0.6	36.4	0.5	36.0	0.5	43.2
	0.6	0.44	0.49	0.6	45.0	0.6～0.7	42.3	0.6	44.0	0.6	49.0
	0.7	0.58	0.61	0.7	51.4	0.7～0.8	46.7	0.7	49.7	0.7	52.3
	0.8	0.72	0.74	0.8	56.2	0.8～0.9	50.0	0.8	54.0	0.8	55.5
	0.9	0.86	0.87	0.9	60.0	0.9～1.0	52.6	0.9	57.3	0.9	58.0
	1.0	1.00	1.00	1.0	63.0			1.0	60.0	1.0	60.0

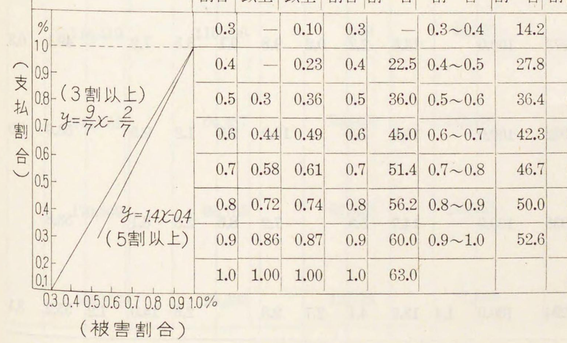

4　果樹の種類別、果樹栽培農家1戸当たりおよび10アール当たり保険金額、保険料

果樹の種類	1戸当たり														
	1戸当たり栽培面積 (A)	成園割合 (B)	1戸当たり成園面積 (A×B=C)	10アール当たり基準収穫量 (D)	1戸当たり基準収穫量 (C×D=E)	kg当たり保険金額 (F)	1戸当たり保険金額 (F×E=G)	1戸当たり 5割以上 料率 (P1) 最高	最低	平均	1戸当たり 5割以上 保険料 (G×P1=H1) 最高	最低	平均
	アール	%	アール	kg	kg	円	円	%	%	%	円	円	円
みかん	34.9	59	20.6	早生 2,340 普通 2,600	早生 4,838 普通 5,356	39	早生 188,682 普通 208,884	6.6	1.2	2.7	早生 12,453 普通 13,786	早生 2,264 普通 2,507	早生 5,094 普通 6,640
なつみかん	16.6	68	11.3	3,585	4,051	26	105,326	1.9	1.1	1.4	2,001	1,159	1,475
りんご	35.7	82	29.3	2,400	7,032	20	140,640	8.4	1.3	2.2	11,814	1,828	3,094
ぶどう	21.8	74	16.1	1,716	2,763	50	138,150	13.1	1.5	5.3	18,098	2,072	7,322
なし	22.7	81	18.4	3,444	6,337	12	76,044	13.1	1.0	5.1	9,962	760	3,878
もも	14.6	79	11.5	1,651	1,899	35	66,465	8.7	1.5	4.5	5,782	997	2,991

（注）　1.　1戸当たり栽培面積は「果樹基本統計調査（38年2月1日現在）」による。
　　2.　成園割合は、農林統計昭和38年の果樹の種類別全国平均割合である。

1戸当たり保険料 3割以上 料率 (P2) 最高	最低	平均	保険料 (G×P2=H2) 最高	最低	平均	10アール当たり保険金額 (F×D=I)	10アール当たり保険料 5割以上 最高	最低	平均	3割以上 最高	最低	平均
%	%	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11.2	1.9	5.5	早生 21,132 普通 23,395	早生 3,585 普通 3,969	早生 10,378 普通 11,489	早生 91,260 普通 101,400	早生 6,023 普通 6,692	早生 1,095 普通 1,217	早生 2,464 普通 2,738	早生 10,221 普通 11,357	早生 1,734 普通 1,927	早生 5,019 普通 5,577
5.4	1.3	2.9	5,668	1,369	3,054	93,210	1,771	1,025	1,305	5,033	1,212	2,703
13.4	2.1	4.0	18,846	2,953	5,626	48,000	4,032	624	1,056	6,432	1,008	1,920
21.3	1.7	10.4	29,426	2,349	14,368	85,800	11,240	1,287	4,547	18,275	1,459	8,923
15.7	1.5	7.5	11,939	1,141	5,703	41,328	5,414	413	2,108	6,488	620	3,100
16.9	2.1	8.3	11,233	1,396	5,517	57,785	5,027	867	2,600	9,766	1,213	4,796

5　果樹の種類別、県(道)別基礎被害率

樹種		県	植栽後3年次	50%以上の被害について支払う方式	植栽後4年次	30%以上の被害について支払う方式	植栽後5年次
			38	39	40	38	39	40
			%	%	%	%	%	%
温州みかん	1	静岡	3.5	0.3	2.9	15.8	0.7	5.8
	2	愛知	8.2	0	3.6	18.6	0.6	8.7
	3	三重	5.5	2.7	1.9	8.7	10.0	6.3
	4	和歌山	1.3	0.4	1.6	2.8	0.7	6.4
	5	広島	16.2	1.8	1.5	27.0	4.1	2.8
	6	徳島	0	0	0	0.4	0.5	2.7
	7	愛媛	0.1	0.2	0.3	0.8	1.6	1.1
	8	福岡	0.9	10.1	3.0	2.5	14.4	6.0
	9	大分	1.0	1.4	0.2	2.1	3.2	1.1
	10	鹿児島	5.5	0.2	0.7	6.3	5.8	2.7
夏みかん	1	三重	1.8	0.8	0	2.6	3.0	0.2
	2	和歌山	1.9	0.2	0	14.3	1.0	0.1
	3	愛媛	0.1	0.3	0	0.5	1.2	0.9
	4	福岡	1.0	1.3	—	5.1	2.7	—
りんご	1	北海道	2.5	8.8	9.5	4.9	16.0	20.6
	2	青森	0	1.5	1.4	0	1.5	5.2
	3	岩手	0.6	1.8	0.1	3.1	2.0	0.8
ぶどう	4	福島	0.3	23.8	0.2	0.6	30.5	0.8
	5	長野	0.5	0.5	1.6	2.4	1.5	6.3
	1	山形	8.7	21.1	10.4	15.9	30.0	19.0
	2	山梨	0	0.2	0.1	3.2	0.7	0.6
	3	岡山	2.9	5.7	3.6	15.8	15.7	8.4
なし	1	福島	0	37.9	0	0	43.4	3.6
	2	埼玉	1.6	0	0.3	2.3	0.1	1.3
	3	長野	0.2	0	1.4	1.0	0.8	4.0
	4	鳥取	0.7	7.9	1.0	8.0	16.2	4.2
ぶどう	1	山梨	0.4	0	0	2.5	0	0.5
もも	2	岡山	7.8	7.5	11.8	17.1	14.6	20.2

一〇　森林法の一部を改正する法律案(衆・附帯決議)

(一)　立法趣旨と要旨

森林法は、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的として昭和二十六年に制定され、今日に至つているが、森林計画については、昭和三十七年に制度が改正され、農林大臣が定める全国森林計画に即し、都道府県知事が策定する地域森林計画に従つて森林の施業が行なわれるよう、勧告および援助措置によつ

て森林所有者の自主的な経営努力を助長することになつている。

しかし、その後林業をとりまく諸情勢は大きく変化している。すなわち、木材需要の増大とその需要構造の変化の進行がみられるのに対して、生産面では十分これに対応できず、農山村における労働力不足等に起因して伐採、造林等の林業生産活動が停滞を示すとともに、外材輸入が増大する等、情勢は著しくきびしさを加えてきている。

かような諸情勢に対処して、先に林業基本法が制定され、林業における総生産の増大、生産性の向上、従事者の所得の増大という目標が明示され、以来その趣旨に沿つて林業構造改善事業その他各種施策の拡充を図つてきたが、森林所有者の森林施業の面においても、森林生産の保続と森林生産力の増進に関する長期的な見通しに即応し、地域森林計画の達成と森林施業の合理化・計画化を図るための措置を講ずる必要が強くなつてきている。

すなわち、森林の計画的かつ適期の伐採と樹種または林相の計画的改良等の推進を図るため、森林所有者の自発的意思に基づき、地域森林計画に従つた合理的かつ計画的森林施業を推進する必要がある。このため森林所有者による森林施業の計画の作成を促進するとともにその実行を確保しうるよう、公的にその計画を認定する制度を新たに導入し、その計画に従つてする施業に対し所要の援助措置を講ずる必要がある。本改正法案はかような趣旨に基づいて提案されたものである。

次に、本法案の主な内容は次の通りである。

第一は、全国森林計画および地域森林計画の期間の改正である。

林業をとりまく最近の情勢は、森林所有者に対し計画的な森林施業の実施を強く要請しているが、そのためには森林施業実施の基準となる、より長期の林政の方針を示す必要があるので、全国森林計画は十五年を、地域森林計画は十年を一期とし、それぞれ五年ごとにたてることとしている。

第二は、森林所有者は森林施業計画について都道府県知事の認定を求めることができることとしたことである。

森林所有者は、一人または数人共同してその森林の全部につき、森林施業に関する長期の方針に基づいて、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、それが適当であるかどうかについての認定を求めることができることとし、都道府県知事は、この森林施業計画の内容が森林生産の保続および森林生産力の増進を図るために必要なものとして定められ

た基準に適合しており、かつ、地域森林計画の内容に照らして適当であると認められるときは、その森林施業計画が適当である旨の認定をすることができることとしている。

第三に、認定を受けた森林所有者は森林施業計画を遵守して森林施業をしなければならないこととしている。

第四に、この森林施業計画の認定の制度を推進するための援助措置として、農林大臣および都道府県知事は、森林施業計画の作成およびその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めることとしている。

以上のほか、森林組合は、組合員のための森林施業計画の作成の事業を行ないうることとすること、森林施業計画の変更その他森林施業計画の認定の制度を設けることに伴う所要の規定の整備をするとともに、必要な経過措置を定めることとしている。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で可決され、本院で継続審査となつた。

(二)　附帯決議

1　森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院農林水産委員会、昭和四二・七・二〇日）

政府は、速やかに林業基本法関連施策の整備をはかるとともに、本法施行にあたり、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一、森林所有者の経営意欲を高揚して森林生産力の増強をはかるため、造林、林道等生産基盤の整備をさらに強化し、あわせて森林施業計画認定制度の円滑な実施により林業の発展に資するよう努めること。

二、最近における林産物需給の動向にかんがみ、国産材の自給率をたかめる努力をすすめるとともに、必要とする外材については、秩序ある輸入が行なわれるよう適切な措置を講ずること。

三、森林施業計画の認定をうけた小規模森林所有者に対する財政金融措置、例えば伐採調整資金制度等の活用について早急に検討し、その適用が受けられるよう必要な措置を講ずること。

四、森林施業計画認定制度の円滑な運用をはかるため、当該計画の作成および実施について森林組合の活用その他必要な措置を講ずること。

五、最近における農山村労働力流出の傾向に対処して林業労働力を確保するため、林業労働者に対する社会保障制度の充実、雇用安定策の確立等について早急に検討し、森林施業計画が円滑に実施出来るよう努めること。

右決議する。

一一　国有林野の活用に関する法律案（衆・農林水産委員会）

(一)　提案の経緯

本法律案は、近年の急速な労働力の減少等農林業の厳しい条件の変動に対処するため農林業の構造改善及び農山村地域の振興を図る必要があり、その対策の一環として、国有林野の適正円滑な活用を一そう積極的に進めるため提案されたものである。

国有林の活用については、昭和三十五年十月の農林漁業基本問題調査の「林業の基本問題と基本対策」についての答申でまず提唱され土地の高度利用と地元農林業の構造改善に国有林野を積極的に活用すべきであるとの考え方が示された。昭和三十六年農業基本法が制定され、これに即応して農業構造改善推進事業が進められることになつたが、これに伴つて樹園地、草地等に必要な土地の確保が問題となる等の事情から三十八年六月、農林事務次官通達「農業構造改善のための国有林野の活用について」という活用基準がだされた。

他方、政府は同年同月「国有林野の役割りとあり方」を中央森林審議会に諮問したが、同年九月七日、青森における一日内閣で池田首相が国有林を積極的に活用する旨の政府の方針を明らかにしたことから、東北・南九州等国有林の多い地域を中心として国有林の積極的活用の声が大きくなり、同審議会は同年十月中間答申として「地元農林業の振興等のための国有林野の活用に関する答申」を行なつた。この答申では「国有林野の有効かつ適切な活用措置を講ずべきである」が、「国有林野は、国土の保全その他重要な使命を有するものであるから、その活用については、右の使命達成上支障とならない限り、ひろく国土資源の総合的な高度利用の見地にたつて国民経済の発展に資するようこれを行なうもの」とすべき旨提唱した。

また、三十九年六月、林業基本法が制定され、その第四条で国有林の役割りとあり方が規定された。同年六月十九日の衆議院農林水産委員会で農相が第四条に関して行なつた答弁によると、国有林の使命は①国土保全その他の公益的機能の確保、②奥地未開発林野の開発等による林業生産の増進、③木材の持続的供給等によるその需給と価格の安定への寄与、の三つであり、活用にあたつては、国有林の使命との調整をはかりつつ、積極的に行なう。農業のための活用には売り渡し、貸し付けのほか、共用林野の設

定をも図り、林業のための活用には林地の細分化や集中を考えれば部分林の設定によるのが好ましい、とされている。政府はこのような林業基本法の趣旨に沿つて、同年十月、農林事務次官通達「農業構造の改善のための国有林野の活用について」及び「林業構造の改善のための国有林野の活用について」を出した。

以上が現行活用制度の経過であり、その実績は農業分三十八―四十一年度計一五、五〇三ha、林業分四十―四十一年度計一二、二一二haである。三十九年の通達前と通達後との大きい相違は、活用は「国土保全及び国有林野の経営上支障とならない限り行なう」とあつたのを「国土保全その他国有林の使命達成との調整を図りつつ行なう」と改めたほか、農業構造改善の用に供される民有林の代替地としての活用を認めたことである。林業のための活用においては、部分林の設定を主とし、場合によつて売払うという方針が明らかにされている。

しかし、かような通達による活用に対して、国有林地帯の農林業の振興や地域格差の是正をはかるには不充分であり、法制化すべきであるとの意見が強く、検討が重ねられた結果、活用の方針や必要な措置を法制化することとして、本法律案が提案されたのである。

(二) 提案理由説明の概要

国有林野は、その面積において、わが国の森林面積の約三分の一、国土面積に対しても二割余を占め、国土の保全、林産物の需給および価格の安定等に大きな役割を果たすとともに、従来から、社会経済情勢の推移に即応して、地元住民の要請に応じた貸付け、売払い、部分林、共用林野の設定等によつて地元産業の振興と地元住民の福祉の向上に寄与してきた。

しかし、近年、わが国のめざましい経済の発展の中で、農山村からの急速な労働力の流出がみられる等わが国の農林業はきわめて厳しい条件の下に立たされることになり、ここに、農林業の零細な経営規模を拡大する等その構造の改善と農山村地域の振興を図るための施策を一そう強力に推進することが要請されるに至つている。

かような要請に応えるため、この際国有林野の活用を積極的に推進することとし、このため、林業基本法の規定の趣旨に従い、積極的に行なうべき国有林野の活用の内容を具体的に示すとともに、これらの活用を行なうに当たつての国の基本的態度を明らかにすること等により、国有林野の活用の適正円滑な実施の確保を図ることとしたものである。

以上が本法案を提案する理由であるが、次に主要な内容を説明する。

第一は、農林大臣が国有林野の管理および経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ積極的に行なうべき活用について、その活用の種類等を明らかにしたことである。すなわち、その一は、農業構造改善のための国有林野の活用、その二は、農業構造改善のために譲渡された土地の代替地に提供するための国有林野の活用、その三は、林業構造改善のための国有林野の活用、その四は、国有林野の所在する地域の住民が共同して行なう部分林または放牧等のための共用林野の設定のための国有林野の活用、その五は、国有林野の所在する地域における公用、公共用または公益事業の用のための国有林野の活用、その六は、山村振興計画に基づく事業のための国有林野の活用である。

第二は、農林大臣は、国有林野の活用について、その推進のための方針、適地の選定方法その他活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表すべきこととしたことである。

第三は、農林大臣は、国有林野の活用の適正な実施を図るため、活用の事務をすみやかに行なうとともに、その活用に当たつては、用途を指定し、買戻しの特約を附す等必要な措置を講ずべきこととしたことである。

第四は、農林業の構造改善のための国有林野の活用の円滑な実施を図るため、そのような国有林野の活用として、土地等の売払いをする場合には、二十五年以内の延納の特約をすることができることとしたことである。

(三) 審査経過

本法律案は、別掲「法律案等審議経過表」のように、提案から委員会付託までかなりの時日を要したのであるが、会期末に衆議院農林水産委員会で提案理由説明が行なわれただけで、審査未了となつた。

参考資料

1. 国有林野の売払実績

年度	国有財産法		林野整備		町村合併等		計	
	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha
23	332	149					332	149
24	541	595					541	595
25	600	595					600	595
26	1,140	511	6	338			1,146	849
27	2,105	1,485	555	34,227			2,660	35,712
28	3,291	1,666	892	52,060			4,183	53,726
29	2,385	960	839	50,889	9	1,006	3,233	52,855
30	1,806	897			39	1,908	1,845	2,805
31	1,461	1,400			71	5,018	1,532	6,418
32	1,508	912			62	5,100	1,570	6,012
33	906	5,185			102	7,708	1,008	12,893
34	866	9,773			148	11,086	1,014	20,859
35	1,096	1,582			53	4,075	1,149	5,657
36	431	1,054			40	2,415	471	3,469
37	172	920			7	491	179	1,411
38	290	670			5	161	295	831
39	402	956			1	385	403	1,341
40	855	996			3	321	858	1,317
計	20,187	30,306	2,292	137,514	540	39,674	23,019	207,494

注： 「国有財産法」、「林野整備」および「町村合併等」の欄は、それぞれ国有財産法、国有林野整備臨時措置法および市町村の合併の特例に関する法律、新市町村建設促進法、町村合併促進法に基づく売払実績である。

2. 農用地とするため自作農創設特別措置特別会計に所属替えした国有林野

（単位 ha）

年度	未こん地	農地および採草放牧地	計
21	2,302	—	2,302
22	18,883	—	18,883
23	164,319	910	165,229
24	24,216	3,194	27,410
25	9,502	2,502	12,004
26	8,885	97,044	105,929
27	3,594	7,234	10,828
28	6,953	2,005	8,958
29	6,437	44	6,481
30	6,715	25	6,740
31	2,672	395	3,067
32	2,925	135	3,060
33	2,401	241	2,642
34	1,551	305	1,856
35	657	583	1,240
36	679	956	1,635
37	1,306	1,038	2,344
38	585	634	1,219
39	1,058	383	1,441
40	970	453	1,423
41	2,500	518	3,018
計	269,110	118,599	387,709

3. 農業構造の改善のための国有林野の活用実績

（単位 ha）

事業区分	活用決定
農業構造改善事業	4,612
開拓パイロット事業	4,745
草地改良事業	4,200
共同利用模範牧場設置事業	1,156
樹園地造成事業	114
非補助土地改良事業	236
県単補助事業	67
一般農用地造成事業	373
計	15,503

注：(1) 昭和38年度から昭和41年度までの実績である。
(2) 活用決定面積は、国有林野管理審議会の議を経て活用を相当と認めた面積である。

4. 林業構造の改善のための国有林野活用実績

（単位 ha）

年度	活用決定面積
40	5,930
41	6,282
計	12,212

注： 活用決定面積は、国有林野管理審議会の議を経て活用を相当と認めた面積である。

5. 地方産業経済のため特別に利用されている国有林野

（単位 ha）

年次	総数	貸付使用	共用林野	共用林野見込地	部分林	保安林	保安林見込地	砂防指定地	自然公園	自然公園見込地	史跡名勝天然記念物	その他	国有林野総面積
昭和37年	5,719,928	52,756	1,816,847	22,143	65,631	1,752,457	284,498	45,587	1,597,021	21,947	60,194	842	7,510,451
昭和38年	5,818,341	49,121	1,831,548	21,931	68,439	1,904,232	150,145	45,008	1,657,232	29,450	60,486	749	7,525,705
昭和39年	5,862,638	46,809	1,829,474	20,144	72,584	1,912,563	156,715	34,523	1,676,705	52,187	60,340	594	7,552,964
昭和40年	6,133,794	44,960	1,817,231	20,297	76,130	1,924,248	376,267	35,820	1,774,447	674	63,084	636	7,557,005
昭和41年	6,541,433	45,805	1,798,867	11,383	76,060	1,930,884	765,661	66,856	1,769,522	11,881	63,872	642	7,566,793

資料： 林野庁「昭和41年国有林野事業統計書」
注：(1) 貸付使用および共用林野はその年の3月31日現在で、それ以外はその年の4月1日現在である。
(2) その他は、耕地、庇陰地等である。

一一　学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案（社会党案）

「第五十一回（通常）国会農林水産委員会審議要録」二五九頁―二六〇頁参照

なお、本法案は衆議院で審査未了となった。

一一三　自作農維持資金融通法の一部を改正する法律案（自民党案）

(1)　立法理由と要旨

北海道の農家は三十九年以来三年連続の大冷害等によって、多額の固定化負債をかかえ、農業経営が著しく阻害されており、救済策の確立は急を要する問題となっている。

そこで北海道の農家に対し、昭和四十二年度及び四十三年度に貸付ける自作農維持資金の貸付条件を緩和するために提案されたのが本法案である。

次に本案の骨子は、昭和四十二度及び昭和四十三年度に限り、北海道の農業者に対し、貸付ける資金については、その償還期限が二十年以内とあるのを二十五年以内に、据置期間が三年以内とあるのを五年以内にそれぞれ延長して、貸付条件の緩和をはかることとしている。そして以上の改正措置とあわせて行政措置により貸付限度額の引上げを行なおうとするものである。

なお、本法案は衆議院で審査未了となった。

参考資料

1. 農家負債整理対策の実施区分

（北海道庁42年4月：北海道農家負債整理対策実施要綱による）

区分	一般生業農家		開拓生業農家		計	
	対象戸数	対象金額	対象戸数	対象金額	対象戸数	対象金額
	戸	百万円	戸	百万円	戸	百万円
自作農維持資金を主体とする借替措置の対象とするもの	23,713	13,164 （系統 11,708 系統外 1,756）	3,761	2,046 （系統 1,901 系統外 145）	27,474	15,510 （系統 13,609 系統外 1,901）
農協系統資金のみによる借替措置の対象とするもの	11,926	4,107 （系統 3,734 系統外 373）	1,322	266 （系統 238 系統外 28）	13,248	4,373 （系統 3,972 系統外 401）
小計	35,639	17,571 （系統 15,442 系統外 2,129）	5,083	2,312 （系統 2,139 系統外 173）	40,722	19,883 （系統 17,581 系統外 2,302）
対策の対象としないもの	3,156	650 （系統 650）	3,969	929 （系統 840 系統外 89）	7,125	1,579 （系統 1,490 系統外 89）
計	38,795	18,221 （系統 16,092 系統外 2,129）	9,052	3,241 （系統 2,979 系統外 262）	47,847	21,462 （系統 19,071 系統外 2,391）

注 1. 一般生産業農家の系統外資金の対象金額は、農家経済調査等の数値を用いたものである。

2. 対策の対象としないものは一般農家にあつてはA階層農家、開拓農家にあつてはAD階層農家及びC階層農家のうち開拓農家に対する特例自作農維持資金（貸付限度額70万円）で負債整理可能な農家。

開拓分内訳（A階層74戸11百万円（系統64戸、9百万円、系統外、15戸、2百万円）、D階層1,591戸、514百万円（系統1,439戸、455百万円、系統外541戸、59百万円）、C階層2,304戸、404百万円（系統2,172戸、376百万円、系統外1,117戸、28百万円））

（B）農林水産委員会以外の委員会に付託されたもの

一　関税定率法等の一部を改正する法律案（参・衆・附帯決議、大蔵委員会）

㈠　法律案の要旨と審査概要

本案は、最近の経済情勢の変化に対応して、関税率について四十八品目の実行税率を変更し、九十四品目について暫定税率の適用期限を延長し、暫定関税免除及び還付制度の適用期限の延長、拡充等を行ない、また、通関の迅速化をはかるため入国者の携帯品について簡易税率を新設し、万国博覧会の開催に備えて、保税展示場の制度を新たに設けるとともに、最近における外国貿易の実情等に顧み、開港として五港を新たに追加することとし、その他関税制度の簡素合理化をはかる等のため、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法について、それぞれ所要の改正を行なおうとするものである。

大蔵委員会においては、質疑を終わり、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、さらに青柳委員より、自由民主党提案にかかる別記の附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定された。

注　本改正案により、バナナ関税率については今後二年間で一〇％引き下げることとし、引き下げ幅は四二年度五％（実行税率六五％）、四三年度五％（同六〇％）としている。

㈡　附帯決議

1　関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（参議院大蔵委員会、昭和四二・五・二六日）

政府は、バナナ関税引下げの実施に当つて、次の措置を講ずべきである。

一、国産果樹の生産振興をはかるため、基盤整備事業、生産ならびに流通近代化施設、品種更新等の助成を拡充すること。

二、国産果実の消費拡大対策として、学校給食その他国内需要の増大、輸出振興に努めること。

三、バナナ等外国産果実、加工品の輸入に当つては、国産果実に悪影響を及ぼさないよう輸入調整をはかるとともに輸入及び流通秩序の確立をはかること。

四、バナナ関税引下げ実施時期は、中華民国に対するリンゴ輸出についての貿易交渉、果実学校給食その他の事情を勘案して定めること。

右決議する。

2　関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院大蔵委員会、昭和四二・五・一七日）

政府は、バナナ関税引下げの実施に当つて、国産果実生産者および消費者の立場を充分考慮し、次の措置を講ずべきである。

一、バナナ関税の引下げについては、各般の観点からその引下げ時期の決定に配意するとともに、バナナの輸入につき国産果実に対して悪影響を及ぼさないよう配慮すること。

二、バナナの輸入およびその国内流通秩序につき充分な改善措置を講ずること。

三、国産果樹の振興対策として国産果実の生産流通の合理化を図り、輸出振興、国内市場の拡大に努めること。

右決議する。

二　船舶積量測度法の一部を改正する法律案（運輸委員会）

㈠　立法理由と要旨

船舶積量測度法は、船舶（漁船を含む）のトン数を算定するための基準、方法等を定めている。

現行法においては、上甲板上などにある貨物艙その他特定の場所に一定の開口を設けた場合には、これらの場所は総トン数に算入しないことになつているが、このような開口を設けることは、船舶の安全上必ずしも好ましいとはいえないので、この改正案は諸外国の例にならつて、このような開口を閉鎖しても、これらの場所は従来と同様に総トン数に算入しないことにすること等の改正を行なおうとするものである。

㈡　審査概要

委員会においては、各国間で、トン数算定の基準が一致しないままいまで改正がなされなかつた理由等について質疑が行なわれた。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ

きものと決定した。

三　商品取引所法の一部を改正する法律案（参・衆・附帯決議、商工委員会）

㈠　立法理由

商品取引所における売買取引の実態は、近年、多数の大衆が商品取引に参加するようになつたことに伴い、数年前にくらべ相当の変化をきたしている。全国二十の商品取引所の総出来高が増加の一途をたどつていることもその一つであるが、最近の事態でとくに憂慮すべき点は、売買取引を委託する者とその委託を受ける商品仲買人との間の紛議がひん発し、さらに、商品仲買人の倒産等により委託者が不測の損害をこうむる事例が増大していることである。

このような事態が生じた原因としては、現在三百二十にのぼる商品仲買人のなかには、資力に乏しく、あるいはその資質に欠け、大衆に対して過当な勧誘活動を行なう一方、委託者から取引の担保として預つた委託証拠金を不当に流用する等によつて放慢な経営を行なつている者もなしとしないことによるものと考えられる。

これに対して、現行の商品取引所法は、商品仲買人に対し登録制をとつているのをはじめとして、かかる事態を改善するためには必ずしも十分でないのが実情であり、委託者の保護の強化を図る方向で法律改正を行なうことが必要と判断されたため、政府としては、商品取引所審議会を中心として、鋭意その方策が検討されてきた。

この法律案は、このような経緯のもとに、「大衆参加に伴う弊害の防止、とくに委託者の保護を強化する」ための措置としてとりまとめられたものであり、四十一年十一月二十四日の商品取引所審議会の答申の趣旨に沿つたものである。

㈡　要旨

第一は、商品取引の受託業務を許可制としたことである。現行法においては主務省の登録を受ければ商品仲買人として売買取引の委託を受けることができるが、その資質の向上を図るため、登録制を許可制に改めるとともに、営業所の設置規制、資産要件の大幅強化、主務大臣の措置命令の充実等を行なうことにした。なお、商品仲買人の名称も、商品取引員と改めた。

第二は、商品取引員に対する委託者の債権の保護を強化したことである。すなわち、商品取引員は委託者のために取引所に対し受託業務保証金を預託しなければならないものとし、この保証金については、委託者は直接取引所に対してその請求権を行使することができることにした。また、受託業務保証金の額は、委託者の債権の額に対応させるため、預り委託証拠金の額の相当割合以上としている。

第三は、商品取引員の禁止行為を法令上明記する等により、その業務の適正化を図つたことである。従来、委託者と商品仲買人との紛議は、受託業務が不適正であつたことに起因するものが大多数であつたことにかんがみて、行き過ぎた勧誘行為、取引内容を一任されての受託等を禁止するとともに、商品外務員に対する取引所の監督を強化している。

以上のほか、この法律案では、今後の取引所制度の健全な運営に資するため、取引所の定める受託契約準則を届出制から認可制に改め、また、取引所の理事長は定款に特別の定めがあるときは自ら理事の一部を選任するものとする等の改正を行なつており、なお、受託業務の許可制の実施に関し、既存の商品仲買人に対して、三年間の経過措置を講じている。

㈢　審査概要

商工委員会においては、特に参考人の出席を求めて意見を聞くとともに、農林水産委員会との連合審査をも行ない、慎重に審査した。その質疑のおもなるものは、商品取引所の設置数、上場商品の流通高と出来高との関係、その適格性と過当投機の問題、特に委託者保護という観点からは、委託証拠金の分離保管、仲買人の倒産事例、受託業務の許可基準等について、また、特に問題の多い農産物の取引について、取引所の価格決定機能と農業生産との関係、指示価格制度と取引所投機の問題に及ぶなど、商品取引所制度全般についても活発な論議が行なわれた。

質疑を終わり、討論に入り、日本社会党を代表して小柳委員より、原案に賛成するとともに別記の各派共同提案の附帯決議案が提案された。次いで、自由民主党を代表して近藤英一郎委員から、また、公明党を代表して矢追委員から、それぞれ本法律案及び附帯決議案に賛成する旨の意見が開陳された。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、さらに、附帯決議案も全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定した。

(四) 附帯決議

1 商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院商工委員会、昭和四二・六・二〇日)

一、政府は、改正法の運用にあたつては、商品取引所制度が、その本来の目的より逸脱しないよう運用するため、投機取引の商品別適正配分等、格段の努力をすること。

二、政府は、商品取引所制度の根本的改善のために、今回の法改正で取り上げられなかつた諸問題についても、引き続き検討し、成案を得るように努力をすること。

右決議する。

参考資料

1 商品取引所制度改正の概要

改正事項	現行	改正後	改正理由
第一 商品仲買人		(改正法により許可を受けたものは商品取引員とする。)	ずべきである。 一、最近における商品取引の実態にかんがみ、商品取引所のあり方について根本的検討を加えること。 二、経済の実情に対応し、上場商品の適格性について再検討すること。 三、過当投機の抑制および委任者の保護について、さらに万全の対策を講ずること。 右決議する。
一 許可制の採用	○取引所ごとに主務省に登録する。 登録要件 (1) 取引所の会員であること。 (2) 財産的基礎(三の純資産額以上)を有すること。	○商品市場ごとの主務大臣の許可とする。 許可基準 (1) 会員であること。 (2) 財産的基礎(三の純資産額以上)を有すること。および収支の見込良好なこと。 (3) 知識、経験、社会的信用を有すること。 (4) 営業地域の取引状況等経済状況に照らし、必要かつ適当であること。	○登録制の下では、当業者で資産要件(純資産額)さえ満たしていれば、破産者や犯罪者等の欠格要件にふれる者でない限り仲買人になれた。これを主務大臣が許可基準により審査し、商品仲買人(許可後は商品取引員)の資質の向上を図ることとする。
二 営業所の開設等	○主務省に登録する。 (主務省通達により規制)	○主務大臣の許可とする。 許可基準は、前項の(2)および(4)と。	○営業所の数および配置を適正にし、過当競争を防止する。
三 純資産額の合算制	○政令額(七五万円)以上で取引所の定款で定める額として二以上の取引所に加入する仲買人については、追加加入取引所ごとに一定額を加算	○商品市場ごとに政令で定める最低純資産の額をその加入している商品市場全部について合算した額	○二以上の取引所に加入する商品取引員の資力の充実をはかるため加入している取引所それぞれについて、財産的基礎を確保させることとする。
四 主務大臣の改善命令	○なし	○主務大臣が委託者保護のため必要かつ適当と認めるときは財産の状況、	○法律上の純資産要件は満していても、能力以上に業務量を拡大した

業務運営につきその改善措置をとることを命ずることができる。

第2　受託業務保証金

一　預託額

(1)　仲買保証金

本　店　三十万円以上で定款で定める額
営業所　一店当り五万円以上で定款で定める額
（参考）穀物関係取引所の場合定款では
本　店　三〇〇～五〇〇万円
営業所　五〇万円
と定めている。

(1)　次の額の合計額を最低限度として受託業務保証金を預託させる。
本　店　六〇万円以上で政令で定める額
営業所　一店当り二〇万円以上で政令で定める額
(2)　委託者から徴した委託証拠金の合計額の$\frac{1}{2}$相当額が(1)項の額を超えるときはその額
毎月末に、翌月の所要額を計算して、取引所に預託する。

○受託業務保証金は商品取引員が委託者のために取引所に預託するもので あり、委託者はいつでも取引所に対し、支払を請求することができる。
○委託者の債権が取引所によつて確認（預り証、売買報告書等による）されれば、支払われる。
○委託者以外の者は除外される。

二　受託者の権利の実行

○委託者に対する優先弁済の規定はあるが実現困難。

○受託業務保証金については、委託者で法律的手続きをとる者が少なく、また、一般債権者が先に手続きをしてしまうことが多く優先弁済権の実効が少なかつた。この欠点を除くため、委託者のみが、直接取引所に支払いを請求できることとした。

○受託業務を行なうため必要な最低限の委託者に対する担保を確保する。
○従来の仲買保証金は、額が少く営業規模に対応せず委託者の債権に対する担保として不十分であつた。委託証拠金の預り額すなわち営業規模に応じて、その五〇％を預託させることとする。

（初年度	一年目	三年目	四年目）
二〇％	三〇％	四〇％	五〇％

○従来の仲買保証金については、委託者で法律的手続きをとる者が少なく、また、一般債権者が先に手続きをしてしまうことが多く優先弁済権の実効が少なかつた。この欠点を除くため、委託者のみが、直接取引所に支払いを請求できることとした。

第三　受託業務の適正化

（取引所の定款により禁止）

（取引所の定款により運営）

○不当な勧誘（損失補償、利益保証等）、および一任売買等の行為を禁止する。
○商品外務員が委託の勧誘に関して著しく不適当な行為をしたときは、取引所は、その登録の取消し等をしなければならない。

○商品取引に知識の乏しい大衆を勧誘して不当な損害を与えることを防止するため、不当な勧誘等の禁止行為を法律上明記する。

第四　その他

一　認可事項

（業務規程の変更のうち特定事項のみが認可事項）

○原則として届出制
○業務規程および受託契約準則の変更を主務大臣の認可事項とする。

○業務規程および受託契約準則は、取引所運営および取引員の受託業務の基本を定める重要事項であるので、取引員を許可制とすることに対応して、認可事項とする。

二　責任準備金

○昭和四一年度から取引所の定款により積立てている。
（税法上損金算入の扱いを受けられる限度は売買約定金額の万分の一、昭和四三年度まで三年間で累積限度額は万分の三）

○商品取引員は、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。
（昭四四・三までに総額で三〇億円に達する見込）

○商品仲買人と委託者の間に事故があつた場合に、この準備金を取りくずしてこれにあて、事故の解決を円滑にする。（商取法上の措置をとることを条件に税法上優遇措置がはかられている。）

三　理事長選任の理事	○取引所の役員は、会員の選挙	○理事長は定款に特別の定めがある場合理事の過半数の同意を得て理事を選任することができる。	○取引所の管理機能を充実するため理事長が員外の公益理事を選任できることとする。
第五　経過規定		○現在登録を受けている仲買人について、許可要件、最低純資産額、受託業務保証金等の点について三年間の経過期間を設ける。	○現況からして、商品仲買人会員を一挙に法改正の意図する水準まで引上げることは困難である。

2　商品取引所の概況（農林省・通産省所管）

（42. 3.31 現在）

取引所名	設立年月日	上場商品名	会員数		商品仲買人の営業所数			約定総金額の推移			備考
				内 商品仲買人数	主たる営業所	従たる営業所	計	昭和35年度 (A)	昭和40年度 (B)	B/A%	
			人	人	カ所	カ所	カ所				
大阪化繊	25.11. 1	人絹糸	64	35	35	243	278				人絹織物およびスフ織物は昭和27年10月限から上場休止中
		毛糸	75	36	36	243	279				
		スフ糸	72	35	35	160	195				
		小計	211	106	106	646	752	百万円 112,675	百万円 233,856	207	
福井人絹	26. 2.16	人絹糸	37	35	35	79	114	36,174	73,618	203	人絹織物は昭和27年4月1日から上場休止中
名古屋繊維	26. 2.21	絹糸	58	32	32	93	125				
		毛糸	73	38	38	126	164				
		スフ糸	46	21	21	43	64				
		小計	177	91	91	262	353	643,174	415,546	65	
東京繊維	26. 2.23	綿糸	64	33	33	117	150				棉花は昭和39年8月限からスフ糸は昭和32年10月限から上場休止中
		人絹糸	58	36	36	226	262				
		毛糸	57	36	36	253	289				
		小計	179	105	105	596	701	70,368	482,398	685	
大阪三品	26. 6.11	綿糸	111	36	36	132	168	243,005	125,174	52	綿布は昭和31年6月限から棉花は昭和39年2月限から上場休止中
神戸ゴム	27. 1.16	ゴム	35	24	24	172	196	34,817	25,356	73	
東京ゴム	27.12.12	ゴム	41	30	30	182	212	47,711	38,855	81	
計	（通産省所管7カ所）		791	427	427	2,069	2,496	1,187,924	1,396,803	117	
横浜生糸	26. 5.12	生糸	47	30	30	228	258	206,048	1,084,407	526	
神戸生糸	26. 5.14	生糸	55	30	30	262	292	573,732	1,145,362	200	
豊橋乾繭	26. 5.16	乾繭	38	23	23	80	103	8,396	84,167	1,002	
前橋乾繭	27. 7.24	乾繭	47	23	23	137	160	17,455	29,100	167	
函館海産物	26. 7. 1	水産物	21	15	15	24	39	2,835	2,625	92	
北海道穀物	26. 7. 3	農産物	31	23	23	87	110	6,538	407,217	622	
大阪砂糖	27. 4.21	砂糖	78	50	50	209	259	28,265	356,753	126	
東京砂糖	27. 5. 7	砂糖	97	50	50	204	254	21,269	765,095	359	
大阪穀物	27.19. 6	農産物	100	50	50	264	314	301,357	1,429,357	470	
神戸穀物	27.10. 8	農産物	56	24	24	45	69	22,150	320,656	145	
東京穀物	27.10.10	農産物	120	57	57	239	296	237,603	1,535,426	649	
関門商品	28.10. 1	農産物	26	24	24	118	142				
		砂糖	41	27	27	116	143				
		小計	67	51	51	234	285	239,514	622,444	260	

名古屋穀物	31. 8.10	農　産　物	74	33	33	160	193	121,615	794,957	715
計（農林省所管13カ所）			831	459	459	2,173	2,632	1,786,777	8,577,566	482
合　計（農林省、通産省所管20カ所）			1,622	886	886	4,242	5,128	2,974,701	9,974,369	404

3　商品仲買人の概況（農林省・通産省）

（41. 9. 30現在）

区　分		商品仲買人の実数
商品仲買人		330人
営業所（主たる営業所を含む。）		1,281カ所
従業員		13,907人
商品外務員		5,264人
委託者	当業者	4,334人
	一般	55,926
	計	60,260

預り委託証拠金額	現金	17,328	(50.4%) 百万円
	有価証券	17,058	(49.6%)
	計	34,386	(100%)
仲買保証金額	現金	971	(39.4%) 百万円
	有価証券	1,493	(60.6%)
	計	2.464	(100%)
売買証拠金額	現金	1,383	(14.2%) 百万円
	有価証券	8.405	(85.8%)
	計	9,788	(100%)
売買高	自己玉	8,204	(30%) 千枚
	委託玉	18,343	(70%)
	計	26,547	(100%)

4　商品取引所に対する会員の諸預託金の概要

種類	説明	取引所への預託額　42. 3.31現在				
		農林経済局所管	蚕糸局所管	計（農林省所管）	通産省所管	合計
会員信認金	商品取引所法第38条の規定に基き会員が取引所に預託するもので、その額は取引所の定款で定めるところとなつている。（現状は東京、大阪砂糖取引所30万円、北海道穀物15万円、その他の取引所10万円） 商品仲買人に売買取引を委託した者は、その仲買人の会員信認金について優先弁済権を有する。	百万円 122	百万円 56	百万円 178	百万円 245	百万円 423
仲買保証金	商品取引所法第47条の規定に基き商品仲買人が登録してある商品ごとに本店、従たる営業所についてそれぞれ預託するもので、規定では本店30万円、従たる営業所5万円以上で定款で定める額となつている。委託者の優先弁済権は会員信認金に同じ。	1,623	227	1,850	780	2,630
外務保証金	取引所の定款で、商品仲買人から外務員数に応じて、預託させているものである。（使用外務員が30人以下の者は預託を要しない）	143	80	224	115	339
違約損失補償準備金	取引所の定款によるもので、会員が違約をして他の会員に損害を与えた場合において業務規程に基いて賠償してもなお不足する場合この金額を補てんするため積立てさせているもので、昭和34年9月以前のものを旧準備金、同年10月以降のものを新準備金という。新準備金は会員の持分がない、現在は積立を停止している。旧新準備金とも租税特別措置法により損金扱いを受けている。	(旧) 377 [参考(新)(526)]	87 (362)	464 (888)	600 (234)	1,064 (1,122)
商品責任準備預託金	商品取引所の定款の定めるところにより商品仲買人に積立てさせているもので、売買取引の受託にかかる事故につき委託者に損害を賠償する場合これを取り崩して充てることができるものである。違約損失準備金と同様に租税特別措置法で法人所得計算上損金処理を認めている約定金額の$\frac{1}{10,000}$を積立	695	341	1,036	174	1,210
特別担保金	商品取引所法第84条の2の規定に基き、会員が取引所に預託するもので、商品市場における売買取引に因る債務の不履行につき、会員に対する優先弁済を確保する目的のものであるが、売買証拠金の預託と毎日値洗制をとつている関係もあつて、この制度は実施していない。	0	0	0	0	0
	計	2,960	791	3,752	1,914	5,666

四　船員災害防止協会等に関する法律案（運輸委員会）

(1)　立法理由と要旨

船員（漁船員を含む）の職務上の災害発生率は、陸上労働者の二倍にものぼり、特に死亡事故が高い率を示している。また船内生活のため職務外の負傷、疾病等も多い。これらの船員の労働災害防止を積極的に行うため本法律案が提出された。

その要旨は、船員災害防止対策を推進するため、運輸大臣は船

員災害防止計画を樹立するものとし、また船舶所有者及びその団体は、この計画に即応する災害防止活動の促進、災害防止規程の設定等を業務とする船員災害防止協会を設立することができるものとし、政府はこの協会に対し、費用の一部を補助することができることとしようとするものである。

(二) 審査概要

委員会においては、海上労働の特殊性を考慮した災害防止対策の推進、中小漁船船員に対する災害防止活動の徹底等について質疑が行なわれた。

採決の結果、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定した。

五 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(参・衆・附帯決議、参・産業公害及び交通対策特別委員会、衆・産業公害対策特別委員会)

(一) 立法理由

この法律案が提出された第一の理由は、今国会に別途提出された千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の受諾にともない、国内の法制を整備する必要があるためである。

第二の理由は、国内において船舶から排出される油による海水の汚濁が大きな問題となつており、その対策を講ずる必要があるからである。油による海水の汚濁は、特に水産物に対しかなりの被害を与えているとともに、港内、海水浴場等における衛生環境や美観をそこないつつあり、その度合いは、今後も増加するものと思われるのでその対策が急務とされているためである。

(二) 要旨

1 油送船以外の商船、漁船等の船舶で、総トン数五百トン以上のもの及び油送船で総トン数百五十トン以上のものが、わが国の海岸から五十海里以内の海域等において油を排出することを禁止するとともに、総トン数二万トン以上の一定の船舶について、すべての海域において油を排出することを禁止する。

2 廃油処理事業に関して、それぞれ必要な監督の規定を設ける。

3 廃油処理施設の整備を促進する。

(三) 審査概要

特別委員会においては、規制すべき船舶の範囲の拡大、廃油処理施設の設置促進、違反船舶に対する監視体制の強化、海水汚濁に基づく被害の救済制度等の諸問題について質疑が行なわれた。

質疑を終わり、次いで柳田桃太郎委員から賛成の討論があつた後、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、同委員から各派を代表して附帯決議案が提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定した。

(四) 附帯決議

1 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案に対する附帯決議

(参議院産業公害及び交通対策特別委員会、昭和四二・七・一九)

政府は、この法律の施行にあたつて、次の事項について措置を講ずべきである。

一、各種廃油処理施設を早急に整備するため、予算措置の充実に

一、各種廃油処理施設の設置及び整備を促進することに努め、これに必要な国庫補助金の増額及び融資に関する枠の拡大、条件の緩和等に努力すること。

二、排油規制を適用する船舶の範囲の拡大を検討すること。

三、巡視にあたる船艇航空機等を整備するとともに、監視に関する官民協力体制を確立して、違反船舶の監視取締の強化を図ること。

四、排油の測定機器の開発を急ぐとともに、関係者に対する啓蒙及び知識の普及に努めること。

五、船舶廃油によつて生ずる被害に対する賠償保険制度の拡充等救済制度の整備に努めること。

右決議する。

2 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院産業公害対策特別委員会、昭和四二・六・二二)

政府は、この法律の施行に際し、次の事項について措置を講ずべきである。

一、各種廃油処理施設を早急に整備するため、予算措置の充実に

努めること。

二、巡視船艇、航空機等を整備強化して、強力な監視、取締体制の確立を図ること。

三、わが国の実情に即応した適用船舶の範囲について検討し、船舶の油による海水の汚濁の防止に万全を期すること。

四、海水の汚濁による水産被害等の救済制度を確立し、遺憾なきを期すること。

右決議する。

六　農林省設置法の一部を改正する法律案（衆・修正、内閣委員会）

㈠　立法理由と要旨

第一は、食糧庁に次長を置くことである。最近における社会経済事情の変化に伴い、食糧管理制度の適正な運営とその改善、食品工業の体質改善等食糧庁の所掌事務が増加し、また複雑になつているので、これらの事務の処理の円滑化を図るため、この改正を行なうものである。

第二は、水産庁の附属機関である水産研究所について所要の改正を行なうことである。水産研究所は、全国で八か所設置されているが、近年のわが国漁業をめぐる諸情勢の推移に対応して、水産に関する試験研究体制の整備充実を図るため、今回の改正を行なうこととしたのである。すなわち、遠洋漁業の著しい発達と国際的問題の処理のためその重要性が一段と増大した遠洋漁業に関する試験研究、調査等を一括して行なわせるため、新たに遠洋水産研究所を設置するとともに、沿岸漁業等については、その振興が強く要請されていることにかんがみ、漁業の実態により即した試験研究、調査等を実施するため、内海区水産研究所と南海区水産研究所の沿岸漁業等に関する部門とを合わせて、南西海区水産研究所を新たに設置することとしたのである。なお、この水産研究所に関する改正は、昨年第五十一回通常国会に提出し、参議院において審議未了となつた農林省設置法の一部を改正する法律案の内容となつていたものと同じである。

このほか、この法律案においては、農林省の職員の定員に所要の変更を加えることとしている。（提案理由説明要旨）

㈡　審査概要

内閣委員会の審査で質疑された主な点は、食糧庁の行政組織機構の整備・定員・次長新設の必要性、水産物の輸入状況、中央卸売市場の機構拡充、水産研究所の組織等であつた。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

七　昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（衆・修正、参・衆・附帯決議、参・内閣委員会、衆・大蔵委員会）

㈠　立法理由

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、国家公務員共済組合法等に基づく既裁定の年金の額について、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改正する等の必要が生じた結果、提案されたのが本法律案である。

㈡　要　旨

1　共済年金額の引き上げ

旧令及び旧法に基づく年金受給者について、年金額を原則として一〇％引き上げることにし、六五歳以上の年金受給者の年金については二〇％または二八・五％引き上げることになつた。さらに新法に基づく年金受給者については、退職時の俸給を二万円ベースに換算して二〇％増額した額を、さらに一〇％増額した額に基づいて算定した年金額が、既裁定の年金額を上回る場合、その差額に相当する額を引き上げることになつた。この場合、新法施行日前の期間にかかる額を算定については、年金額算定の基礎となる額を、恩給法における改正措置にならつて、引き上げることになつた。

2　年金額の改定に要する負担費用

旧令及び旧法による年金額の改定に要する費用は、従来と同様に全額国庫負担することになつている。さらに新法による年金額の改定に要する費用についても、従来と同様に、新法施行日前の期間に対応する部分については、全額国が負担することとし、新法施行後の期間に対応する部分については、原則として国及び組合員が負担することとする。

3　旧勅令による共済組合の組合員であつた期間の算入措置の是正

新法施行日以後昭和三六年六月一八日以前に組合員の資格を喪失した者についても、当該期間を旧長期組合員期間として、新法の組合員期間に算入することになつた。

4　増加恩給受給権のない組合員に対する取扱い

新法施行の際、増加恩給受給権を放棄した組合員に対する給付は、公務による廃疾の状態を加味して廃疾年金を支給することとし、これに伴つて、現に増加恩給受給権を有している組合員が、一定期間内にこれを放棄した場合についても、同様に取扱うこととなつた。

(三)　衆議院修正の要旨

修正案の内容は、昭和四一年一〇月三一日をもつて期限が到来している男子についての通算退職年金と退職一時金との選択期間を、昭和四四年一〇月三一日まで延長し、さらに現在増加恩給受給権を有している組合員が、その受給権を放棄する旨の申し出の期限は、原案では本法律の公布の日から六〇日以内とされているのを、退職の日から六〇日を経過する日までに修正し、農林漁業団体職員共済組合法に基づく通算退職年金と退職一時金との選択期間についても、国家公務員における場合と同様の措置を行なうことになつた。

(四)　附帯決議

1　昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議

(参議院内閣委員会、昭和四二・七・二一日)

政府は、次の事項について速かに検討の上善処するよう要望する。

一、公的年金のスライド制の運用については、統一的な責任官庁を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずること。

二、共済組合の給付に要する公的負担については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

三、組合員が退職後一定期間内に発病した場合における療養給付について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、四十二年度中に検討すること。

四、外国政府、外国特殊法人の最短年金年限をこえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にしたがい措置すること。

五、掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

六、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

七、旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老令年金については、年金制度の通算の改善を図る際、検討すること。

右決議する。

四、国家公務員共済組合における掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、公務員の給与の実態を考慮し再検討すること。

五、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

六、外国政府、外国特殊法人等の最短年金年限をこえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にしたがい措置すること。

右決議する。

2　昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院大蔵委員会、昭和四二・七・一四日)

一、公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、すみやかに、統一的な責任官庁を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう、四十三年度を目途として検討すること。

二、共済組合の給付に要する費用の公的負担については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

三、組合員が退職後一定期間内に発病した場合における療養給付について、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、四十二年度中に検討すること。

四、外国政府、外国特殊法人の最短年金年限をこえる職員期間の通算については、恩給に関する措置にしたがい措置すること。

五、掛金および給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

六、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

七、旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老令年金については、年金制度の通算の改善を図る際、検討すること。

右決議する。

1　本法律施行に伴う対象人員

区分 ＼ 組合員	対象人員 新法	対象人員 旧法	対象人員 計	増加額 42年度(初年度) 新法	増加額 42年度(初年度) 旧法	増加額 42年度(初年度) 計	増加額 43年度(平年度) 新法	増加額 43年度(平年度) 旧法	増加額 43年度(平年度) 計
	人	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
専売	3,812	2,394	6,206	36	21	57	85	52	137
国鉄	47,931	88,380	136,311	597	719	1,316	1,512	1,737	3,249
電電	6,467	4,197	10,664	101	37	138	242	90	332
計	58,260	94,921	153,181	734	777	1,511	1,839	1,879	3,718

（詳細は、政府提出資料「年金額の改定に伴う対象人員および増加額一覧表」参照）

八　**公害対策基本法案**（衆・修正、参・衆・附帯決議、参・産業公害及び交通対策特別委員会、衆・産業公害対策特別委員会）

㈠　立法理由と要旨

近年わが国においては、めざましい経済の高度成長が遂げられつつあり、産業構造の近代化、人口の農村から都市への集中、工業地帯の形成等が予想をこえた速度で進行しているが、このような急激な経済的社会的変動の過程において、企業の公害防止施設や社会公共施設の整備の立ち遅れ、立地や土地利用に対する適正な配慮の不足等のため大気や水の汚染、騒音、悪臭等による公害の発生が各地にみられ、人の健康や生活環境に対する脅威となつて、重大な社会問題をひき起している。

このような公害を除去するため、政府としては、従来、大気の汚染、水質の汚濁等の発生源の排出の規制、公害防止施設の整備を促進するための金融上、税制上の措置等をそれぞれ講じてきたところであるが、公害問題は、複雑かつ困難な問題を内包しているため、必ずしも満足すべき効果をあげえず、また対策が制度化されていない公害も残されている現状である。

これらの個々の対策を今後とも強化充実することは、もちろん必要とするところであるが、公害対策は、相互に有機的な関係を保ちつつ総合的、計画的に推進される必要があり、そのためには、公害対策の共通の原則を定め、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害防止のための基本的な施策を確立することが重要である。

このような見地から、国民の健康を保護するとともに、生活環境を経済の健全な発展との調和を図りつつ保全することを目的として、ここに公害対策基本法案を提案することとした。

その概要は

第一に、公害の防止に関する事業者、国、地方公共団体及び住民の責務を明らかにした。

第二に、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音については、環境基準を定めることとし、公害防止対策は、この基準の確保を目標にして総合的かつ有効適切に講ずべき旨を規定した。

第三は、公害の防止のために国及び地方公共団体の実施すべき施策について規定するとともに、特定の地域については、施策の総合的な効果を確保するため公害防止計画を策定し、その実施を推進することとしている。

その他、公害に係る被害に関する救済制度の整備の促進、公害防止についての費用負担、財政措置並びに公害防止のための行政組織として公害対策会議及び公害対策審議会を設置することを規定している。

以上が政府提案の要旨である。

㈡　審　査　概　要

産業公害及び交通対策特別委員会の審査で質疑された主な点は、公害審議会の構成、公害の概念及び対象物件、法律の適用と今後の運用、環境基準、被害者救済制度の確立、苦情処理方法、予防措置等であつた。

採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定した。

続いて、宮崎委員（自民）から、別記の附帯決議が提案され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定された。

㈢　附　帯　決　議

1　公害対策基本法案に対する附帯決議

（参議院産業公害及び交通対策特別委員会、昭和四二・七・二一日）

政府は、本法施行にあたり、次の事項について遺憾なきを期せられたい。

一、本法の各条項を具体化する施策の実施を急ぐこと。

二、右の施策においては、国民の健康を第一義とする本法制定の趣旨にかんがみ、生活環境の保全に特に留意すること。

三、公害原因者についての無過失賠償責任に関しその法制の整備

に努力するとともに、公害によつて生する被害に対する紛争処理制度及び救済制度の整備に努めること。

四、公害の予防及び除去のための技術開発について、国の研究体制を拡充するとともに、地方公共団体、民間研究機関に対する助成措置の強化に努めること。

五、法令に基づく事業等の許認可にあたつては、公害防止の観点から充分な配慮がなされるよう制度又は運用について検討を行なうこと。

六、公害行政の一元的運営については、さらに検討を加え、改善を図ること。

右決議する。

2　公害対策基本法案に対する附帯決議

（衆議院産業公害対策特別委員会、昭和四二・七・一七日）

政府は、本法施行にあたり、次の事項につき遺憾なきを期すべきである。

一、本法に基づく施策を講ずるにあたつては、本法制定の趣旨は国民の健康の確保を第一義とするものであることに常に留意すること。

二、本法に基づく施策の具体化については、可及的速やかにその整備を完了するように努めること。

三、公害を発生させた事業者についての無過失損害賠償責任についても、逐次その制度が整備されるよう努めること。

四、内閣総理大臣の指示を受けて公害防止計画を作成する都道府県知事に対し、あらかじめ関係のある指定市の長等の意見を求めさせるようにすること。

五、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合においては、必要な助成措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体に対し、同様の助成措置を講ずるよう指導すること。

六、公害行政の一元的運営については、さらに検討を加え、改善を図ること。

右決議する。

九　許可、認可等の整理に関する法律案（内閣委員会）

㈠　立法理由と要旨

本法律案は、臨時行政調査会の「許認可等の改革に関する意見」にもとづき、行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等について、次の基準により、その整理を行なうこととしている。

一　許可、認可等による規制を継続する必要が認められないものは廃止する。

二　規制の方法または手続の簡素化をはかる必要があるものは規制を緩和する。

三　下部機関において迅速かつ能率的に処理を要するものは処分権限を下部機関に委譲する。

四　統一的に処理を要するものは許認可等を統合する。

右の基準により、各行政機関を通じて廃止するもの十一件、規制の緩和をはかるもの五件、権限を委譲するもの三件、統合するもの一件、計二十件（関係法律は二十八件）を整理することとしている。なお、これを各省庁別にみると、総理府本部一件、大蔵省一件、文部省四件、厚生省十件、農林省二件、運輸省一件、通産省一件となつている。また、本法律案とは別に、関係各省から提案される単独法の改正で五件が整理されることとなつている。

農林省の関係は左の二件である。

1　漁港区域内における公有水面の埋立については、知事は農林大臣の許可を受けなければならないことになつているが、漁港修築計画によつてする埋立については、漁港修築事業の認可と重複するので、認可を要しないことに改める（漁港法）。

2　漁船の建改造、転用については、農林大臣或いは知事の許可を受けなければならないこととなつており、臨調答申では、これらをすべて廃止するよう勧告しているが、今回は就航の安全性その実情などを考慮して、長さ十メートル未満（五トン以下）の動力漁船を許可の対象からはずすことに改める（漁船法）。

㈡　審査概要

内閣委員会においては、行政改革の基本的な考え方、臨調の答申の取扱い、許認可の整理状況、公団公社の整理統合、行政監察等が問題となつた。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

1　許認可等（臨調指摘事項）の処理状況

区分 / 省庁名	臨調指摘事項数 a	昭和41.12.10までに処理したもの b	昭和42.6月末までに処理の予定のもの c	b/a %	(b+c)/a %	備考
法律	219	41	25	18.7	30.1	整理法 20
政令以下	160	112	21	70.0	83.2	単独法 5
計	379	153	46	40.0	52.5	
総理府本府	1	1	0	0	100	
経済企画庁	3			0	0	
行政管理庁	1	1		100	100	
科学技術庁	2			0	0	
公正取引委員会	1	1		100	100	
法務省	13	4	1	30.8	38.4	
大蔵省	13	10	1	76.9	84.6	
文部省	11	1	7	9.1	72.7	
厚生省	135	27	14	20.0	30.3	
農林省	67	37	4	55.2	61.2	
通産省	73	46	12	63.0	79.5	
運輸省	17	9	1	52.9	58.8	
郵政省	4	3	1	75.0	100	
労働省	11	5	3	45.4	72.7	
建設省	18	3	1	16.7	22.2	
自治省	9	6		66.6	66.6	

2　臨時行政調査会の意見のうち処理済みのもの

許認可等事項名	法令名
農林省	
有害鳥獣駆除についての許可権を知事へ委譲	省令
米穀類販売業者の登録の特例についての農林大臣の承認の廃止	〃
米穀類購入権の交付についての事務の簡素化	通達
漁港修築事業についての手続の二重規制の簡素化	省令
漁船の依頼検査についての検査方法の簡素化	通達
治山事業の設計変更についての要承認範囲の縮少	〃
公共土木施設災害復旧事業の計画変更についての要承認範囲の縮少	〃
農業改良普及員資格試験受験資格の判定についての事前協議の廃止	〃
肥飼料作物種子価格についての承認権限の知事への委譲	〃
漁港修築事業の施行及び計画変更についての要承認範囲の縮少	省令
くん地農山漁村電気導入事業についての承認権限の知事への一部委譲	通達
公益法人の設立、定款変更等についての許可権の知事への委譲	省令
輸出水産物製造事業場についての登録の種類の統合	〃
国有農地の転用貸付についての許可権の知事への委譲	〃
米飯提供業者の登録手続の簡素化	〃
米穀需給実績報告の廃止	通達
沿岸漁業構造改善事業実施計画の変更についての承認権限の知事への委任範囲の拡大	〃
水産業協同組合検査指導事業計画の要承認範囲の縮少	〃
沿岸漁船整備計画の承認制の廃止	〃
青果物生産安定事業平均市場価格、保証基準価格、保証価格についての青果物生産安定資金協会が行なう協議の廃止	〃
農林水産業施設災害復旧事業等における計画変更についての要承認範囲の縮少	省令
農山漁村関係電気導入事業の決定についての手続の簡素化	通達
農協共済金額の最高限度についての承認制の廃止	〃
都道府県農業改良資金貸付規則及び貸付基準の改正についての事前協議の廃止	〃
農協の共済約款の設定等についての承認制度の一部廃止	〃
農協共済事業の休廃止による共済契約移転についての承認制度の廃止	〃
農協未収共済掛金の計上の範囲についての承認制度の廃止	〃
農協の合併経営計画の認定についての事前協議制度の廃止	〃
農協連合会幹部人事についての事前承認制度の廃止	〃
開拓地耕土培養調査員の任免についての承認制度の廃止	〃
愛知用水公団の業務執行に関する承認制度の一部廃止	〃

沿岸漁業改良普及員の任用についての事前協議制度の廃止	通達	〃	
病害虫発生予察員の任用についての事前承認制度の廃止	〃	〃	
農業共済基金の貸付計画、借入計画についての承認制度の廃止	〃	〃	
主要農産物種子価格の承認権限の知事への委譲	〃	〃	
都道府県漁業調整規則の改廃についての要認可事項の縮少	〃	〃	
土地改良区が区債及び借入金を行なう場合の認可申請手続の簡素化	〃	〃	

3　昭和四二年六月末までに処理予定のもの

ア　許可、認可等の整理に関する法律によるもの

農林省 漁港区域内の公有水面埋立の認可	漁港法	規制の緩和	漁港区域内の公有水面埋立認可と漁港修築事業認可が重複するので公有水面埋立の認可を廃止する。

漁船の建改造転用の許可（ただし、五トン以下の漁船）	漁船法	廃止	

政令以下のもの

農林省 農山漁村特別助成施設の譲渡および目的外使用	農山漁村特別助成事業取扱要領	委譲	
農業共済団体の任意共済の実施内容の承認	農業共済団体の任意共済事業について（通達）	廃止	

4　行政管理庁において処理について勧告したもの

昭和四二年三月二九日

ア　法律の改正を要するものは、今特別国会に法律改正案を提出し、政令以下の事項については、昭和四二年六月三〇日までに改善措置を講ずるよう勧告したもの。

農林省 農山漁村特別助成施設の譲渡および目的外使用	農山漁村特別助成事業取扱要領	委譲	
漁港区域内の公有水面埋立の認可	漁港法	規制の緩和	
農業共済団体の任意共済の実施内容の承認	農業共済団体の任意共済事業について（通達）	廃止	

イ　すみやかに関係審議会への諮問、関係省庁との協議調整、その他必要な措置を講じ改善を促進するよう勧告したもの

農林省 輸出検査法関係（農林畜水産物の輸出規制）	輸出検査法	規制の緩和	
装蹄師の免許、試験、登録、届出	装蹄師法	委譲	
農地または採草放牧地の所有権等移転の許可	農地法	〃	
農地または採草放牧地の転用許可（五、〇〇〇坪の制限）	農地法	委譲	
農地または採草放牧地の転用許可（市町村、住宅公団の転用）	〃	廃止	
農地または採草放牧地の転用許可（軽易な転用）	〃	規制の緩和	
小作料最高額の認可	〃	〃	
都道府県農業会議への諮問	〃	廃止	
未墾地等の権利移動の許可	〃	委譲	
	同法施行規則		

ウ　関係省庁においては処理困難とされているが、当庁の見解としては処理しても格別の支障がないと認められるので改善措置について検討するよう勧告したもの

農林省	農協共済掛金率算定委員会設置規程の変更、委員の委嘱の承認	共済掛金率算定委員会の運営要領ならびに共済掛金率の承認手続について（通達）	廃止
	共済契約申込書共済証書様式の承認	全共連共済規程 県共連共済規程 単協共済規程	〃
	農林水産航空事業に関する承認	農林水産航空事業指導要綱	〃
	輸出水産物製造事業場の登録	輸出水産業の振興に関する法律	委譲
	漁船の建改造、転用の許可	漁船法	廃止
	米穀類販売業者の登録	食糧管理法施行令	規制の緩和
	とう精業者の登録	〃	廃止
	牛乳および乳製品の規格の設定と検査	食品衛生法 農林物資規格法	規制の緩和
	農林水産物資の検査 国用生糸の検査	農林物資規格法 蚕糸業法	規制の緩和 〃

一〇　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（社会労働委員会）

㈠　立法理由

失業保険法及び労働者災害補償保険法は、昭和二十二年に制定されて以来、数次の改正が行なわれてきた。現在、両保険とも労働者五人未満の事業所の大部分について未適用となつており、これら零細企業に働く労働者に両保険を全面的に適用し、その福祉の増進をはかることが労働政策上、多年の懸案であつた。また失業保険についても、低所得層を中心に給付内容を改善し、失業者の生活安定をはかる必要がでてきた。

更に、失業保険は、近年、季節的な短期循環受給者が著しく増加し、昭和四十年度では五十八万人、給付額は三百億円に達した。その結果、全被保険者の三%にあたる五十八万人が、全給付額の三割をうけるという不均衡な状態が毎年繰り返えされている。従つて、このような不均衡を是正するために、短期循環受給者の生活に激変を与えないよう配慮しつつ、給付日数の合理化を図る必要がある一方、最近不正受給が著しく増加し、悪質化してきたので、その防止を図る必要もでてきた。このような事情から、失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用の拡大、失業保険における給付内容の改善及び短期循環受給者に係る給付日数の合理化等を行なうために、提案されたのが本法律案である。

なお、本法案は衆議院で継続審査となつた。

㈡　要旨

1　目的

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るため、これらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、給付内容の改善、短期循環受給者に係る給付日数の合理化等を行なおうとするものであること。

2　改正の要点

(1)　失業保険制度における給付内容の改善等

A　一般失業保険の失業保険金の日額の引上げ

失業保険金の日額のうち配偶者に係る扶養加算額を現行の二十円から三十円に引き上げるものとすること。

B　日雇失業保険における給付の改善

イ　失業保険金の日額の改正

現行の二段階制の失業保険金の日額を三段階制に改め、あらたに第一級七百六十円の日額を設け、これに伴い、現行の第一級五百円、第二級三百三十円の日額をそれぞれ第二級、第三級の日額とするものとすること。

ロ　保険料の日額の改正

(イ)　失業保険金の日額の改正に伴い、現行の二段階制の保険料の日額を三段階制に改め、あらたに第一級三十六円の日額を設け、これに伴い、現行の第一級二十四円、第二級十六円の日額をそれぞれ第二級、第三級の日額とし、支払われた賃金の日額が千円以上の場合は第一級、六百六十円以上千円未満の場合は第二級、六百六十円未満の場合は第三級とするものとする。

(ロ)　日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、それぞれ、第一級については十八円、第二級については十二円、第三級については八円とするものとすること。

ハ　失業保険金の日額の等級の決定方法の改正

(イ)　普通給付について、二十八日分の納付保険料を基礎として二段階制の失業保険金の日額の等級を決定する現行の方式を改め、次のとおり二十四日分の納付保険料を基礎として三段階制の失業保険金の日額の等級を決定するものとする。

①　納付保険料のうち、第一級の保険料が二十四日分以上である者については、第一級の失業保険金の日額

②　納付保険料のうち、第一級又は第二級の保険料が二十四日分以上である者（イに該当する者を除く。）については、第二級の失業保険金の日額

③　納付保険料のうち、第一級又は第二級の保険料が二十四日分未満である者であつて、第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十四日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級の保険料の日額以上であるものについては、第二級の失業保険金の日額

④　イからハまでのいずれにも該当しない者については、第三級の失業保険金の日額

(ロ)　特例給付について、八十四日分の納付保険料を基礎として二段階制の失業保険金の日額の等級を決定する現行の方式を改め、七十二日分の納付保険料を基礎として(1)に準じて三段階制の失業保険金の日額の等級を決定するものとすること。

C　給付日数等の合理化

イ　長期雇用者に係る給付日数

通算した被保険者であつた期間が二十年以上である者の所定給付日数を、現行の二百七十日から三百日に改めるものとすること。

ロ　広域職業紹介活動命令地域に係る給付日数の延長の場合の受給期間の延長

広域職業紹介活動命令地域に係る給付日数の延長措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる場合には、受給期間を一年に政令の定める給付延長日数を加えた日数とするものとすること。

ハ　短期循環受給者に係る給付日数

(イ)　短期循環受給者の所定給付日数を、通算した被保険者であつた期間が、一年以上の者については九十日、一年未満の者については四十五日とするものとすること。

(ロ)　短期循環受給者とは、次のすべてに該当する者をいうものとすること。

①　短期雇用（被保険者であつた期間が一年未満であり、かつ、離職の日以前一年間における被保険者期間が九箇月以下である雇用であつて、当該離職の日における通算した被保険者であつた期間から当該雇用に係る被保険者であつた期間を減じた期間が一年未満である雇用）を三回繰り返したこと。

②　一回目及び二回目の短期雇用についてそれぞれ次の短期雇用に係る離職の日以前一年の期間内に保険給付を受けたことがあること。

③　一回目の短期雇用に係る被保険者の資格の取得の日が当該短期雇用に係る離職の日以前二年の期間内にあつたこと。

(ハ)　(1)の措置は、所定給付日数九十日の失業保険金の支給を受けることができる受給資格を得て離職した日が昭和四十一年四月一日から昭和四十二年十月三十一日までの期間内にある者であつて、当該受給資格に基づく保険給付を受けたものについては、当分の間、適用しないものとすること。

(ニ)　所定給付日数が四十五日である者が、政令で定める基準に照らし労働大臣が必要があると認めて指定する地域に居住し、かつ、政令で定める就職が特に困難な者に該当する場合には、労働大臣が地域ごとに指定する期間内に限り、四十五日を限度として、給付日数を延長することができるものとすること。

(ホ)　給付日数が四十五日である者の就職支度金の額は、就職するに至つた日の前日における支給残日数が給付日数の三分の二以上である者については失業保険金の二十五日分に相当する額、給付日数の二分の一以上三分の二未満である者については失業保険金の十五日分に相当する額とするものとすること。

D　その他の改正

イ　被保険者期間の算定に係る賃金支払基礎日数の改正等

被保険者期間の算定に係る賃金支払基礎日数を、現行

の十一日から十六日に改めるものとすること。また、これに伴い、現在季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用される者を被保険者から除外しているのを、季節的業務に五箇月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に五箇月以内の期間を定めて雇用される者を被保険者から除外することに改めるものとすること。

ロ　不正受給者等に対する納付命令制度の創設

詐欺その他不正の行為によつて保険給付の支給を受けた者がある場合について、現行の不正受給金の返還命令制度に加え、政府は、その支給を受けた者に対して、当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた金額の二倍に相当する額以下の金額を納付すべきことを命ずることができるものとし、また、その保険給付の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して、当該納付を命ぜられた金額を納付すべきことを命ずることができるものとすること。

なお、納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合における督促及び滞納処分については、現行の保険料の取扱いと同様とするものとすること。

ハ　その他所要の整備を行なうものとすること。

(2)　失業保険制度における適用範囲の拡大

A　当然被保険者の範囲の拡大

イ　次に掲げる事業主に雇用される者を、あらたに当然被保険者とするものとすること。ただし、(1)及び(2)に掲げる事業主であつて、政令で定めるものに雇用される者は、当分の間、当然被保険者としないものとすること。

(イ)　五人未満の労働者を雇用する事業主であつて、農林水産業又は教育、研究若しくは調査の事業であつて政令で定めるもの以外の事業を行なうもの。

(ロ)　農林水産業又は教育、研究若しくは調査の事業であつて政令で定めるものを行なう法人たる事業主であつて、五人未満の労働者を雇用するもの。ただし、この場合には、被保険者となるべき者は、その事務所に雇用される者に限るものとすること。

(ハ)　教育、研究又は調査の事業であつて、政令で定める

(1)　施行期日

この法律中、第二の一の(二)、(三)の2並びに(四)の1及び2の改正規定は、昭和四十二年六月一日から、第二の一の(二)の1及び3の改正規定は、同年七月一日から、第二の一の(三)の改正規定は、同年十一月一日から、第二の二及び三の改正規定は、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内で政令で定める日から施行するものとすること。

(2)　他の法律の改正

国家公務員等退職手当法及び炭鉱離職者臨時措置法について所要の改正を行なうものとすること。

参考資料

1　短期循環受給者に係る給付日数の特例の典型的な例

(1)　繰越しの通算期間がない場合　(90→45日)

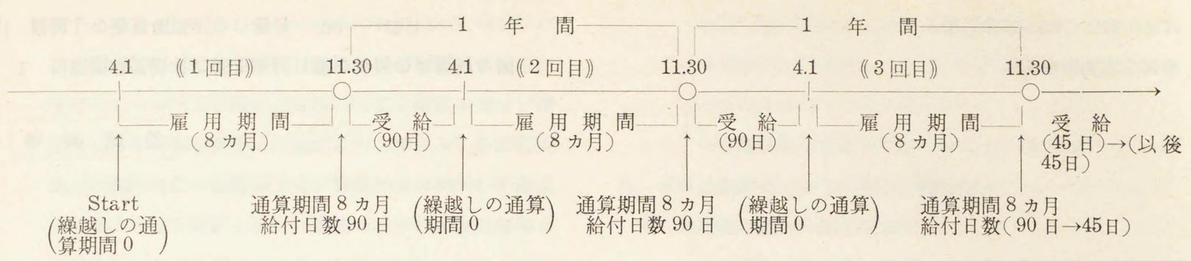

(2) 繰越しの通算期間がある場合（180日⟶90日⟶45日）

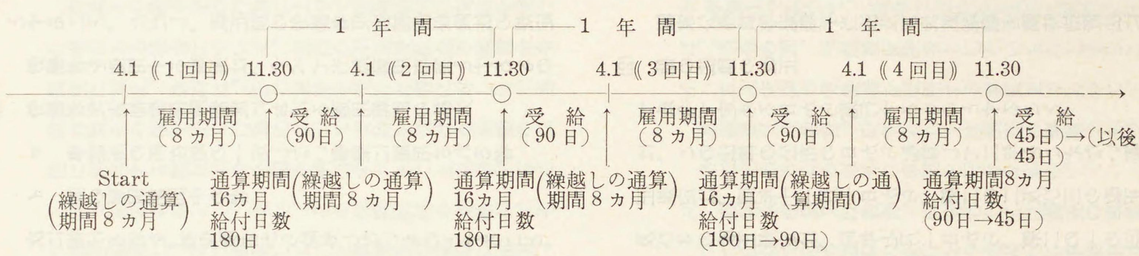

一一　都市計画法案（衆・建設委員会）

(一)　提案の理由

近年における人口及び産業の都市集中に伴い、都市及びその周辺の地域における市街地の無秩序な拡散が、公害の発生等都市環境の悪化と公共投資の非効率化の弊害を生ずるに至つており、この際、これらの弊害を除去し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためあの対策を確立することが緊要の課題となつている。

現行の都市計画法は、大正八年に制定されて以来半世紀を経てきたが、その内容は最早昨今の都市の問題に十分に対処することができないものとなつている。

すなわち、都市の秩序ある発展を図るための総合的な土地利用計画の確立、都市計画における広域性及び総合性の確保、国と地方公共団体間の事務配分と都市計画の決定手続の合理化等、新しい時代の要請に応じた新しい都市計画の制度を早急に確立することが必要となつてきたのである。

今回、これらの諸点について十分な検討を加え、都市計画の制度を全面的に改革し、もつて現下の要請にこたえることとして提案したのが本法案である。

なお、本法案は衆議院で継続審査となつた。

(二)　要旨

第一に、都市計画区域は、必ずしも市町村の行政区域にとらわれず、都市の実態及び将来の計画を勘案して、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域を定めることができることとした。

指定の手続としては、都道府県知事が建設大臣の認可を受けて指定することとし、とくに、必要がある場合には、建設大臣が二以上の都府県にわたつて都市計画区域を指定することができることとした。

第二に、都市計画の内容として、用途地域その他の地域地区、道路その他の都市施設及び土地区画整理事業その他の市街地開発事業を定めることとするほか、あらたに、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることとした。

すなわち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域とし、都市計画区域をこれらの両区域に区分することにより、秩序ある市街地の形成を図ることとしている。

第三に、都市計画の決定主体について、広域的見地から決定すべき事項又は根幹的な重要な事項に関する都市計画は都道府県知事が、その他の事項に関する都市計画は市町村が決定することとした。この場合、市町村は都道府県知事の承認を要することとする等により、都市計画の一体性を確保することとしている。また、都道府県知事が都市計画を決定するに際し、一定の場合について建設大臣の認可を受けるべきこと、必要がある場合における建設大臣の指示等を規定することにより、国の立場から必要な調

整を図ることができることとした。

なお、二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、建設大臣が決定することとしている。

第四に、開発許可の制度を創設し、市街化区域又は市街化調整区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないものとした。この場合、良好な市街地が形成されるような一定水準の道路、下水道等の都市施設を備えたものでなければならない等の要件を規定するとともに、市街化調整区域内については、さらに、その区域内に立地することが支障がなく、又はやむを得ない行為に限り許可することとした。

なお、市街化区域及び市街化調整区域の区分及び開発許可制度は、当分の間、大都市及びその周辺等の区域以外の都市計画区域については適用しないものとしている。

第五に、都市計画施設又は市街地開発事業の区域については、一定の建築物の建築を規制することとし、とくに重要な都市計画施設等の区域については、建築を許可しないことができることとする反面、土地所有者の申し出により土地を買取る制度を定めている。

第六に、都市計画事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行することを原則とし、一定の場合には、都道府県、国の機関又は民間の者が認可を受けて施行することができることとし、この場合には、土地等の収用又は使用をすることができることとした。

第七に、この法律により権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項を調査審議するため、建設省に都市計画中央審議会を、都道府県に都市計画地方審議会を置くこととしたほか、開発許可に係る不服審査を処理する機関として、都道府県に、開発審査会を置くことにした。

第八に、農地関係についてみると、

(1) 都市計画基準においては、市街化区域には、優良農地、保安林等として保全すべき土地の区域を含ましめないものとする。

(2) 開発行為の許可においては、市街化区域又は市街化調整区域内において開発行為（建築物又は政令で定める危険物の貯蔵等の用に供する工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう）をしようとする者は、都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の市長）の許可を受けなければならないものとする。ただし、次に掲げる行為については、この限りでないものとする。

一 市街化区域内において行なわれる開発行為で、その規模が〇・五ヘクタール（都道府県知事が〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で別にその規模を定めたときは、その規模）未満のもの

二 農業、林業又は漁業の用に供する建築物等の用に供する目的で行なう開発行為等

三 土地区画整理事業の施行として行なう開発行為

四 その他政令で定めるもの

(3) 農地転用の特例

市街化地域内において開発許可を受けて行なわれる開発行為の用に供する土地については、農地法による農地の転用等の規制はしないものとする。

第九に、この法律の施行に伴い必要な事項については、別に法律で定めることとしているが、開発許可制度を創設したこととの関連において、本法により、住宅地造成事業に関する法律を廃止することとした。

一二 ○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案（衆・社会労働委員会）／○船員保険法の一部を改正する法律案（衆・社会労働委員会）

(一) 立法理由と審査概要

健康保険及び船員保険法の臨時特例に関する法律案は、近年、両保険制度が、深刻な財政危機に直面しており、このまま推移すれば制度の崩壊すらおそれられる事態にあるので、両保険について当面の収支の均衡をはかり臨時応急対策を策定しようとするものである。

船員保険法の一部を改正する法律案は、失業保険法による失業保険の給付水準との均衡を考慮し、船員保険の失業給付の改善を行なおうとするものである。

注 両法律案は衆議院社会労働委員会に付託されたが、審査未了となつた。なお両法律案については、第五六国会の項を参照のこと。

一三 国有林労働者の雇用の安定に関する法律案（社会党案、社会労働委員会）

現在、五十万人に及ぶ山林労働者は、人里離れた山奥で家族と別れ、昔ながらの封建的身分差別と非近代的な労働条件に苦しみながら、森林資源の造成、木材生産に従事している。しかし、歴代保守政府の進めてきた高成長政策は、山林労働者をも一そうの貧困の谷間におとしいれ、近代文化の恩恵に浴することもなく、生活の近代化は望むべくもない状態に放置されている。すなわち、これらの労働者の賃金は、依然として人間としての最低生活を維持するにはほど遠い状態であり、労働条件を規定した労働基準法の中心的規定である労働時間、休日休暇の規定は、その適用が除外されている。このため、これらの労働者は、低賃金構造との関連で、今日もなお長時間労働が強要されている状態である。

わけても十五万人に及ぶ国有林労働者は、国有林に事業的に働き、その生計を国有林に依存し、二十年、三十年の勤続表彰を受けておりながらも、林野庁当局の降雪、積雪を理由とする休業のため、毎年首切りが行なわれている。その結果、毎年三カ月から六カ月にわたつて失業するという状態がくりかえされ、国有林労働者の自分、生活を極度の不安におとしいれている。

しかも、これらの国有林労働者は、定員内職員、常用作業員、日雇作業員、臨時日雇作業員という雇用区分によつて、その労働条件に大きい格差が設けられている。かような国有林労働者の差別支配を強行している当局が、国有林を管理運営する林野庁という名の政府機関の一部であることは、最も遺憾である。

さらに、一昨年三月の中央森林審議会の国有林経営合理化に関する答申によると、国有林野事業を利潤追求を第一義とした企業性重視の立場から、労働者や地元農民、中小企業者の犠牲によつて一そうの合理化をはかろうとしている。これは高度成長政策のしわ寄せによる国有林経営の悪化を、国有林労働者の人減らしと労働強化によつて切り抜けようとするものであり、その矛盾をますます拡大する以外の何ものでもない。

最近開催されたＩＬＯ国家公務員専門家会議においては「恒常的な職務を遂行するため必要とされる職員は、常勤として採用されなければならないし、その間といえども常勤と非常勤との間の法的身分の違いをもつて、賃金や労働条件全体について差別の理由とすべきでない」という報告をしている。したがつて、現在林野庁が行なつている労務政策は、このＩＬＯの見解にも全く違反している。

かような国有林労働者の現状にかんがみ、これらの労働者の雇用を継続させ、その雇用と生活の安定をはかる必要がある。これ

が本法案を提出する理由である。

次に本法案の概要は次の通りである。

まず、国は、国有林労働者として前年度及び前々年度において、それぞれ継続して六カ月以上雇用された者、また前年度において継続して十二カ月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの労働者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならないものとする。

第二に、国有林労働者が一年を通じて労働することができるようにするため、国はできる限り、国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大及び作業量の平均化をはかる義務があることとする。

第三に、国は、前年度において継続して六カ月以上国有林労働者として雇用された労働者で、常時雇用の国有林労働者の対象とならなかつた者については、当該労働者が希望する限りは、次年度においても再雇用を保障する義務があることとする。

第四に、常時雇用される国有林労働者が、降雪または積雪のために休業せざるを得なくなつた場合には、国は、労働基準法第二十六条の規定にかかわらず、特別休業手当として、平均賃金の六〇％以上の手当を休業期間を通じて支払わなければならないこととしている。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で継続審査となつた。

一四　公害対策基本法案（社会党案、参・産業公害及び交通対策特別委員会、衆・産業公害対策特別委員会）

凡そ公害は、今日洋の東西を問わず、産業経済の目覚しい発展、人口の都市集中化、交通機関の高度の発達等に伴い、逐年増大の傾向を示し、大きな社会問題、政治問題になつている。従つて、いずれの国においても、国民を公害から守るために、公害の予防、排除、救済について、思い切つた措置を講ずべきことは、正に現代政治に課せられた重大な責務と申さなければならない。

災害は忘れた頃にやつてくるという諺があるが、公害には必ず公害の発生源があり、この発生源に対する総合的な対策を誤まれば、時に被害が人命にまで及ぶことがある。かの有名なイギリスのロンドン事件では、一九五二年十二月五日から九日まで約一週間のスモッグで、四千名にのぼる夥しい犠牲者を出し、またベルギーのミユーズ事件、アメリカのドノラ事件、メキシコのポザリカ事件等でも、相当の死者を出している。我国では、熊本の水俣病事件で、四十一名の死者を出し、その原因の徹底的究明をあい

まいにしている間に、第二の水俣病事件が、新潟の阿賀野川で発生し、現在大きな社会問題、政治問題になつていることは、承知の通りである。いやしくも、公害が人命にまで被害が及ぶことは、近代国家の恥辱であり、人道上からも絶対許し得ないところである。この意味で、二度にわたる水俣病事件の政治的責任は、厳しく糾弾されなければならない。

わが国の憲法は、その第二十五条第一項において、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを述べ、同条第二項において、「国はすべて生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」旨規定している。我国の公害の現状をみるとき、果してこの憲法の条項は、完全に守られているといえるのであろうか。否むしろ公害に係る国民の基本的人権は、全く無視され、侵害されていると断ぜざるを得ないのである。

今日都市の住民は、煤塵によごれた空気を吸い、亜硫酸ガスのために、ぜん息などで苦しんでいる。かつては魚をつり、遊泳が出来るほど澄んでいた川の水は、工場の廃液や家庭の汚水のために、どぶ川と化しつつある。またジェット機や交通騒音のために、静穏な日常生活は破壊され、学力の低下や食欲減退、高血圧の増加等をひき起している。地下水の過剰汲上げ等による地盤の沈下は、災害の危険を増大させている。その上住宅難、交通難、生活難等々が加わるのである。かくして都市の生活環境にのぞまれる安全、健康、能率、快適の条件は、益々遠のくばかりである。

日本の都市公害が、国際的レベルにおいて決して好条件にないことは、降下煤塵量は、毎月一平方粁当りのトン数で表示されいるが、東京の二六・五トンに対し、ロンドンは半分以下の一一・五トンであり、大阪の三三・七トンに対し、ロスアンゼルスは、四分の一以下の七・七トン、ピッツバーグでも半分の一六・四トンである。その上、総合エネルギー調査会や経済審議会の答申にもある通り、昭和四十六年度の総合エネルギー需要が、石炭換算で三億七〇〇〇万トンと昭和四十年度実績の一・六倍に達し、しかも石油が供給構成の六八%を占めると見込まれている。従つて亜硫酸ガスの発生等による大気の汚染要因が、更に増大するわけであり、それに工場、事業場等の増加による大気汚染、水質汚濁等の悪化要因を併せ考えれば、今後公害の予防、排除のため、総合計画に基づく土地利用区分の設定、工場立地の適正化、公害防止施設の研究開発、厳格な規制等、為すべきことが極めて多い。そのさいアメリカのロスアンゼルス、日本の宇部市など、大気汚染防止対策で顕著な成果をあげてきた教訓は、公害防止の指針として積極的に取り上げられなければならない。いずれにせよ、今日我国の公害対策が、従来のような産業偏重、生産第一主義の姿勢では、これからの公害対策の万全を期することは、到底不可能であり、我々が夙に国民の健康、静穏な日常生活、財産及び農林水産資源等を公害から守るという大前提に立つた、自らの公害対策基本法案を提示し、政府に強く善処を要請してきたのも、責任ある政党の立場として、蓋し当然のことである。佐藤内閣も、我々の強い要請と世論の前に、漸くみこしをあげ、先程坊厚生大臣より説明のあつた内容の政府案を提案されたのであるが、政府案発表当時、あらゆるマスコミがあげて批判した如く、経済界の圧力に屈して、当初の厚生省試案より大幅に後退し、凡そ公害対策基本法案たるにふさわしいバックボーンに欠けていることは、誠に遺憾である。政府は、かつての水質二法、煤煙規制法等で、本来の公害防止よりも、産業との調和に目を奪われ、殆んど実効をあげ得なかつた過去の誤りを、再びここで繰返さんとしているのである。我々は、我国の公害の現状と将来に深く思いを致し、国民の公害対策基本法案に寄せる期待に応えるため、最善の努力を尽さなければならない。その意味において、我々の案こそ、正に国民の期待に応える最良の案と信じ、以下若干政府案にも言及しつつ、その内容の主なる点を説明したい。先づ第一は、本法の目的に関する事項についてである。

我々の掲げている目的は、そのまま素直に理解できると思うが、政府案には「経済の健全な発展との調和を図りつつ」という極めて重要な字句が挿入されているところに問題がある。この表現は、第一条の目的と第八条の環境基準に出ているが本来公害の防止とは異質のものであり、国民の生存権に係る公害対策が、産業界の要求に道を譲つて公害対策の万全は期し得ないし、企業自身も他の企業の公害によつて被害を受けている事例に徴しても、当然削除すべきものである。国民の健康と福祉の保持が、事業活動その他の経済活動における利益の追及に優先することを原則としない限り、公害の発生を防止することは出来ないと思考するからである。

第二は、公害に対する事業者の責任を明確にうたつていることである。

本来公害は、発生者責任主義によつて処理すべきものであり、

公害の主たる発生源たる事業者は、その社会的責任の立場からみても、進んで公害防止のための万全の措置を講ずべきである。このことは、我々の基本的主張であるのみならず、公害審議会答申社会開発懇談会中間報告、人口問題審議会の意見、国民生活向上対策審議会の答申等の中でも、一致して同様の主張を述べている。

従来日本の事業者の場合、政府の企業擁護の政策と相俟ち、公害に対する企業責任の自覚に欠け、或いは責任を回避する傾向の強かつたことは、経団連の「公害防止対策の基本的な考え方」の中でも、明らかによみとれる点である。事業者の中には、日本の産業経済や地域開発に貢献しているという故を以つて、ある程度の公害発生は大目にという尊大な気持があつたり、或いは、企業間競争や国際競争にかち抜くためには、コストのかさむ公害防止施設の設置や所要の公害防止事業の実施など、ほどほどにという企業エゴイズムの強いものもある。我々をして卒直に言わしむれば、年間六〇〇〇億円を越える交際費のたとい三分の一でも、四分の一でも、思い切つて公害防止事業に振り向けるという新しい企業者モラルを持つべきだと思うのである。

我々は、一方で強く企業責任を追及する姿勢をとる反面、責任遂行に伴う必要な資金の確保及びあつせん、税制上の措置、助成金の交付等の施策は、企業の実体に即して、十分やつてゆきたい所存である。なお、公害防止の徹底と公害に係る被害の救済に万全を期するため、事業者の無過失賠償責任を明らかにしたことは、極めて重要な点である。

第三は、国及び地方公共団体の責務を明確にし、公害の発生の防止のみならず、公害に係る被害の救済に関する施策を講ずることを明らかにした。

第四は、政府が公害対策に関する五カ年計画を作成して、国会に提出するのみならず、これを広く天下に公表し、毎年その実施状況を国会に報告する義務を課している。これは、何故か政府案から除かれているが、公害防止に関する総合計画の樹立は絶対必要であり、その年度別計画の実施状況と併せ、国会と国民にその内容を明らかにすることは、責任政治の立場からみても当然のことである。

第五は、公害行政の一元化による所要の機構整備を図つたことである。

即ち、今回新たに公害の発生の防止に関する行政事務及び公害に係る紛争の処理に関する事務を統一的に、かつ、公正に遂行させるため、総理府の外局として中央公害対策委員会を置き、この委員会に事務局及びその地方支分部局、中央公害対策審議会並びに公害防止研究所を置くこととしている。

また、都道府県又は指定都市に、地方公害対策委員会を置くことができることとし、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、公害行政の一元化を図る所存である。これらの新たな機構には、技術的職員の配置を含め、公害行政の一元的運営に必要な陣容を整備することとし、公害に対する国民の強い要請に応えてゆきたいと思う。

この点について、政府案は、現体制の上に公害対策会議という、いわば関係閣僚会議ともいうべきものを設けるに過ぎず、従来の各省のセクショナリズムの排除、迅速適確なる行政運用など殆んど期待し得ないことは、過去の実績に徴しても、自ら明らかである。

第六は、公害に係る許容限度の設定についてである。

中央公害対策委員会は、中央公害対策審議会の意見をきいて、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音のそれぞれについて、許容限度を設定することとし、その基本的条件は、住民の健康、静穏な日常生活、財産、農林水産資源等が侵害されないようにするため、必要かつ充分なものでなければならないと明確に規定して、公害から国民を守る国の毅然たる態度を明らかにしている。しかも、この許容限度については、常に適切な科学的判断を加えて、必要な改訂を行うこととしている。

第七は、排出等の基準の設定についてである。排出等の基準の設定については、中央公害対策委員会が、中央公害対策審議会の意見をきいて行なつているが、その権限を一部地方公害対策委員会等に委任することが出来ることとし、中央、地方を通じ、実体に即した機動的運用を図る所存である。許容限度と排出等の基準との関係は、発生源対策として極めて重要な点であるが、政府案のように両者の関係があいまいで、しかも環境基準が経済の発展との調和で制約されるようでは、そもそも環境基準を設けた本来の意義が失なわれている。その点、我々の案では、前述の基本的条件に適合した許容限度をこえないという大前提に立つて、発生源たる事業者等の遵守すべき基準を設定している。

第八は、公害に係る被害についての救済制度についてである。

これは、公害に係る被害を受けた国民からすれば、重大関心事であるが、従来の事例に徴しても、公害紛争は、被害者と加害者の間で短期間の間に処理されることが一般的に困難であり、かつ、加害者が不特定多数で見究め難い場合において、現に被害者が公害に係る死亡若しくは病気という事態も当然予想される。

従つて、我々は、公害に係る被害者の立場に立つて、救済基金制度や救済のための公害保険制度等の創設を検討し、その結果に基づく救済制度を確立して、公害に係る被害者に対する医療の給付若しくは生活費の給付又は公害に係る被害についての原状回復等の救済が速かに行われるように致したいと思う。また公害に係る紛争が生じた場合における中央公害対策委員会等による紛争の処理についても、必要な施策を講じ、問題を迅速適確に処理していきたいと考えている。

最後に公害の顕著な地域等における特別の施策については、政府案は、基本法案の中に実体法的性格の内容のものまで含まれていると考えられるが、我々は、この点については、明確に区分し、別に「公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案」として、基本法案と同時提案している。

以上が日本社会党の提出した公害対策基本法案の概要である。

（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で審査未了となつた。

一五　公害の顕著な地域等における公害防止特別措置法案

（社会党案、参・産業公害及び交通対策特別委員会、衆・産業公害対策特別委員会）

すでに公害対策基本法案の提案説明のさいにも述べたように、今日の公害による被害の発生は日に日に増大の一途をたどり、国民の健康と生活はもとより、その影響は産業自体にまで及び、いまや正常な生産活動を阻害する事態すら招来せしめているのである。

したがつて、わが党の公害対策基本法案の二十条の規定にあるように、とくに現在、公害が著しく発生し、またこんご著しく発生するおそれのある地域については、早急に除去または予防を総合的かつ計画的に実施する必要があると考える次第である。これが、この法律案を提出する理由である。

以下、その内容について説明すると、

第一に、現に公害が著しく発生し、または人口及び産業の急速な集中等により公害が著しく発生するおそれのある地域について、中央公害対策委員会がその関係地域の地方公害対策委員会にたいして、実施すべき公害防止計画の基本方針を示して、その計画の策定を指示することとした。

また地方公害対策委員会は、中央公害対策委員会にその指示を求めることができ、公害防止計画を作成するにあたつては、都市計画その他土地利用計画との調整をはかるとともに関係市町村長、住民、事業者等の意見をきかなければならないこととしている。

第二に、公害防止計画の内容は、公害発生の原因となる施設の立地及び土地利用の規制、さらに国または地方公共団体の実施する事業のうち緩衝地帯の設置、住居と敷地の買上げ、家屋と宅地造成、工場移転、共同処理施設、道路、下水道、汚水処理場、清掃施設、工場団地など公害防止に関係ある計画または事業をふくむこととし、それを推進するために必要な監視、測定等の体制の整備について定めることにしている。

第三に、公害防止計画を達成するために、国及び地方公共団体が充分な措置を講ずることはもとより、国と事業者はそれぞれその経費の一部または全部を負担することとし、負担すべき事業者の範囲と負担割合については、中央公害対策委員会の定める標準にもとづき関係者が協議して決めることなど所要事項を規定している。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で審査未了となつた。

一六　公害対策基本法案（民社党案、参・産業公害及び交通対策特別委員会、衆・産業公害対策特別委員会）

わが国経済の目覚ましい発展は、一面において、多くの国民の犠牲の上に成り立つているというべきである。かかる高度成長政策のひずみとして、続発する公害は国民の健康を蝕み、生活環境の悪化は由々しい社会問題を惹起している。しかも産業の集中と人口の過密化は、これに対する適切な施策のないままに、公害の恐怖とその害毒をますます慢延させている。したがつて、公害の防止は、国民の健康、財産を守り、良き生活環境を維持する上で、何をさておいても早急に解決されなければならない、国政上の最重要課題の一つであると確信しているが、現実は、その施策の裏付けたるべき法の整備が不十分なために、公害を全国的に野放しにする結果を招いている。

すなわち、現行法制においては、第一に、公害と認定される統一された規定がなく、そのため公害排出に対する規制が円滑に遂行されていない。

第二に、公害の防止に関する事業者等の責務があいまいであるために、公害の事前の防止はもとよりのこと、被害補償や苦情

及び年度別計画を作成し、これを国会に提出するとともに一般に公表し、又は実施状況を毎年国会に報告することとして、公害対策の計画的な実施を保障しようとするものである。

第四は、許容限度の設定と排出等の規制を行うための基準の設定について、明確かつ厳重な規定を設けている。許容限度については、地域の用途別、水域の利用目的別、昼夜の別、人口密度等を考慮して実効的な基準を定めかつ運用について適切な措置がとられるよう規定し、排出基準については、今日までの対策の実情を考慮し、より適切な措置が行われるよう規定の整備を行い、特にこの基準が最高限度のものであつて、できるだけそれ以下にするように努めるべきことを明かにし、又改善命令、停止命令等による規制の強化を行つた。

第五は、公害に関する研究調査について、科学・技術の振興を図り、必要な指導・助成を行い、公害の発生防止と、発生した公害に対する適切な措置の実施を保障するよう必要な規定の整備を行うことにした。

第六は、公害の顕著な地域等における特別の施策についてであるが、このような地域については、その地域の公害防止の基本方針を定め、これに基いて必要な具体的公害防止計画を樹立し、その達成に必要な措置を講ずべきことを規定した。

第七は、公害による被害についての救済制度の整備について、特に現実問題として、その原因並びに責任の不明確であることによる、救済の遅延、不完全、不履行等を防止するため、国がその責任において必要な施策を講じ、爾後事業者に対する分担金の賦課等の制度を確立し、又紛争処理制度を確立するのに必要な施策を講ずべきこととし、公害による救済の保障を明かにした。

第八は、公害対策についての行政事務及び公害に係る紛争処理等の事務を統一的に、かつ公正に行うために、総理府の外局として、国会の同意を得て任命される委員によつて組織された中央公害対策委員会を置くこととし、その下に各都道府県及び指定都市に地方公害対策委員会を設けることとした。特にこの点については、行政機構の統合一元化による行政の効率化と行政委員会による行政の中立性を確保しようとするものである。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で審査未了となつた。

一七　公害対策基本法案（公明党案、参・産業公害及び交通対策特別委員会、衆・産業公害対策特別委員会）

わが国の産業経済の著しい発展は、人口の都市集中および都市化を増大し、都市の過密、交通量の激増と生産設備の拡大増設とし、これが国民の健康に重大な被害を与え、一時も看過できない問題となつている。

すなわち、国家のすべての施策は、つねに国民大衆の福祉増進をその目的とした手段でなくてはならないが、経済の高度成長政策は、産業経済の発展のみにすべてを集中し、国民生活の上に、産業公害を覆いかぶせ、国民大衆に最も大切な健康維持の上に犠牲を強いる結果になつた。本来の産業経済の発展は、つねに国民大衆の健康の維持と文化的生活の向上を確保する義務が伴うべきものでなくてはならない。

ところが現実は、この目的に対する法の整備が極めて不充分であり、今日における全国的な公害を招来したのである。

いまわれわれの急務は、すでに極度に汚染された大気と騒音、振動、河川の汚濁と臭気、さらには、人体をむしばんでゆく有毒物から国民の身体を護り、その原因の除去に全力を傾注しなければならない。

しかるに、今回上提された政府案には、重大なる問題点が数多

くあらわれている。

まずその目的において「国民の健康、生活環境を守るとともに、経済の健全な発展との調和をはかりつつ」とうたつているが、国民の健康優先を後廻しにし、経済発展いかんによつては、国民の健康も維持できかねるという底意を表すもので、大きく法律の目的を失うものであり、総理のいう「人間尊重」に相違しているといえよう。

次に、事業者の責任が不明確である点である。現行法における規制のあいまいさは、事業責任者が社会生活の上から道義的に公害防止を図ることを裏付けにすべき精神と解せられるものであるが、現実の公害状況は、もはや事業者責任を明確にしない限り、公害を防止できない。

また、被害者に対する救済、損害補償についても責任ある手段が明文化されていないことは、政治責任を逃れようとする態度である。

さらに環境基準の設定においても、経済調和を強調している点は、結論的には、経済状態に法的措置が、大きく左右されることとなる。

このような理由においてわが党は、画期的な公害対策基本法案を提出し、徹底的に公害を追放し、最優先的に国民の健康を保護するとともに、国家の繁栄に資するべきであるとの立場から、本法案を提出した。

その要点は

一、人間性尊重を第一義としたこと。

二、発生原因者の責任を明確化するとともに、中小企業に対する助成措置を特にうたつたこと。

三、被害者の救済制度の確立をはかつたこと。

四、行政の一元化をはかるとともに、地方公共団体にも行政上の権限を与えたこと。

次に法案の内容についてその概略を拾うと

第一は、その目的において、人間性尊重、大衆福祉の立場より、国民の健康、生活環境の保全を一義として、先に提出された政府案のように「経済の健全な発展との調和を図りつつ」という、人命と経済の並列をなくしたことである。即ち国民の健康保全があらゆる事業活動における利益の追求に優先することを原則とした。

第二は、事業者、国、地方公共団体の責務を明確にした。特に公害発生の多くをしめる事業者の責任については、無過失責任を負うべきことを明らかにし、公害対策は、すべての産業政策に優先して策定されなければならないことを明らかにした。

第三は、公害防止計画であるが、五年ごとの長期計画を立案し、その目標を達成するための総合計画及び年度別計画を作成し、国会に提出するとともに、一般にも公表し又実施状況を毎年国会に報告することとして、公害対策の計画的推進を保障しようとするものである。

第四は、環境基準及び排出基準の設定を行うにあたつての、厳重な規定をもうけている。環境基準については、諸条件等を充分に考慮して実効的な基準を定め、かつ運用についてより適切な措置が行われるよう規定し、排出基準については、今日までの対策の実情を考慮し、より適切な措置が行われるよう整備を行う。特にこの基準は最高のものであつて、できるだけ努力すべきことを明らかにし又、改善命令、停止命令等による規制の強化を行つた。さらに規制の強化のみでなく、中小企業等に対する助成にも特別措置をうたつた。

第五は、公害に関する研究調査については、科学技術の振興、また必要な指導及び助成を行い、公害の発生防止と、発生した公害に対する措置の実施を保障するよう規定の整備を行つた。

第六は、公害の顕著な地域の特別の施策についてである。このような地域については、その地域の基本方針を定め、これに基いて具体的計画を樹立し、その達成に必要な措置を講ずべきことを規定した。

第七は、公害による被害についての救済制度の整備について、救済の遅延、不完全、不履行等を防止するため、国が責任をもつて必要な施策を講じ、事業者に対する分担金の賦課等の制度を確立し、又紛争処理制度を確立するのに必要な施策を講ずべきこととし救済の保障を明確化した。

第八は、行政事務及び紛争処理等の事務を統一的に、かつ公正に行うために総理府の外局に、国会の同意を得て任命される委員によつて組織される、中央公害対策委員会を置くこととし、地方には地方公害対策委員会を設けることとした。特にこの点は、公害行政の統合一元化ということであり、行政の効率化と行政委員会による行政の中立性を確保しようとするものである。

以上が公明党提案の提案理由及び法案の要点である。（提案理由説明要旨）

注　本法案は衆議院で審査未了となつた。

一八　勧業基金法案（自民党案、大蔵委員会）

本法案は衆議院で審査未了となつたのであるが、その内容は、第五十一回国会に提出され（昭四一・五・三一日）、第五十三回国会まで継続審査に付された後、同国会に審査未了となつた同名の法案と全く同一である。したがつて、本法案の立法趣旨及び内容については、本書の第五十三回国会の項を参照されたい。

B　条　約

一　千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件（外務委員会）

㈠　承認要求理由と要旨

この条約は、船舶から排出される油による海水の汚濁を防止するための措置を各国が協調してとることを目的として、一九五四年にロンドンで開催された国際会議で採択されたもので、船舶からの油の排出の規制、港湾の廃油処理施設の整備等の措置を締約国がとるべきことを規定している。わが国は一九五四年の会議に参加し、署名をしているが、条約実施のために必要な国内体制の整備に時日を要し、その受諾がおくれていた。

今般、整備の見通しがつき、諸外国と協調して海水汚濁を防止するための措置をとることが望ましいので、条約の承認を求めた。

なお、この条約により日本の船で適用を受ける割合は、タンカー九八%、タンカー以外の商船八五%、漁船三五%で、全体の総トン数でみると一千万トンを若干上回るトン数となる。

また、この条約と関連する国内法として、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案が提案された。

㈡　審　査　概　要

委員会においては、一九六二年にロンドンで開催された原条約の改正会議でとつた日本の態度、捕鯨作業従事船舶、海軍艦艇を適用除外にしている理由、日本海域における油の排出の禁止区域、受諾がおくれた理由、この条約の実施に必要な整備体制、条約に違反した場合の国際的あるいは国内的制裁などについて質疑が行なわれた。

採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定した。

なお、本件は次の、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約について承認を求めるの件と一括して審議された。

二　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件（外務委員会）

㈠　立法理由と要旨

この条約は、大西洋のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能な水準に維持することを目的とするもので、昨年リオ・デ・ジャネイロで国際連合食糧農業機関主催のもとに開催された全権代表会議において採決された。

この条約は、全締約国の代表により構成される大西洋まぐろ類保存国際委員会を設置すること、委員会は、調査、研究及び勧告を行ない得ること、締約国は、この条約を実施するために必要な措置をとること等を規定している。

わが国は世界第一のまぐろ漁獲国として、この条約の作成及び採択に積極的に参画してきた。この条約の当事国となることによつて国際協調に貢献し、わが国のまぐろ漁業の安定をはかることができるのでこの条約の承認を求めることになつた。

㈡　審　査　概　要

委員会においては、バートレット法制定による米国の漁業専管水域設定に伴う交渉の経過、諸外国による漁業専管水域設定の傾向とその対策、日ソ漁業条約で禁止しているオホーツク海のサケ・マス漁の開放問題、本条約にもとづいて委員会が勧告を行なつた場合の拘束力、日本が積極的に本条約に加入すべき理由などについて質疑が行なわれた。

採決の結果、本件は、全会一致をもつて承認すべきものと決定した。

⑤　決　　議（農林水産関係）

A　委員会決議

（A）　衆議院農林水産委員会

一　果樹農業振興に関する決議

（本名委員長発議）（昭和四二・五・一一日議決）

政府は、最近における我国果樹産業の実情にかんがみ、国内果樹農業者の生産意欲を阻害することのないよう生産者保護の立場を堅持し、次のような措置を講ずべきである。

一、国産果実の生産および流通の合理化を図るため、農道等の基盤整備事業、生産近代化施設、選果場等流通近代化施設並びに品種更新に対する国の助成を拡充すること。

二、外国産果実およびその加工品の輸入に当つては、国産果実の生産および消費を阻害しないよう輸入調整の方途につき充分配慮すること。

三、国産果実に対する需要の喚起を図るため、学校給食その他消費の拡大に努めること。

四、国産果実の輸出振興についての施策を拡充強化すると共に特に中華民国に対するりんごの輸出について政府間交渉を行ない、速やかに協定の締結に努めること。

右決議する。

（B）　衆議院物価問題等に関する特別委員会

一　乳価安定に関する決議

橋本龍太郎君提出（自民、社会、民社、公明四党共同提案）（昭和四二・四・二〇日議決）

牛乳及び乳製品に対する需要は、さらに増大するものと予想されるので、酪農振興対策の強化を図ることは必要であるが、これが直ちに消費者の負担に転嫁されることは物価対策上問題である。

よつて本委員会は牛乳価格の安定を図るため政府が左記の諸事項をすみやかに講ずるよう要請するものである。

記

一、酪農振興の基本対策

1　草地の改良、造成、国有林野の活用及び飼料作物の裏作奨励等酪農適地の効率的利用を進めること。

2　飼料の自給基盤を確立するとともに、輸入飼料については、政府の操作量を適正にし、飼料価格の安定に努めること。

3　乳用牛の改良、子牛育成対策の強化を図ること。

4　酪農経営資金融資の拡充、円滑化を進めること。

一、牛乳及び乳製品価格安定のための緊急措置

1　販売組織の合理化、販売方法の改善等を積極的に進め、集団購入、店頭販売等の奨励策を講ずるとともに店舗の改装等に低利・長期の資金を確保すること。

2　現在の家庭配達の慣習は、これを再検討すべきである。

3　大型容器の採用をも含めて、新容器の開発普及に努めること。

4　いわゆる色物加工乳については、その成分を表示せしめ、牛乳と乳飲料との区別を明確にすること。

5　前各項の実現のため必要な場合は、中小企業団体法による合理化事業を検討すること。

一、消費者行政について、経済企画庁の指導的役割を強化する等、格段の配慮をすること。

一、公正取引委員会は、牛乳価格について、違法な協定等が行なわれないよう厳重にこれを監視すること。

右決議する。

二　生鮮食料品の価格安定に関する決議

武部文君提出（自民、社会、民社、公明四党共同提案）（昭和四二・六・二九日議決）

本委員会は、生鮮食料品の価格安定を図るため、政府が左記の諸事項を積極的に講ずるよう要請するものである。

記

一、野菜集団産地指定の促進、育成の強化及び関係者の協議会による計画生産、計画出荷の体制を確立する。特に野菜安定資金制度の拡充強化に努めること。

二、水産物については、漁業生産基盤の整備、中小漁業の近代化を進めるとともに、水産資源の保護育成等について積極的な施策を講ずること。

三、中央卸売市場の施設の急速な整備を図るため、国庫補助率の引上げその他必要な地方財政上の措置の拡充強化に努めること。

四、中央卸売市場において、国及び開設者は、次の諸事項に留意し改善を図ること。

1　中央卸売市場の取引については、公明かつ適正を旨とし、流通の実情に即した合理的なルールの確立と、これが遵守に努めること。

2　卸売人については、市場ごとにその実情に即した統合、合併あるいは大型化などによつてその機能強化を促進すること。

3　仲買人については、その機能の充実を図るため、適正競争が行なわれる範囲での大型化を図るとともに共同化を促進すること。

4　標準的な卸売価格の表示装置の整備をすること。

五、地方市場の施設整備と統合を積極的に進めること。

六、小売商の近代化については、既存企業形態の近代化を基礎としながら協業化、総合化を進めるとともに、これが推進につき必要な援助措置を強化すること。

七、流通の円滑化のため、生鮮食料品の等級、規格、荷造、包装を改善すること。特に産地包装と小売包装の連続性を図ること。

八、コールドチェーンなどの保鮮流通については、技術開発とともに経済性についての検討を加えること。

九、生鮮食料品の生産、流通、価格等に対する情報サービスを、生産者、流通関係者及び消費者に対して、十分に提供するよう施策を強化すること。

十、合理的な食生活を目標とする消費者意識の啓発に努めるため、消費者行政を強化すること。

十一、消費者への利便供与並びに具体的な啓発刺戟のため地域の実情に応じて、公設小売市場の増設、生活協同組合の活用に努めるとともに、移動販売方式の導入についても検討を進めること。

右決議する。

⑥　質問主意書並びに政府答弁書（農林水産関係）

一　台湾産バナナ輸入取引に関する質問（衆議院）

(一)　質問主意書（昭和四二・三・一四日、春日一幸君提出、民社）

現在、台湾産バナナの輸入については、輸入貿易管理令により輸入割当て品目に指定されており、台湾産バナナの輸入業者は、同令第九条の輸入割当てを受けなければならないことになつている。

台湾産バナナの国内需給状況は、現在までのところ常に供給不足で、いわゆる売手市場となり、近い将来においても、その状況に変化はないものと考えられる。そのうえ年間輸入数量は、約七百八十万かご、輸出価格は一かご七米ドル又は八米ドルと定められている。

台湾側において、昭和三十九年度から輸出契約を結ぶ相手側としての日本の輸入業者の選択が、これまでの実績主義から台湾側が自由に選択できるように変更したため、台湾の輸出関係者は、日本の国内において自己の分身として多数の輸入商社（いわゆるダミー）を設けてこれらと輸出契約を結び、実質上輸出業者と輸入業者を兼ねて日本国内における流通面に支配力を伸ばし、日本の国内価格及び取扱量に次第に大きな影響力を持つようになつたのである。従つて日本国内の輸入業者は次第に排除され、また、国内

における輸入取引秩序が混乱させられた。このような事情のもとで日本の輸入業者が相当まとまつた数量の輸入契約の成立をさせようとする場合には、相手側からリベートを要求されることともなり、その結果、関税法及び外国為替管理法違反、さらに所得税又は法人税の脱税等を招くようなこととなつた。

さらに日本の輸入業者は台湾側との取引において一社の名儀で大量に契約を成立させると裏取引が存在すると推定されることを避けるため、あるいは輸入組合結成後の発言権の拡大と均当割当ての獲得のため等の理由から輸入契約数量を分散するために名目上のいわゆるダミー商社を設立してこれらに輸入割当てを受けさせていた次第である。

このような混乱した業界のあり方の当然の帰結として、従来から真面目に営業をしていた国内の業者は、法令違反を犯さない限り総輸入数量が年々増大しているにもかかわらずその取扱い数量は漸減の方向をたどり、まさに抹殺されようとする状態に立ち至つた。

このような状態を是正するため、昭和四十年六月輸入組合が結成され、行政面においても、もろもろの方策が考究されているようであるが、いまだ十分な成果をあげていない現状である。このような状態を放置しておくことは、国内の真面目な業者の存立を危うくし、かつ輸入取引秩序の混乱と腐敗をさらに深めることともなるのであるから、健全な輸入業者を維持し育成するため適切な行政措置を講じなければならないものと考える。

よつて、次の諸点について政府は、いかなる見解のもとにどのような方策を講じようとするのか明らかにされたい。

一　少量割当て輸入業者の保護育成について

(1)　政府は、年間輸入割当て量がおおむね一万かご以下の業者に対して輸入業界の整備の名のもとに合併ないし営業権の譲渡の指導ないし勧告を行なつており、輸入割当ての停止ないし保留をほのめかすことによつてその実をあげようとしている。これに応じて消え去つた業者もあるが、流通秩序の確立のために必要なことは、後述のペーパー業者及びダミー商社を整理することであつて流通秩序の整備に名を借りて輸入業者としての実績と実態をそなえている業者を輸入割当て量が少ないがゆえに整理をすることではないのである。後述するごとく、台湾産バナナの輸入業界においては、バナナの市場価格の安定ないし引下げのため相対的に多数の業者の存在が必要なのであり、製造工業におけるごとく、規模の利益が存在しない事業なのである。従つてペーパー業者ないしダミー商社の整理を促進するためにも、業者としての実績と実態をそなえている中小取扱数量の業者に対して事業体質の改善のため積極的に育成と指導を行ない、事業をまともに行なおうとする業者を育てることによつて流通秩序の確立を図るべきであつて、割当て量の多少によつて整備の対象とすべきではないと考える。

旅行者、留学生その他社会通念上輸入業を営む者であると考えられず明らかに利権あさりである個人、法人は、これらの行政指導を受け入れて輸入業者たろうとする気概と準備を持たないものであるから体質改善の行政指導を進めてゆけば次第に脱落してゆくものと考えられる。かかる観点からみて、政府として業者の体質改善と育成のため行政指導を進めるための方策を講ずべきであると考えるが、そのための方策があるのかどうか、その方針と内容を明らかにされたい。

(2)　現在台湾産バナナの輸入業は、免許制ないし許可制がしかれていないのであり、輸入割当て制度は、貿易上の見地から行なわれているのであつて事業の監督規制とは直接的に関係のないものと考えられるのであるが、輸入割当への保留ないし停止が行なわれるとこれまで実績がある業者であつても、ただちに死命を制せられることとなるのであつて輸入割当て行政の影響するところははなはだ重大であるといわなければならない。このような事情にかんがみ、輸入割当てを行なうに当たつては、真に公平、妥当な行政が行なわれることが特に必要であると考えられる。輸入割当てを利用して中小業者の整理をするような行政が行なわれるべきではないし、また、そのような行政が行なわれることはないと確信するが、この点についての政府の見解はどうか。

(3)　いわゆるペーパー業者は、輸入業者であるとはいいがたいものであり、整理すべきはもろろんであるが、ここで問題となるのは、ペーパー業者と非ペーパー業者との識別が現象的に困難であることである。従つてペーパー業者の整理に名を借りて輸入業者としての実績と実態をそなえながら取扱い数量が少ないため整理されかねないおそれがあることである。ペーパー業者の判定に当たつては、業者の実態を総合的に判断して慎重を期せられたい。

また、自由化後台湾側に輸入業者選択権を握られていたため、裏取引を拒否した者は、相対的に取扱い量が減少せざる

を得なかつたという業界のあり方に問題があるのであつて、現在取扱い量の少ない業者の中には事業拡大の意欲に燃えながらも、法令違反を犯してまで事業拡大をしようとはしなかつた業者が多数存在するという事実を認識のうえ業界秩序の確立を図られたい。輸入業者の企業の形態及び輸入の形態は、次のような要件に該当することとなるようおおむね、六箇月ないし一年位の期間をかけて業者に対する指導と育成をし、これをとおしてペーパー業者の整理をすることが適当であると考えるが、政府の見解はどうか。

輸入業者としての要件

(イ) 企業の形態

自己の所有又は自己名儀による賃借に係る営業所を有し、バナナ輸入業務を遂行するに足る資格と能力を有する代表者がおり、かつ、専従の役職員を一名以上おき、及び納税義務を全うしているものであること。

(ロ) 輸入の形態

自己名儀の輸入割当てに基づき、自己の名及び自らの計算において輸入業務を行なうこと。

二　営業の規模及び輸入割当てについて

昭和三十八年四月以前の輸入自由化前においては、輸入商社二百数十社、自由化後は七百数十社が存在していた。一昨年輸入組合結成に際しては、これらの業者の大部分が組合に加入した。

現在輸入秩序の改善という名目で業者の整理統合が行なわれつつあるが、これは、輸入業者の体質改善あるいは規模の利益の見地からのものではない。輸入商社であるため、製造業のごとく、取扱数量をふやし、規模を拡大したからといつて必ずしも生産性が向上し、コストが低下するものではない。むしろ年間総輸入量が限定されいる現在では、一社の取扱数量が大きくなればなるほど市場における価格支配力が強くなり、ただでさえ売手市場である現状のもとでは価格操作を容易にし、小売価格を引上げる大きな要因となるのであり、また、現にそうなつているのである。価格安定ないし引下げを実現するためには、輸入業者の数も相対的に多数とし、かつ、一社の取扱数量が数十万かごに達するような大口輸入業者が存在しないようにすべきである。従つてこの際、輸入割当てを行なうに際しては、一社の輸入割当て量の最高限度を現状より相当程度引下げるべきである。ダミー・ペーパーを整理し、そのうえで輸入割当てを

真に輸入業者としての実態をそなえる者に対し、公平に行ない、業界の安定と秩序の確立を図るべきであると考える。この点についての政府の見解及び対策を明らかにされたい。

三　ダミー業者の整理

ダミー業者には次のような形態がある。

(イ) 自社の社員又は親族を代表者とする法人又は団体を作り資本もすべて親会社が出しているもの

(ロ) 団体構成員の個人を輸入業者として仕立て、その割当てはすべて団体で処理しているもの

(ハ) 自社販売先加工業者の名を借り、これを別の輸入業者として仕立て割当てを取得しているもの

(ニ) 業界に全く関係のない法人あるいは個人名を借り、輸入業者として割当てを取得し、わずかの名儀料を支払つているもの

これらのダミー業者は、割当て取得のための手段として設けられたものであつて、親会社又は団体において、印鑑等を所持し、輸入業務、輸入組合員としての議決権等いつさいの実権を握つており、全くの分身であつて、これらのダミー業者が存在することは業界秩序の確立のためには全く有害無益であり、すみやかに整理すべきであると考える。そのためにはいかなる措置を講ずることが適切であるか政府の方策を明らかにされたい。

四　不良業者の排除

台湾産バナナの輸入に当たつて、外国為替管理法違反、関税法違反等が発生した。これらの法令違反と輸入割当てとは必ずしも行政目的を同一にするものではない。しかし、従来は、法令を遵守していた限り、事業の拡大は著しく困難であつたし、法令違反をした者に限つて事業を拡張することができ、その状態が現在まで維持されているという現状にかんがみ、これを是正するため、これらの不良業者に対しては、輸入割当てについて、なんらかの措置をとることが必要であり、かつ、適当であると考えるのであるが、これに対する政府の見解及びとるべき措置はどうか。

右質問する。

(二)　政府答弁書（昭和四二・三・二八日受領）

一、生鮮バナナについては、すでに昭和三十八年四月自由化に踏み切つた次第であるが

(イ) 主たる供給地である台湾の輸出が、供給力は大巾に増大し

たにもかゝわらず、依然としてわが国の輸入需要に追い付かず、

(ロ) 加えて、台湾側が対日輸出について規制を強化し、

(ハ) また、台湾以外の地域、特に中南米からのバナナの輸入は、品質、輸送上の不利、船賃の高騰等のため伸びなやみとなり、

その結果、輸入業者が台湾に殺到して激しい競争が現出し、外貨損失、不公正競争の発生などの弊害が生ずるに至つた。

かかる弊害を是正し、輸入秩序の維持をはかるため、政府としては、業界の自主調整によらしむべく輸入組合の設立を指導するとともに、台湾産バナナについて、昭和四十年七月以降過去の実績に基づく輸入割当てを実施した次第である。

その結果、輸入秩序は急速に改善せられ、輸入組合と台湾側との交渉によつて、価格その他の取引条件も漸次改善されてきている現状である。

しかしながら、取引条件の改善とともにバナナ輸入が終戦後ほどではないにしても、再び、かなりの高利益をあげることができるようになり、その結果、一方において輸入割当ての取得をめぐる争いが激しくなるとともに、他方、輸入割当てを受けながら自ら輸入業務を行なわず、単に割当てを転売する等の方法によつて不当な利益を取得するものが生ずる等、いわゆるペーパー業者ないしダミー業者による輸入割当ての利権化の傾向が指摘された。

二、以上のような問題について考えるに、まず問題の起る基本は、過去において抑圧されていたバナナ需要が、自由化以後急激に増大し、台湾産バナナの如きは、三年間に八倍に達する輸入の増大をみたにもかかわらず、なお国内の需要に追い付けず、依然として供給不足の状態にある。

このため、政府としては、今後、国内果樹産業への影響を考慮しつつ、各種の方策により、出来る限り輸入の増大をはかることによつて、問題の基本的解決をはかることが正道であると考えている。

この点に関し、現に昨年十一月、バナナの浜相場は輸入原価以下に低下した事実もあり、またフィリピン等台湾以外の諸地域からの輸入増大の可能性も伝えられるので、おそらく、来年以降は、バナナの需給状況に関しても、相当の緩和をみるものと予想される。

三、しかしながら、なおしばらくの間は、海外からの供給が国内需要の増大に追い付かず、相対的供給不足の状態が残る可能性があり、加うるに、現在なおバナナ業界内部の利害の対立は、依然として著しいものがあり、激しい過当競争がいつでも顕在化する可能性を持つているので、もし割当てをはずせば、直ちに、二年前の混乱に戻ることは必定であり、これは業者間のみならず、国家的損失であると考えられる。

従つて、かかる損失を防止するためには、輸入組合を中心とする業界の自主的な努力によつて輸入秩序の確立をはかるとともに、当分の間、現在の割当制度による輸入秩序維持策を堅持する必要があるものと考える。

四、上記の如き方針に基づき、輸入組合の健全な発展をはかり、輸入割当てにともなう弊害を除去するためには、まず、輸入業者自体の自主的な努力によつて積極的にその体質の改善がはかられ、健全な輸入業者が維持育成されることが望ましく、輸入組合内部においても、現在、任意の企業合併、あるいは営業譲渡等の方法によつて、いわゆるペーパー業者ないしダミー業者の整理とともに、それぞれの企業自体の体質改善のために格段の努力が払われつつある現状である。

これと併行し、政府においても、輸入業者の体質改善と割当てにともなう弊害の除去を目的として、ペーパー業者ないしダミー業者を排除する方針をとり、昨年十二月、台湾産バナナの全輸入業者から企業の実態、輸入の形態等に関する詳細な報告を徴し、目下その実態に関し慎重に調査検討中である。

御質問の第一点(少量割当輸入業者の保護育成)については

(1) 政府としては、健全な輸入業者を育成するため、割当てを取得しながら自主的な経営体として自らの責任と計算において輸入業務を行なわない、いわゆるペーパー業者またはダミー業者については、極力これを排除すべきものと考えるが、健全なる輸入業者については、これを育成すべきものであり、その輸入割当量が少量なるが故をもつて整理することは適当でないと考える。

また、業界を育成指導することは政府の当然の責務であり、業界の自主的努力による体質改善の成果は極力これを尊重する考えであり、これを中心として、今後バナナ輸入業界の健全化をはかるとともに、他方、業界の自主的努力のみによつては十分な成果をあげ得ないものについては、積極的指導を行ない、なお改善の実をあげないものについては、毅然たる態度で対処すべきものと考える。

なお、現在輸入組合において、体質改善のために、営業の規模として年間輸入数量おおむね一万カゴ以上がのぞましい旨のべているおもむきであるが、その趣旨は国内取引と異なり、およそ海外との取引きを業とする輸入業者としては、少なくともこの程度以上の規模を有することが望ましい旨の一応の目途を与えて、その自主的な体質改善の努力をすすめているものと思われる。

さらに、貿易業においても規模の利益が全くないということではなく、今後も輸出入取引法に基づく貿易連合の活用など検討していきたい。

(2) 輸入割当がその企業経営にとつて大きな影響を与えることは御指摘のとおりであり、その公平妥当な運用について十分配慮していく考えである。

(3) ペーパー業者の識別については企業の実態、輸入の形態等各種の観点を考慮し、御指摘のとおり総合的判断を行なう所存である。

なお、現在の輸入業者の体質改善は、先に述べたとおり業界の自主的努力によつて急速に進められつつあり、政府としてもかかる業界の自主的努力の成果を充分勘案しつつ、体質の改善をすすめたい考えである。

御質問の第二点(営業の規模及び輸入割当て)については

現在、輸入業者間においてその体質改善、ペーパー業者、ダミー業者の整理を目的として、自主的な努力により任意的整理統合が行なわれつつあり、その結果、近い将来において輸入業者の数は相当程度減少するものと思われる。しかしながら、バナナ輸入業界は、昭和三八、三九年の自由化時代においてその数が激増して七〇〇社にも及び、その過当競争の弊害が現在の如き台湾産バナナ割当制度への復帰を余儀なくせしめた状況であり、現在においても、先に述べた如く、むしろ数が多すぎるために業界内部には、依然として過当競争の危険性が潜在する実情であり、今回の整理統合が行なわれた後においても、単にペーパー業者、ダミー業者が整理されるにとどまり、輸入業者数の減少によつて市場における価格支配が特に著しく強まるおそれはないものと考えられる。

さらにまた、現在台湾以外の地域からのバナナの輸入は自由化されており、先にのべた如く、将来フイリピン、中南米等からの供給力の増大も予想され、かかる観点からも、現状において価格独占のおそれはないものと思われるが、政府としては、今後とも一部輸入業者による価格支配的弊害が出ないよう十分市場の状況および国産果実の動向を注視しつつ、輸入総量の増大と流通機構の改善をあわせ進めることによつて価格の引下げに努力いたしたい。

御質問の第三点(ダミー業者の整理)については

ダミー業者については、輸入業界の体質改善のために、御指摘のとおり極力これを排除すべきものと考えられ、健全な輸入業者として望ましくないダミー業者であることが明確なものについては、先に述べたとおり、業界自体の自主的努力と政府の指導によつて、すみやかにこれが整理を促進したい考えである。

御質問の第四点(不良業者の排除)については

台湾産バナナの輸入にあたつて、外国為替及び外国貿易管理法および関税法等に違反し、判決等によつて、その事実が確定したものについては、その違反の内容、性質等に応じ輸入割当てを行なうことが不適当と思料される場合は、所要の措置を講ずることとする考えである。

右答弁する。

二　台湾産バナナ輸入取引に関する再質問

(一) 質問主意書(昭和四二・四・一〇日、春日一幸君提出、民社)

三月二十八日附質問主意書に対する答弁書は、質問項目に対し答弁がされてない部分があるので再質問する。

今回台湾産バナナの輸入に関する質問を行なつた趣旨は、資本取引の自由化が進められようとしている現在、果物類の国内流通市場においても、自由化の進展に伴い、国内市場に進出が予想される外国の青果物専門の大企業との間において生ずる競争に際し、国内の関係事業者があい協力して国内市場をまもり、業界の安定を期することができるようにするためである。

従つてこの台湾産バナナの輸入業界に対する政府の施策もまた、このような観点から公正な輸入秩序の確立を図ることにより、外貨資金の不必要な流出を防ぎ、及び消費者価格を安定ない

し低下させるとともに、加工業者及びりんご、みかん、その他の国産果物の生産者保護に資することができるよう指向すべきものであると考える。

右に述べた趣旨を前提として次の諸点についてその施策をどう講ずるか、明らかにされたい。

一　政府の答弁書にも述べているとおり、過去の台湾産バナナの輸入業界においては、「不公正競争が発生し」、この弊害を是正するため昭和四十年七月以降は、過去の実績に基づく輸入割当てが実施されたのである。しかし、過去の実績たるや、さきに提出した質問主意書にも述べたごとく、「不公正競争」の結果生じた実績でありこれをそのまま温存しているところに問題がある。すなわち、最近行なわれている合併又は営業譲渡等に際してこの割当て実績が財産権化し、及び輸入割当て行政においても、これを利権として扱う傾向がみられるのである。また、かつて七百社に及ぶ業者数が現在二百六十社ないし二百七十社程度に整理されようとしているが、政府は、その答弁書で「むしろ数が多すぎるために業界内部には、依然として過当競争の危険性が潜在する実情であり、うんぬん」とあつて、業者数の過多から招来される過当競争という認識であるが、問題の焦点は、過去における不公正競争の結果生じた実績を是正しなければならないという点にある。

すなわち、輸入割当ての是正を行なわない限り、不公正競争が一掃されたとはいいがたいのであり、七百社から二百数十社に減少したという業者の離合集散のみで事足りるわけではない。この点についての政府の答弁がされていない。施策の方向を明らかにされたい。

二　消費者価格を低位に安定させるためには、特定少数の輸入業者が流通市場において価格支配力をもち、価格操作を容易にできるような状態を存置しておくことが好ましくないことは当然である。さきの質問主意書でも述べたとおり、年間輸入総量が定まつており、供給量の増減によつて価格を安定させる機能を十分に働かせることができない現状のもとで、上位十数社が年間数量七百八十万かごのうち、約三百万かごの数量を押え、かつ、製造業とは異なり、それほどの固定設備を必要としない業態である輸入業において、大口割当てを受ける業者の存在は、必ずしも好ましいものと考えるわけにはいかない。まして大口割当てを受けることができる業者のなかに過去の不公正競争によつて実績を獲得したものの占める

割合が小口の割当ての場合に比して相対的に高いという状況にかんがみるならば、流通市場に公正な競争条件を導入するためにも、この際割当ての方法について相当の措置を講ずべきであると考える。この点について、さきの質問に対し政府の答弁がされていないので明らかにされたい。

三　さらに、この際、次の点について質問する。

(1)　日本バナナ輸入組合は、昨年八月「バナナ輸入取引について組合員の遵守すべき事項を定める規約」を総代会の議決を経て通商産業大臣に認可の申請をしたが、現在に至るも、まだ、認可がされていない。これはどのような事情によるのか。また、輸入割当てが当該規約の内容に従つて行なわれているようであるが、認可されていない規約の内容に従つて輸入割当てが行なわれているのはなぜか。

(2)　資本取引の自由化に伴い、国内に進出が予想される外国企業に対抗するためには、輸入業者と加工業者とがそれぞれの事業の分野において業界の安定を図るとともに、相互に有機的に協力し、国内の関係事業者が一体となつて強大な外国資本に当たるのでなければ、今後の国内市場は、彼らに押えられてしまうこととなるであろう。政府は、輸入業者と加工業者との間の協力組織について対策があるのかどうか。

右質問する。

(二)　政府答弁書（昭和四二・四・二五日受領）

台湾産バナナ輸入に対する政府の施策は、輸入秩序を確立するとともに、国内果樹産業への影響を勘案しつつ、輸入の増大、流通の合理化等により消費者価格の安定を図り、かつ、日華両国間貿易の健全な発展を促進するにあり、今後もこれらの諸点に十分配慮し、不断の努力を続けていく所存である。

一　昭和四十年七月、台湾産バナナの輸入割り当ての実施に当たつては、輸入秩序確立の見地から、昭和三十八年度および昭和三十九年度の二年間を基準期間として採用し、最も過当競争が激しかつたと思われる昭和四十年四月から六月までの実績はこれを採用しなかつた。

基準期間に採用された自由化時代の「不公正競争」の事実については、先の答弁書においても述べてあるとおり、その事実が裁判において確定し、その内容、性質等から輸入割り当てを行なうに不適当であると思料される場合には、その取り扱いにつ

いて十分検討し、所要の措置をとる考えである。

また、今回、輸入業者の自主的努力と政府の指導により、ペーパー業者、ダミー業者の整理が行なわれたが、今後、さらに、輸入業者がその本来の機能を活かして効率的な輸入を行なうとともに、国内流通の円滑化や物価対策上の観点等を配慮して、十分流通業者としての社会的機能を果たすよう常に注視していく所存である。

二　最近のバナナ価格の動向は、主として需給および品質によつて影響されるところが大きいと考えられ、また、現在台湾以外の地域からのバナナの輸入は、自由化されているので、先の答弁書で述べたとおり、今回のペーパー業者およびダミー業者の整理によつて特に価格支配が強まるおそれはないと考えられる。

また、割当業者数が減少したといつてもなお約二百五十社にのぼる輸入業者が割り当てを受けており、最も大きい割当業者であつても、全割当量の六パーセント弱に過ぎない現状にあり、この点からも価格支配のおそれはないと思われるが、政府としては、今後とも一部輸入業者による価格支配的弊害が出ないよう十分市場の状況および国産果実の動向を注視しつつ、価格の安定と引下げに努力していく所存である。

三(1)　昨年八月輸入組合の総代会で決定した「バナナの輸入取引について組合員の遵守すべき事項を定める規約」については、その内容について慎重に審査中のところ、バナナ輸入をめぐつて各種の問題が生じ、政府においても、かかる事態に対処し、いわゆるペーパー業者、ダミー業者の整理を行なうこととしたため、前記の規約をそのまま認可することは不適当となつたものである。

また、現在、台湾産バナナの輸入割り当ては、輸入貿易管理令に基づき通商産業大臣が行なつているものであつて、前記の規約にしたがつたものではない。

(2)　バナナ業界が健全に発展するためには、輸入業者と加工業者とが相互にそれぞれの立場を尊重して有機的に協力することが必要であり、政府としては、全国的な加工業者の組織を育成し、かかる加工業者の団体と輸入組合とが流通、需給等各般の問題に関し、話し合いを行なうなど、自主的な努力を重ねることによつて、業界の安定と発展が確保されることを期待している。

右答弁する。

⑦　請願審査一覧（農林水産委員会に付託、採択されたもの）

請願番号	件名
二二	飼料価格安定対策確立に関する請願
五二	協同組合共済制度の維持育成に関する請願
五六	松くい虫防除対策費に関する請願
五七	製材用原木価格調整措置に関する請願
一七五	農林漁業近代化の促進に関する請願
一九三	養豚振興に関する請願
三四九	農林道事業の地元負担軽減に関する請願
三五〇	飼料値上げ反対に関する請願
四〇〇	ニューカッスル病対策に関する請願
四七八	消費者米価値上げ反対に関する請願　外四件
五四九	消費者米価すえ置に関する請願
六〇〇	農事放送施設に対する助成措置等に関する請願
六四五	岩手県下の漁港局部改良事業の推進等に関する請願
七二五	愛知用水公団職員の身分安定に関する請願
八八一	山村振興事業にかかる市町村負担の軽減措置に関する請願
一〇六五	生活改良普及員の増員並びに離島への適正配置に関する請願
一〇七五	果樹の寒害対策に関する請願
一一〇一	ブリ資源保護に関する請願
一三三五	岡山県下のニューカッスル病対策に関する請願

一四八九	土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願　外三件
一五〇七	中国産食肉輸入禁止解除に関する請願　外七三六件
一八〇一	鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願　外四三件
二二四七	農業協同組合の共同利用施設「農事放送」に対する助成措置及び制度の整備に関する請願　外二〇件
三一三三	土地改良区の統合整備及び運営費に対する財政措置に関する請願　外二件
三四三七	国内養ほう業者保護育成に関する請願
三四四〇	農業者年金制度の早期創設に関する請願　外一件
三四四一	豚肉の消費拡大及びかん詰加工利用に関する請願　外一件
三四四四	干害並びにひよう害等に対する天災融資法適用等に関する請願　外一件
三七八五	岩手県を主要食糧供給基地とするための地域開発諸施策実施に関する請願
三七八七	岩手県を含む北東北地方におけるビート栽培に関する請願
四〇八八	食糧自給政策確立に関する請願

計八四二件

備考　今国会中農林水産委員会に付託された請願の総件数は、一、三八一件である。

⑧　農・畜産物の告示価格一覧

(一)　農産物価格安定法第五条第一項に基づく、昭和四十一年産の甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格並びに昭和四十一年産の甘しよ又は馬鈴しよを原料として生産した甘しよ平切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格

（昭和四一・一〇・一七日告示）

イ、甘しよ及び馬鈴しよの原料基準価格

甘しよ	三七・五kg	三四〇円
馬鈴しよ	〃	二五五円

備考1　甘しよの価格は、甘しよのでん粉歩どまりが二四・〇%の甘しよの価格。馬鈴しよの価格は馬鈴しよのでん粉歩どまりが一六・五%の馬鈴しよの価格。

2　甘しよのでん粉歩どまりが二四・〇%に満たない甘しよの価格又は馬鈴しよのでん粉歩どまりが一六・五%に満たない馬鈴しよの価格は、甘しよのでん粉歩どまり又は馬鈴しよのでん粉歩どまり〇・五%につき五円の割合で差引いた額とする。

3　甘しよのでん粉歩どまりが二四・〇%をこえる甘しよの価格又は馬鈴しよのでん粉歩どまりが一六・五%をこえる馬鈴しよの価格は、甘しよのでん粉歩どまりが二四・〇%の甘しよの価格、馬鈴しよのでん粉歩どまりが一六・五%の馬鈴しよの価格と同額とする。

4　裸の甘しよ又は馬鈴しよの価格である。

5　その甘しよ又は馬鈴しよが生産されたほ場又は当該ほ場に最も近接した集荷場所において受渡しが行なわれる場合の価格である。

ロ　甘しよ平切干、甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉の政府買入価格

甘しよ平切干	
正味三〇kgにつき	
一、〇〇五円（一等）	九九七円（二等）
正味六〇kgにつき	
二、〇一〇円（一等）	一、九九四円（二等）

甘しよ並でん粉
正味二五kgにつき　東京都
一、二八三円(一等)　一、二六三円(二等)
備考　この価格は、容器入りのものの価格である。

(二)の2　同法第二十七条第一項に基づく、昭和四十一年十月一日から昭和四十二年九月三十日までに製造される国内産ぶどう糖の糖価安定事業団の買入価格(二十七条二項により告示)
(昭和四一・一一・一〇日告示)
イ、無水結晶ぶどう糖　正味一、〇〇〇kgにつき　九一、三〇〇円
ロ、含水結晶ぶどう糖　〃　八二、八〇〇円
ハ、精製ぶどう糖　〃　七七、一〇〇円
備考　この価格は容器入りのものの価格である。

(二)の3　同法第二十条第一項に基づく、昭和四十一年十月一日から昭和四十二年九月三十日までに収穫されるさとうきびの最低生産者価格(二十一条二項により告示)
(昭和四一・一一・一九日告示)
一、〇〇〇kgにつき　五、九九〇円
備考1　この価格は、ブリックス度が一九・〇度以上のさとうきびの価格とする。
2　ブリックス度が一九・〇度未満一六・〇度以上のさとうきびについては、この価格から六九〇円を差引いた価格とする。
3　この価格は、さとうきびの生産された、ほ場に最も近接した集荷場所において受渡しが行なわれる場合の価格である。

(二)の4　同法第二十二条第一項に基づく、昭和四十一年十月一日から昭和四十二年九月三十日までに収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖の糖価安定事業団の買入価格(二十二条二項により告示)
(昭和四一・一一・二五日告示)
正味一、〇〇〇kgにつき　八三、四〇〇円
備考　この価格は、容器入りのものの価格である。

(二)の5　同法第二十条第一項に基づく、昭和四十二年において、は種されるてん菜の最低生産者価格(二十一条二項により告示)
(昭和四二・四・一〇日告示)
一、〇〇〇kgにつき　六、九七〇円

(三)　大豆なたね交付金暫定措置法(第二条第二項第一号)に基づく、昭和四十一年産大豆及び昭和四十二年産なたねの基準価格
(昭和四一・一〇・三一日告示)
イ、昭和四十一年産大豆の基準価格
六〇kg当たり　四、〇〇〇円
(昭和四二・六・三〇日告示)
ロ、昭和四十二年産なたねの基準価格
六〇kg当たり　四、〇一〇円

(四)　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(第十一条第一項)に基づく、昭和四十二年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格
(昭和四二・三・三一日告示)
イ　加工原料乳の保証価格
一kg　四〇・三九円
(一升当り六九・四三銭)

ロ　加工原料乳の基準取引価格　一kg　三四・七九円
（〃　五九・六四銭）

ハ　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量　八八一千トン

ニ　指定乳製品の安定指標価格

バター	一・〇kg	六一二円
脱脂粉乳	一二・五kg	四、五七七円
全脂加糖れん乳	二四・五kg	五、〇三八円
脱脂加糖れん乳	二五・五kg	四、五二二円

注　1　加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分三・二%の加工原料乳について定めたものである。

2　加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたものである。

（五）畜産物の価格安定等に関する法律第三条第一項に基づく、昭和四十二年度の指定食肉の安定価格
（昭和四二・三・三一日告示）

イ　安定基準価格　一kg　三二〇円
ロ　安定上位価格　一kg　三九〇円

注　関東水準（大宮市・東京都の区の存する地域・横浜市・名古屋市）の皮はぎ法により整形したものの価格である。

（六）畜産物の価格安定等に関する法律施行規則第五条第四号に基づく、鶏卵の調整保管措置を行う場合のその基準価格と実施期間
（昭和四二・五・一五日告示）

イ　基準価格　一kg　一六二円
ロ　実施期間　殻付卵　昭和四二年八月三一日までに保管開始をし、その開始の日から三ヶ月間
液卵　昭和四二年八月三一日までに保管開始をし、その開始の日から昭和四二年一二月三一日まで

（七の1）食糧管理法第四条ノ二第二項に基づく、昭和四二年産麦の政府買入れ価格
（昭和四二・六・三〇日告示）

普通小粒大麦（第二類三等五二・五kg俵一俵につき）　一、四九八円
普通大粒大麦
普通はだか麦　三類三等　五二・五kg　二、四三七円
普通はだか麦　三類三等　六〇kg　三、二六九円
普通小麦　二類三等　六〇kg　三、一四五円
注　この価格は、包装代（新俵・複式俵）二一一円および検査手数料相当額一〇円（一俵当たり）等を含まない価格である。

（七の2）同法第四条ノ三第三項に基づく、麦の標準売渡価格（昭和四二年七月一日から施行）
（昭和四二・六・三〇日告示）

普通小粒大麦（第二類三等五二・五kg俵一俵につき）　一、九四一円
アメリカ産ウェスタン・バーレイNo.2の麦（正味一〇〇kgにつき）　二、五八二円
アメリカ産ウェスタン・ホワイトNo.2の麦（正味一〇〇kgにつき）　三、四六四円

（七の3）食糧管理法第三条第二項に基づく、昭和四十二年産の米穀の政府の買入れ価格
（昭和四二年七月二六日告示）

種類	量目	等級	買入期日別価格	
			一〇月一日～一〇月一〇日	一〇月一一日以降のもの
玄米	正味六〇kgにつき	一等	七、九九二円	七、九一二円
		二等	七、九一一	七、八三二
		三等	七、八三二	七、七五二
		四等	七、七五二	七、六七二
		五等	七、五五二	七、四七二
		一等	一〇月一二日～一〇月二〇日	
		二等	七、八三二円	七、七五二円
		三等	七、七五二	七、六七二
		四等	七、六七二	七、五九二
		五等	七、五九二	七、三九二
			七、三九二	

備考1. この表は代表的な一例を示したものである。

2. 裸価格である。

3. なお、四十二年産米の一～四等平均、包装込、生産者手取予定価格、（一五〇kg当り）は一九、五二一円である。

（八）生産者米価（政府買入れ価格）の推移

（決定時、一～四等平均玄米一五〇kg当たり、単位円）

		対前年比増加額	同増加率%
三二年	一〇、三二二・五	二五二・五	二・五
三三年	一〇、三一三	〇・五	〇
三四年	一〇、三三三	一〇	〇・一
三五年	一〇、四〇五	七二	〇・七
三六年	一一、〇五二・五	六四七・五	六・二
三七年	一二、一七七	一、一二四・五	一〇・二
三八年	一三、二〇四	一、〇二七	八・四
三九年	一五、〇〇一	一、七九七	一三・六
四〇年	一六、三七五	一、三七四	九・二
四一年	一七、八七七	一、五〇二	九・二
四二年	一九、五二一	一、六四四	九・二

（九）物価統制令第四条の規定に基づく、食糧管理法第八条ノ二第二項の販売業者が販売する米穀の販売価格の統制額

配給品目の改定案

（価格は乙地、精米10kg当たり）

現行	原料米		改定案
上米（1,215円）	国内産水稲うるち1—3等		内地米（1,395円）（基本配給）
	同	4等	
並み米（1,175円）	同	5等	徳用上米（1,180円）（希望配給）
	準内地米	米国産加州米	
		韓国米	
		中共産しやおちやん米	
		台湾米	徳用米（970円）
		中共産常熟米	
徳用米（970円）		米国産南部米	
		スペイン米	
	その他内地米		

（注）政府は、九月八日の閣議で右の表の通り、配給米の価格を一〇月一日から実施することを決めてた。